# 令和３年度
# 町会・自治会活動活性化促進調査
# 報告書

令和３年 12 月

品川区

# 目　次

Ⅰ．調査の概要 ..... 1
　１．調査の目的 ..... 1
　２．調査の内容と方法..... 1
Ⅱ．先行研究および先行事例調査..... 2
　１．特別区および都内市部における条例調査..... 2
　２．全国の町会・自治会等に関する条例調査..... 7
Ⅲ．区内全町会・自治会に対するアンケート調査..... 9
　１．実施概要 ..... 9
　２．調査の結果 ..... 22
Ⅳ．地域センター職員に対するヒアリング調査..... 65
　１．地域センターの概要..... 65
　２．ヒアリング調査概要..... 65
　３．ヒアリング調査結果（項目別）..... 68
Ⅴ．町会・自治会に対するヒアリング調査 ..... 72
　１．女性会長の町会・自治会ヒアリング結果 ..... 72
　２．町会とマンションの関係に関するヒアリング結果..... 73
　３．町会活動に関するヒアリング結果..... 74
　４．組織基盤に関するヒアリング結果..... 75
　５．ＩＣＴ活用に関するヒアリング結果..... 76
Ⅵ．町会・自治会の現状と課題..... 77
Ⅶ．今後の支援施策の提案等..... 81
Ⅷ．まとめ ..... 84

# Ⅰ．調査の概要

## １．調査の目的

品川区では、平成 26 年・27 年度の２か年に渡り実施した、「町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究」に基づき、平成 28 年度に「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」（以下、「条例」とする。）を施行した。

品川区では条例施行後に多くの補助制度等を打ち出し、町会・自治会に対する支援を強化してきた。しかしながら、これらの支援による効果は目に見えるものではなく、有効性の検証は難しい状況にある。そこで、これまでの区の支援策がどのように町会・自治会の活動の活性化に寄与してきたのか、その効果を測るとともに、状況の変化等を正確に把握し、今後の新たな支援策の検討に活かすことを目的として調査を実施した。

## ２．調査の内容と方法

### （１）先行研究および先行事例調査

約 50 の市区町村（23 区含む）を対象に、町会・自治会に関する条例の制定状況や、取り組み事例などを調査した。

### （２）区内全町会・自治会に対するアンケート調査

区内 201 町会・自治会を対象に 44 項目のアンケート調査を実施した。調査票を郵送配布・回収し、平成 26 年度の「町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究」にて実施したアンケート調査項目をベースとし、経年変化や条例施行後の状況、新型コロナウイルス感染症が及ぼした活動への影響に関して調査を行った。

### （３）地域センター職員に対するヒアリング調査

全 13 地域センターの職員（所長・副所長など）に対して、町会・自治会からの困りごとや相談、要望や、現場職員が感じる町会・自治会の現状と課題や、条例施行後の町会・自治会の活動に対する変化、運営面および活動面の課題、必要だと感じる支援策や、町会・自治会活動の先進的な取組などに関するヒアリング調査を行った。

### （４）町会・自治会に対するヒアリング調査

アンケート調査や地域センターヒアリング調査の結果を踏まえ、町会・自治会を５つに分類（女性会長の町会・自治会、区域内大型マンション有りの町会・自治会、事業などが活発な町会・自治会、組織基盤強化の工夫をしている町会・自治会、ＩＣＴ等を活用している町会・自治会）し、分類別にグループヒアリングを実施した。

# Ⅱ．先行研究および先行事例調査

## １．特別区および都内市部における条例調査

### （１）実施内容

特別区および都内市部の各自治体がインターネット上で公開している例規集から、以下の条例を抽出し、その内容について精査し整理した。

・ 町会・自治会の活性化等が謳われた条例
・ マンション建築・管理等に関する条例・要綱など

なお、以下の情報は調査を実施した令和２年６月時点のものである。

### （２）実施結果

○ 町会・自治会に関する条例は５件。うち４件は町会への活動参加や加入を努力義務として規定

町会・自治会に関する条例は以下の５件が確認できた。

・ 品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例
・ 渋谷区新たな地域活性化のための条例
・ 豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例
・ 八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例
・ 立川市自治会等を応援する条例

品川区は他自治体に先駆けて条例を制定しており、「区の責務」、「区民の役割」、「事業者の役割」などを明示している。

区民/住民の役割については、渋谷区以外の４条例で規定されている。品川区および豊島区の条例では住民に対して町会活動への参加を努力義務として規定している。一方、八王子市および立川市の条例は、区民に対して町会・自治会への加入を努力義務として規定している。

また、マンションや住宅に関する事業者への責務・役割は豊島区以外の４条例で規定されており、それぞれ加入促進などについて支援をすることが求められている。

○ 建築等に関する条例・要綱等のうち地域コミュニティに関する規定がある区は 23 区中 17 区

マンション等の建築・管理に関する条例・要綱等は 23 区全てで確認できた。そのうち、事業者に対する町会・自治会への参画等についての規定があった区は 17 区（約 74%）となった。地域コミュニティに関する情報提供を求めるもの（中央区、中野区など）、マンション入居者に地縁団体への加入を誘導・指導するもの（千代田区、台東区、墨田区など）がある。品川区は「中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」および「ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱」の中で、町会活動への参加および協働に向けた取組を求めている。

また、都内市部では立川市および府中市の２市で町会・自治会への加入促進に関する記載が確認できた。

【町会・自治会に関する条例（特別区および都内市部）】

| 自治体 | 町会・自治会に関する条例 | 住民への加入促進に関する条文 | マンション業者への加入促進（協力）に関する条文 |
|---|---|---|---|
| 品川区 | 品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例 | 第６条「区民は、地域コミュニティの重要性を理解し、町会および自治会の活動に積極的に参加し、および協力するよう努めるものとする。」 | 第 12 条２項「マンション管理者等は、管理するマンションの所在する区域の町会が当該町会への加入を促進するために必要な活動、当該町会の活動の周知等のために必要な範囲において共用部分への立入りを求めたときは、当該マンションの管理に支障のない限りにおいて、これに協力するものとする。」 |
| 渋谷区 | 渋谷区新たな地域活性化のための条例 | - | 第６条「宅地建物取引業を営む事業者は、その事業活動がまちづくりの一部をなすことを自覚し、区内に所在する宅地又は建物について、売買若しくは交換又は貸借の代理若しくは媒介をした場合であって、当該宅地又は建物が所在する地域の町会その他の地域共同体が第四条第一項に規定する行為を行っている場合においては、これに積極的に協力するよう努めなければならない。」 |
| 豊島区 | 豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例 | 第７条「区民は、町会活動に参加し、又は協力するなど、地域の一員として安全で安心な住みよいまちづくりに協力するよう努めるものとする。」 | - |
| 八王子市 | 八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例 | 第７条「市民は、地域の一員であることを認識し、相互に支え合い、安心していきいきと暮らすために、町会・自治会に加入するよう努めるものとする。」 | 第 10 条「住宅関連事業者は、市内の住宅を購入又は賃借しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の町会・自治会への加入又は新たな町会・自治会の設立の促進に努めるものとする。」 |
| 立川市 | 立川市自治会等を応援する条例 | 第４条「市民は、自らが地域の一員であることを認識し、地域コミュニティの中心となって活動している自治会等の重要性について、理解及び関心を深め、自らが居住する地域の自治会に加入するよう努めるものとする。」 | 第７条「住宅関連事業者は、市民の自治会への加入及び自治会等の活動への参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。」 |

【町会・自治会等に関する規定のある条例・要綱等】

| 自治体 | マンション建築に関する条例名（カッコは要綱等） | 該当条文 |
|---|---|---|
| 千代田区 | （千代田区ワンルームマンション等建築物に関する指導要綱） | 第５条４項　建築主及び所有者等は、その建築、所有又は管理するワンルームマンション等建築物の入居者に対し、町会等の地縁団体に加入するように指導に努めなければならない。 |
| 中央区 | 中央区マンションの適正な管理を推進する条例 | 第 12 条２項　建築主は、マンションを建築しようとするときは、前項の良好なコミュニティを形成するため、居住予定者に対して、区規則で定める事項を周知するものとする。<br>【施行規則】第６条　条例第十二条第二項に規定する区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。<br>一　地域行事その他の地域コミュニティの形成に寄与する活動への参加に関すること。<br>二　町会、町会連合会、地域の防災組織等への参加又は連携に関すること。 |
| 台東区 | 東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例 | 第 19 条の２ 建築主等又は所有者は、集合住宅の入居者の町会又は自治会への加入に関し、規則で定めるところにより、必要な協力を行うよう努めなければならない。<br>【施行規則】第16条の２　条例第19条の２に規定する協力は、次に掲げるものとする。<br>(1)　町会又は自治会への加入について、必要な情報を当該集合住宅の入居者に周知すること。<br>(2)　その他区長が必要と認める協力 |
| 墨田区 | 墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例 | 【施行規則】第 32 条　事業者等は、集合住宅の入居予定者とその周辺地域の住民とが交流し、良好なコミュニティが形成されるよう、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。<br>(1)　入居予定者に対し、町会、自治会等への加入を誘導すること。<br>(2)　町会、自治会等のお知らせ等を掲示することができる掲示板を入居者に見やすい場所に設置すること。<br>(3)　区民等から管理に係る協定の締結を求められたときは、区民等と協議の上、協定の締結に努めること。 |
| 江東区 | 江東区マンション等の建設に関する条例 | 第 27 条　地域住民と当該マンション又はワンルームマンションの入居者との良好な地域コミュニティの形成に努めなければならない。<br>２　事業者は、良好な地域コミュニティの形成のため、規則で定める事項について、入居者の誘導等必要な措置を講ずるものとする。<br>【施行規則】第 21 条　条例第 27 条第２項の規則で定める事項は、次のとおりする。<br>(1)　町会及び自治会への加入<br>(2)　地域住民との協定の締結及び遵守<br>(3)　住民登録等の届出<br>(4)　地域行事等への参加<br>(5)　管理人による行政情報の提供 |
| 品川区 | （品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱）<br>（品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱） | 【中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱】<br>第 26 条 次号主は、良好な地域コミュニティを維持および形成し、居住者や周辺地域住民がより強いつながりをもった地域社会の実現に資するため、品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例（平成 28 年品川区条例第 15 号）の規定に基づき、町会への加入、町会活動への参加等に向けた取組みを行うものとする。 |
| 目黒区 | 目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例 | 第 11 条２項　指定建築物の建築主及び所有者は、安全で快適に住み続けられる街づくりのため、地域のコミュニティ活動に協力するよう努めなければならない。<br>（施行規則には記載なし） |

| | | |
|---|---|---|
| 大田区 | 地域力を生かした大田区まちづくり条例 | 第 41 条　開発事業者及び開発事業の建築物を管理する者は、建築物の居住者による自治会等の設立を当該居住者に促すとともに、地域の自治会又は町会への加入を誘導するなど、地域コミュニティの形成に寄与するものとする。 |
| 渋谷区 | 渋谷区ワンルームマンション等建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例 | 第 17 条３項　ワンルームマンション等建築物の建築をしようとする建築主及び当該建築物の所有者は、当該建築物の入居者に係る地域におけるコミュニティの形成の促進を図るため、区規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。<br>【施行規則】第 14 条２項　条例第十七条第三項の区規則で定める措置は、次のとおりとする。（本項全部改正…二四年二四号）<br>一　必要に応じて町会又は自治会(以下町会等という。)の意見を聴き、入居者への町会等への加入等に関する案内の配布等を行うこと。<br>二　必要に応じて町会等の意見を聴き、町会等が利用できる掲示板等の設置及び維持管理を行うこと。<br>三　前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める措置 |
| 中野区 | 中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例 | 第 17 条　建築主等は、集合住宅に入居する者に対して、当該集合住宅が存する地域の町会又は自治会への加入の促進に関する情報提供を行うように努めなければならない。<br>第 10 条６項　建築主は、建築しようとする特定集合住宅を規則で定める建築計画上の留意事項に沿ったものとするように努めなければならない。<br>【施行規則】別表第２に留意事項の内容の一つとして「入居者に対し、町会等に関する情報提供を行うこと。」の記載。 |
| 杉並区 | （杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱） | 第 30 条２項　適用事業⑴又は適用事業⑶を行う事業者は、入居者の自治会の設立や町会への加入を積極的に働きかけるものとする。 |
| 豊島区 | 豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例 | 第 21 条　建築主は、地域コミュニティの形成のため、入居者等(建築主を含む。)の町会等への加入に関して、町会等と協議を行わなければならない。<br>（施行規則には記載なし） |
| 北区 | 東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例 | 第 16 条　建築主又は所有者等は、地域コミュニティの形成の促進を図るため、規則で定めるところにより、入居者に係る町会又は自治会への加入等に関する協力に努めるものとする。<br><br>【施行規則】第 15 条　条例第十六条第一項に規定する協力は、次に掲げるものとする。<br>一　入居者への町会又は自治会が行う防災、防犯その他の地域活動の周知等<br>二　入居者への町会又は自治会への加入の誘導及び町会・自治会加入誘導計画報告書（別記第五号様式の二）の区長への提出<br>三　前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める協力 |
| 荒川区 | 荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例 | 第 21 条　建築主等は、住宅等の入居者の既存の町会又は自治会(以下「町会等」という。)への加入、町会等の設立等に関し、規則で定めるところにより、区長と協議し、必要な協力を行わなければならない。<br>【施行規則】第 17 条　条例第 21 条の規定により建築主等が行わなければならない協議及び必要な協力は、次に掲げるとおりとする。<br>（１）　区長及び既存の町会等と、既存の町会等への加入について協議を行い、必要な情報を当該住宅等の入居者(以下「入居者」という。)に周知すること。<br>（２）　既存の町会等への加入ができない場合にあっては、区長と協議の上、町会等の設立に関して必要な情報を入居者に周知すること。<br>（３）　前２号の規定による協議の経過、周知の実施方法等を、区長が定める期日までに、協議結果報告書により区長に報告すること。<br>（４）　入居者が既存の町会等へ加入し、又は町会等を設立するまでの間、区又は既存の町会等との連絡調整を行う者として、管理人及び入居者の中から連絡員を選出し、区長に届け出ること。 |

| | | |
|---|---|---|
| 板橋区 | 東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例 | 第２５条 管理者等及び居住者等は、居住者等間のコミュニティの形成を図るため、マンション内で組織する自治会を設置するよう努めるものとする。<br>２ 管理者等及び居住者等は、マンション内で自治会を組織していない場合は、地域コミュニティの形成のため、当該マンションの所在する地域の町会・自治会等への居住者等の加入について協議するものとする。 |
| 足立区 | 足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例について | 第 29 条　建築主等、所有者等及び委託を受けて入居をあっせんする者は、規則で定めるところにより、当該マンション（ファミリーマンションを除く。）の入居者に係る地域におけるコミュニティの推進に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。<br>２　ファミリーマンションの建築主等、所有者等及び委託を受けて入居をあっせんする者は、自治会の設立又は地域の地縁団体への加入について、区と協議するものとする。<br>【施行規則】第 26 条　条例第 29 条第１項、第 42 条、第 47 条及び第 59 条の規定により規則で定める必要な措置は、次に掲げることとする。<br>（１） 重要事項説明書等に、足立区から自治会の設立又は地域の地縁による団体への加入の要請があることを明記すること。<br>（２） 自治会の設立又は地域の地縁による団体への加入を促すこと。 |
| 葛飾区 | （葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱） | 第 39 条 事業者は、地域コミュニティ形成のため、入居者等の自治町会への加入に関して、当該地域の自治町会と協議を行うものとする。<br>２ 事業者は、入居者等の自治町会への加入促進を図るために、宅地建物取引業法第 35 条第１項各号に掲げる事項の説明を行う書面に、自治町会の名称及び活動内容についての説明を記載するものとする。<br>３ 事業者は、自治町会のお知らせ等を表示できる掲示板を入居者等が見やすい場所に設置するものとする。 |
| 江戸川区 | 江戸川区住宅等整備基準条例 | 第 36 条　住宅を建築しようとする事業者は、地域コミュニティの形成の促進を図るため、区と連携し、入居者に係る町会、自治会等への加入及び新設に関する協力を行うものとする。<br>【施行規則】　条例第三十六条に規定する協力は、次に掲げるものとする。<br>一　入居者への町会・自治会等への加入等に関する案内の配布等<br>二　前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める協力 |
| 立川市 | （立川市宅地開発等まちづくり指導要綱） | 第 49 条　事業者等は、地域コミュニティーの形成を推進するため、入居者等の自治会への加入等に関し、協力するよう努めるものとする。 |
| 府中市 | 府中市地域まちづくり条例/府中市開発事業に関する指導要綱 | 【指導要綱】第 37 開発事業者は、開発区域内に建築した住宅の新たな入居者による自治会等の設立又は当該入居者の既存自治会等への加入について、市に協力するものとする。 |

## ２．全国の町会・自治会等に関する条例調査

### （１）実施内容

全国の町会・自治会等に関する条例について、インターネット上で調査を行った。先行研究や報道等から町会・自治会に関する条例を制定している自治体および条例をリスト化し、その条例の内容について精査した。

なお、以下の情報は調査を実施した令和２年６月時点のものである。

### （２）実施結果

○　町会・自治会に関する条例は 26 件、うち加入・参加促進の条文がある条例が 18 件

調査した結果、町会・自治会に関する条例を 26 件確認ができた。このうち、町会・自治会等への加入・参加促進の条文がある条例は 18 件となった。

なお、本リストには含まれていないが、小諸市には「小諸市自治基本条例」がある。条例第９条の中で、町会・自治会についての定義はなく、地縁団体である「区（地区）」への加入が義務付けられている。また第８条において「区は、体調地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります」という役割を定義しており、その達成のために本市に住む人は区へ加入しなけらばならないと、役割が明文化されている。（条例第９条）

【全国の町会・自治会等に関する条例】

| 自治体名 | 条例名 | 施行日（改正含） | 住民への加入促進に関する条文 |
|---|---|---|---|
| 中川町 | 中川町自治会に関する条例 | 1993 年３月 | - |
| 竹田市 | 竹田市自治会設置条例 | 2005 年４月 | - |
| 和寒町 | 和寒町自治会に関する条例 | 2008 年４月 | - |
| 塩尻市 | 塩尻市みんなで支える自治会条例 | 2011 年４月 | 第５条「市民は、基本理念にのっとり、自らが居住する地域の自治会に加入するものとする。」 |
| さいたま市 | さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例 | 2012 年５月 | - |
| 八潮市 | 八潮市町会・自治会への加入及び参加を進めるための条例 | 2013 年４月 | 第４条「住民は、自らが地域住民の一員であることを認識し、自らが居住する地域の町会・自治会に加入するよう努めるものとする。」 |
| 湧別町 | 湧別町自治基本条例 | 2014 年４月 | 第 26 条「町民は、コミュニティ組織の役割を認識するとともに、その活動に積極的に参加し、守り、育てるよう努めます。」 |
| 所沢市 | 所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例 | 2014 年６月 | 第４条「地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていることを理解し、自治会等への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。」 |
| 出雲市 | 出雲市自治会等応援条例 | 2015 年３月 | 第４条「地域住民は、地域社会の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていることを理解し、自治会等への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。」 |
| 草加市 | 草加市町会・自治会への加入及び参加を促進する条例 | 2015 年４月 | 第４条「住民は、町会・自治会の重要性を理解し、自らが居住する地域の町会・自治会に加入するよう努めるものとする。」 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 川崎市 | 川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例 | 2015 年４月 | – |
| 品川区 | 品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例 | 2016 年４月 | 第６条「区民は、地域コミュニティの重要性を理解し、町会および自治会の活動に積極的に参加し、および協力するよう努めるものとする。」 |
| 宮崎市 | 宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例 | 2016 年６月 | 第３条「市民は、地域社会の重要性を理解し、その一員として、居住する地域の自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への積極的な参加に努めるものとする。」 |
| 金沢市 | 金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例 | 2017 年４月 | 第５条２項「地域住民は、基本理念にのっとり、自らが地域社会を構成する一員であることを理解し、それぞれが居住する区域の町会その他の地域団体の地域活動に参加するよう努めるものとする。」 |
| 渋谷区 | 渋谷区新たな地域活性化のための条例 | 2017 年４月 | – |
| 曽於市 | 曽於市地域コミュニティ活性化推進条例 | 2017 年４月 | 第６条「地域住民は，自らが地域コミュニティの一員であることを認識し，自らが居住する地域の自治会に加入するよう努めるものとする。」 |
| 羽島市 | 羽島市自治会への加入及び参加を促進する条例 | 2018 年３月 | 第４条「地域住民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自治会に加入するよう努めるものとする。」 |
| 佐世保市 | 佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例 | 2018 年４月 | 第４条２項「市民は、自らが居住する地域等の町内会等に加入するものとする。」 |
| 豊島区 | 豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例 | 2018 年４月 | 第７条「区民は、町会活動に参加し、又は協力するなど、地域の一員として安全で安心な住みよいまちづくりに協力するよう努めるものとする。」 |
| 川口市 | 川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例 | 2018 年９月 | 第４条「市民は、地域社会の一員であることを認識し、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を理解し、自発的に町会・自治会に加入し、自主的に参加するよう努めるものとする。」 |
| 立川市 | 立川市自治会等を応援する条例 | 2019 年３月 | 第４条「市民は、自らが地域の一員であることを認識し、地域コミュニティの中心となって活動している自治会等の重要性について、理解及び関心を深め、自らが居住する地域の自治会に加入するよう努めるものとする。」 |
| 京都市 | 京都市地域コミュニティ活性化推進条例 | 2019 年４月 | – |
| 八王子市 | 八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例 | 2019 年４月 | 第７条「市民は、地域の一員であることを認識し、相互に支え合い、安心していきいきと暮らすために、町会・自治会に加入するよう努めるものとする。」 |
| 四日市市 | 四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例 | 2020 年４月 | 第４条「地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域において安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていることを理解し、自治会への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めなければならない。」 |
| 市川市 | 市川市自治会等を応援する条例 | 2020 年４月 | 第４条「市民は、地域社会の一員であることを認識し、自治会等が地域社会において重要な役割を担っていることを理解するとともに、自治会に加入し、及び自治会活動に参加することにより、地域社会の発展に努めるものとする。」 |
| 札幌市 | （仮称）札幌市町内会に関する条例（制定に向けて検討中） | | |

# Ⅲ．区内全町会・自治会に対するアンケート調査

## １．実施概要

平成 28 年度に施行した「町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」の効果やその後の状況の変化等を把握し、今後新たな支援策を検討するための基礎資料とするため、品川区内の全町会・自治会を対象としたアンケート調査を実施した。

| | |
|---|---|
| 実施期間 | 令和２年７月８日（水）～令和２年８月 21 日（金） |
| 調査方法 | 区内全 201 町会・自治会にアンケートを発送。<br>アンケート未回答者に対しては、各地域センターより町会・自治会に連絡等督促を行った。 |
| 有効発送数 | 201 |
| 回答数 | 171 |
| 回答率 | 85.1% |

調査票は次頁のとおりである。

# 品川区町会・自治会　会長アンケート

本アンケートは、平成 26～27 年度に実施した調査をベースに、平成 28 年度に施行した「町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」に基づき、区がこれまでに実施してきた支援策の効果を検証するとともに、現在、町会・自治会が直面している課題の抽出を行い、今後のさらなる支援策の検討に生かすためのものです。ご回答いただいた結果が町会・自治会への支援に繋がります。ぜひご協力をお願いいたします。

なお、回答いただいた内容および個人情報は品川区の町会・自治会の運営に関する事項以外に使用することはありません。

**8月21日(金)までに <u>地域センター</u> もしくは <u>株式会社ダイナックス都市環境研究所</u> へご提出をお願いいたします。**　(※同封の返信用の封筒をご利用ください)

株式会社ダイナックス都市環境研究所
品川区地域振興部地域活動課

| | |
|---|---|
| 町会・自治会の名称 | |
| 地域 | ①　品川　②　大崎　③　大井　④　荏原　⑤　八潮 |

**1．町会・自治会の概要についておたずねします。**

**問１　設立時期はいつですか**

①　西暦　　年（和暦［ 明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ］　　年）　②　わからない

**問２　会則・規約等はありますか**

①　有り（制定　　年　　月）　②　無し

**問３　町会・自治会所有の会館はありますか。ある場合は建設した時期、無い場合は会議などでよく使う施設をお答え下さい。**

①　有り（会館の建設時期　　年頃）

②　無し（よく使う施設　　）

**問４　問３で「有り」とご回答いただいた町会・自治会と、会館を所有する計画がある町会・自治会にお尋ねします。町会・自治会は一定の手続により団体名で不動産等の登記ができます。あなたの町会・自治会はこの手続きを行っていますか。**

①　既に行っている

②　手続きを検討している

③　手続きをしたいが、困難な事情がある

④　手続きをするつもりはない

問５　会員は何世帯ですか。

| | |
|---|---|
| ①　一般住民の世帯数 | 世帯 |
| ②　法人（事業所など） | 団体 |
| ③　その他（　　） | |

問６　マンションではどのように加入していますか。

①　１棟単位で（棟の世帯全体が）加入している
②　世帯ごとに加入している
③　マンションによって異なる
④　マンションはあるが加入がない
⑤　町会・自治会内にマンションがない
⑥　その他（具体的に　　）

## ２．会長・役員についておたずねします。

問７　会長の年齢（年代）についておしえてください。

①　３０歳代以下　②　４０歳代　③　５０歳代　④　６０歳代
⑤　７０歳代　⑥　８０歳代　⑦　９０歳代以上

問８　会長の現在の職業をお答え下さい。

①　会社員・団体職員　②　公務員　③　自営　④　無職
⑤　その他（　　）

問９　会長は町会・自治会活動に、月に何日くらい従事されていますか。

１ヶ月に約［　　］日くらい

問１０　現在の会長の在職年数はおよそ何年ですか。

現在の会長の在職年数　［　　］年

問１１　会長職（区政協力委員）以外に兼任されている役職（兼任されているものすべてに○をしてください）

①　民生委員・児童委員　②　スポーツ推進委員　③　青少年対策地区委員
④　環境活動推進委員　⑤　健康づくり推進委員　⑥　小中学校関係の委員
⑦　施設の運営委員　⑧　消防団員　⑨　警察関係の委員
⑩　防火防災協会委員　⑪　保護司　⑫　まちづくり協議会委員
⑬　廃棄物減量等推進委員　⑭　神社、祭礼関係の委員等
⑮　その他（　　）

問１２　役員に位置付けられる人は何人いますか。

［　　］人

**問１３ 執行部として「部」や「委員会」などを設けていますか。あてはまるものをすべて選んで下さい。**

① 総務や分野別の担当者はいるが、部や委員会のような組織はつくっていない

② 分野別の担当責任者と実働チームで「部」または「委員会」をつくっている

**→以下の項目から、設置している「部」や「委員会」をすべて選んでください。**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ア 総務 | イ 福祉 | ウ 防災 | エ 防犯 | オ 環境 |
| カ 広報 | キ 青少年 | ク 交通 | ケ 婦人 | コ 会計 |
| サ 厚生 | シ 文化 | ス 衛生 | | |
| セ その他（　　）（　　）（　　） | | | | |

## ３．地域課題と町会・自治会の活動についておたずねします。

**問１４ 町会・自治会で行った令和元年度の活動実績についてお伺いします。活動ごとに○をつけて下さい。**

| 活動内容 | ①<br>実施した | ②<br>縮小した | ③<br>中止した |
|---|---|---|---|
| 1.おまつり | | | |
| 2.運動会など地域の親睦を図るためのイベント | | | |
| 3.仲間作りを目的とした事業、交流サロンなど | | | |
| 4.高齢者の見守り活動 | | | |
| 5.地域で手助けが必要な人の見守り活動 | | | |
| 6.子供の安全や見守り活動 | | | |
| 7.子育て支援に関する活動 | | | |
| 8.青少年育成に関する活動 | | | |
| 9.ごみの出し方、資源持ち去り対策などごみに関する活動 | | | |
| 10.清掃活動 | | | |
| 11.緑化や花を植える活動 | | | |
| 12.防災訓練 | | | |
| 13.赤十字などの募金集め | | | |
| 14.各種広報に関する活動 | | | |
| 15.その他（　　） | | | |

**問１５ あなたの町会・自治会で、特に力を入れている活動はどれですか。上表（問 14 の表）の中から３つまで選んで番号を記入して下さい。**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 回答３つまで | | | |

問１６ 現在あなたの町会・自治会において、特に重要な地域課題はどのようなことですか。以下の項目の中から、特に重要だと思う順に３つ選んで番号を記入して下さい。

① 一人暮らし高齢者の問題
② 地域の安全対策や防犯に関する問題
③ 地域の防災に関する問題
④ 災害時の要援護者支援についての対策
⑤ 子供や青少年の育成に関する問題
⑥ ごみの出し方や資源の持ち去り問題などごみに関する問題
⑦ 来街者のポイ捨て対策など地域の美化に関する問題
⑧ 空き家の増加や空き家対策
⑨ 住民同士の交流やコミュニケーションが希薄になっていること
⑩ 活動への参加が少なく町会・自治会に対するニーズに対応できないこと
⑪ (大型)マンションに関する問題
⑫ その他(具体的に　　)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1位 | | 2位 | | 3位 | |

問１７ 町会・自治会活動で、地域の他の組織や団体と何らかの協力関係はありますか。協力の度合いについて、組織・団体ごとに○をつけて下さい。下表の１～９の他に協力関係にある団体・組織があれば、その他欄（10、11）へ具体的に記入して下さい。(警察や消防などの行政機関は除く)

| 組織・団体 | ① 密接な協力関係にある | ② 必要に応じて協力しあっている | ③ 情報交換はしているが活動に対して直接的な協力関係にはない | ④ ほとんど協力はしていない |
|---|---|---|---|---|
| 1．商店街（商店会） | | | | |
| 2．マンションの管理組合 | | | | |
| 3．小中学校、ＰＴＡ | | | | |
| 4．大学、高専、専門学校 | | | | |
| 5．社会福祉協議会 | | | | |
| 6．保育所、介護施設等の社会福祉施設 | | | | |
| 7．消防団 | | | | |
| 8．地元に事務所がある企業、事業所 | | | | |
| 9．ＮＰＯ | | | | |
| 10．その他（　　） | | | | |
| 11．その他（　　） | | | | |

問１８ 上表（問１７の表）の団体の中で、これから特に協力関係を密にしていきたいと思う団体はありますか。あてはまる番号を選び、その理由を記入して下さい。

[　　](理由　　)

[　　](理由　　)

## ４．町会・自治会の組織運営の現状と課題についておたずねします

問１９ 町会・自治会の組織運営上の課題にはどのようなことがありますか。以下の項目の中から、問題が大きいと思う順に３つ選んで番号を記入して下さい。

① 役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷
② 活動従事者の固定化
③ 活動資金の不足
④ 加入者の減少
⑤ 区から依頼される町会・自治会の仕事の増加
⑥ 活動場所（町会会館など）の不足
⑦ 個人情報やプライバシーへの配慮のために住民同士の交流やつながりが困難
⑧ その他　（　　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １位 | | ２位 | | ３位 | |

問２０ 町会・自治会費はいくらですか。（１世帯あたりの１年間の金額でご記入下さい）
※法人会員、賛助会員等がいる場合はその会費をご記入ください。

町会・自治会員　の会費　[　　] 円
法人会員　の会費　[　　] 円
賛助会員　の会費　[　　] 円
[　　]　の会費　[　　] 円
[　　]　の会費　[　　] 円

問２１ あなたの町会・自治会の年間の活動予算はどれくらいですか。
（繰越金や積立金は除く）

① １００万円未満　② ～２００万円未満
③ ～３００万円未満　④ ～４００万円未満
⑤ ～５００万円未満　⑥ ５００万円以上

**問２２ 収入の内訳はどのようになっていますか。予算全体を１００%としたときの、だいたいの割合を記入して下さい。**

| | | |
|---|---|---|
| ① 会費収入 | | [　　]% |
| ② 事業収入（自販機、駐車場等の収入、集団回収売上・奨励金等） | | [　　]% |
| ③ 委託費収入（行政等からの業務委託費） | | [　　]% |
| ④ 補助金・助成金 | | [　　]% |
| ⑤ 寄附金 | | [　　]% |
| ⑥ 繰越金 | | [　　]% |
| ⑦ その他（　　） | | [　　]% |
| | 合計 | [　１００]% |

**問２３ 支出の割合はどのようになっていますか。予算全体を１００としたときの、だいたいの割合を記入して下さい。**

| | | |
|---|---|---|
| ① 人件費（事務局スタッフ、アルバイト等賃金） | | [　　]% |
| ② 総務費（会館管理費、事務費、総会・会議等の経費） | | [　　]% |
| ③ 広報費（広報紙、ホームページ、チラシ等） | | [　　]% |
| ④ 活動費（活動に係る直接経費） | | [　　]% |
| ⑤ 活動助成（高齢者クラブ等への助成金） | | [　　]% |
| ⑥ 冠婚葬祭費 | | [　　]% |
| ⑦ その他（　　） | | [　　]% |
| | 合計 | [　１００]% |

**問２４ 繰越金、余剰金はどれくらい確保していますか。**

① １００万円未満　② ～２００万円未満
③ ～３００万円未満　④ ～４００万円未満
⑤ ～５００万円未満　⑥ ５００万円以上

**問２５ 現在の収入で運営はまかなえていますか。**

① 十分まかなえている
② なんとかまかなえている
③ やや不足している
④ 大きく不足している

**問２６ 今後あなたの町会・自治会において予定している、大きい支出が見込まれる事業などがあればご記入ください。**

| |
|---|
| |

問２７ 町会・自治会の未加入者への加入呼びかけの取組として、どのようなことを行っていますか。あてはまるものをすべて選んで下さい。（「⑦特に行っていない」を選択した場合は、他の選択肢を選ばないで下さい。また問２８の質問にお答え下さい。）

① 訪問して勧誘している
② パンフレットなどをポストへ投函している
③ お祭りやイベントの時にパンフレットなどを配布している
④ マンションの管理会社や管理人を通して勧誘している
⑤ 開発段階でデベロッパーと覚え書きを交わすなど、協力を依頼している
⑥ その他（具体的に　　）
⑦ 特に行っていない（→次の問２８に回答して下さい）

問２８ 前問で「⑦特に行っていない」と回答した方だけお答え下さい。勧誘を行っていない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んで下さい。

① 勧誘する人手が不足しているから
② 学生など単身世帯が多く、加入に結びつかないから
③ 加入するかどうかは住民の意思によると思うから
④ 現状の会員数が適当だと思うから
⑤ マンション等の管理組合に加入をしてもらっているため
⑥ マンション等の管理組合加入の際に加入をしてもらっているため
⑦ その他（具体的に　　）

問２９ 会員に対する広報活動として行っているものについて、あてはまるものをすべて選んで下さい。

① 掲示板
② 回覧板
③ 会報の発行
④ 町会・自治会のホームページ開設
⑤ メールでの連絡
⑥ フェイスブックなどSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用
⑦ しながわすまいるネット（品川区民活動情報サイト）の活用
⑧ ちらしの配布
⑨ その他（具体的に　　）

問３０ 行政への要望や意見、苦情などの住民の声を汲み上げるために行っている活動はありますか。あてはまるものをすべて選んで下さい。

① 電話で相談を受け付けている
② 定期的にアンケートなどを行っている
③ ホームページで受け付けている
④ 集会で住民の声を聞いている
⑤ その他（具体的に　　）

## ５．行政との協働についておたずねします。

問３１ 町会・自治会として、行政との協働についてどう思いますか。もっとも近い考えを選択肢から選んで記入して下さい。

１．町会・自治会と行政との協働をもっと進めるべきだ　[　　]
２．町会・自治会は行政から独立した組織なので独自に活動すべきだ　[　　]
３．町会・自治会の活動に対して行政はもっと支援すべきだ　[　　]
４．行政は町会・自治会に頼りすぎだ　[　　]

【選択肢】

| | | |
|---|---|---|
| ① そう思う | ② 少しそう思う | ③ あまりそう思わない |
| ④ まったくそう思わない | | |

問３２ 町会・自治会には行政（区、国、都、その他警察や消防など）からいろいろな仕事や役割をお願いしています。これらについて、どの程度負担に感じておられますか。

① 特に負担を感じていない（ほとんど問題はない）
② 少し負担を感じている（問題は少ない）
③ 負担に感じている（問題を感じている）
④ 非常に負担に感じている（問題が大きく改善を要する）

問３３ 行政から依頼される仕事・役割のうち、特に負担が大きく、仕事量の軽減や実施方法を改善すべきだと思われるものは何ですか。特に負担が大きいとお感じになるものを３つまで記入して下さい。

| |
|---|
| |
| |
| |

問３４ 町会・自治会に対して行政はどのような支援や協力をすべきだと思いますか。特に重要だと思うものを３つまで選んで番号を記入して下さい。

① 町会・自治会の各種事業実施に対する財政的な支援
② 町会・自治会の町会会館や掲示板等の維持管理に対する財政的な支援
③ 住民に対して町会・自治会への加入や活動参加を促進するための施策
④ 町会・自治会の広報活動に対する支援
⑤ 町会・自治会と他の団体や事業者との協力・協働のコーディネート
⑥ 地域課題に関して区からの情報提供や相談などの充実
⑦ 町会・自治会に対する地域センターの機能の強化
⑧ 町会・自治会の法人化の支援
⑨ 活動場所（町会会館等）確保のための支援
⑩ その他（具体的に　　）

| 回答３つまで | | | |
|---|---|---|---|

## ６．品川区の施策についておたずねします。

問３５ 品川区では地域コミュニティの核として活躍している町会・自治会の活動活性化を推進するために、平成 28 年４月に**「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」（以下、「条例」）**を制定しました。条例をご存知ですか。

① 「町会および自治会の役割」や「マンションの新築工事等をする事業者の地域連絡調整員の選任」など、条例の具体的な内容まで認識している。
② 条例の存在は知っているが、具体的な内容までは認識していない。
③ 条例があることを知らなかった。

問３６ 条例では町会・自治会への加入促進や活動活性化の推進について規定されています。平成 28 年４月から現在（令和２年６月時点）までの期間における変化についてあてはまる箇所に○を記入してください。

| | とてもそう思う | ややそう思う | あまりそう思わない | 全くそう思わない | わからない／該当しない |
|---|---|---|---|---|---|
| 区域内の他団体と連携を深めている | | | | | |
| 区が町会・自治会活動に対して積極的に支援するようになった | | | | | |
| 区が町会・自治会の加入促進に対して積極的に支援するようになった | | | | | |
| 住民の町会・自治会への新規加入が増加した | | | | | |
| 事業者の町会・自治会への新規加入が増加した | | | | | |
| マンション等集合住宅居住者の町会・自治会への新規加入が増加した | | | | | |

問３７ 平成２８年４月の条例施行後に新設した、町会・自治会向けの以下①～⑪の補助金・支援についてあてはまる箇所に○を記入してください。

| 補助金・支援制度 | 助成内容 | 知らなった | 知っていたが申請しなかった | 補助・支援を受けた |
|---|---|---|---|---|
| ① 新規事業応援 | 新規事業または既存事業のリニューアルを行う町会・自治会が新たな事業を立上げるにあたっての初動経費に対して３年間まで継続して助成を行う。 | | | |
| ② 活動定着化事業 | 「新規事業応援補助金」を活用して立ち上げた事業が定着するまでの一定の期間、継続して助成する。 | | | |
| ③ コミュニティ用品 | おまつり等の行事で使用する備品類の購入経費に対して助成を行う。 | | | |
| ④ 加入促進用物品 | 町会・自治会の未加入者に対して配布する物品の購入経費に対して助成を行う。 | | | |
| ⑤ 児童参加地域事業 | 児童が中心となる事業の実施経費に対して助成を行う。 | | | |
| ⑥ トップランナー事業 | 先進的かつ魅力的な事業を「トップランナー事業」に決定し、当該事業経費に対して助成する。 | | | |
| ⑦ オリ・パラ啓発事業支援 | オリ・パラ啓発につながる事業の実施経費に対して助成を行う。 | | | |
| ⑧ 活動拠点賃借料 | 会館等を所有していない町会・自治会が、活動の拠点として利用する施設の賃借料に対して助成を行う。 | | | |
| ⑨ 活動物品保管場所賃借料 | 倉庫等を所有していない町会・自治会が、活動に必要な物品を保管する場所として利用する施設の賃借料に対して助成を行う。 | | | |
| ⑩ 会議室等使用料 | 会議（役員会等）を行うために会議室を使用する際の使用料に対して助成を行う。 | | | |
| ⑪ 運営事務サポート（行政書士相談） | 町会・自治会からの要請に応じて、会の運営を行う上で発生する事務的作業（予算書・決算書作成、補助金申請手続きなど）を行政書士が代行する。 | | | |

※令和２年度より①と②、③と④が統合し、各制度名称が「新規事業定着化補助金」と「活動活性化用物品補助金」となりました。

**問３８ 【問３７で「知らなかった」以外を選択した補助・支援制度がある方】補助制度を知ったきっかけについて、あてはまるものをすべて選んでください。**

① 区関係者（区役所、地域センター等）からの文書連絡（メール等も含む）で知った
② 区関係者（区役所、地域センター等）から口頭、電話等の連絡で知った
③ 区関係者以外の方（他自治会の方等）から連絡を受けて知った
④ 区の公刊物（区報等）で知った
⑤ その他（具体的に　　）

**問３９ 【問３７で「知っていたが申請しなかった」を選択した補助・支援制度がある方】申請をしなかった理由はなぜですか。あてはまるものをすべて選んでください。**

① 制度の対象にあてはまらなかった/あてはまる取組がなかった
② 申請までの時間的な余裕がなかった
③ 申請までの人的な余裕がなかった
④ 実際に運用するための時間的な余裕がなかった
⑤ 実際に運用するための人的な余裕がなかった
⑥ 役員会等の合意を得ることができなかった
⑦ その他（具体的に　　）

**問４０ 町会・自治会活動の活性化や加入促進について、あったら良いと思う制度や既存の制度のご意見などについてご自由にご記入ください。**

| |
|---|
| |

## ７．新型コロナウィルスによる町会・自治会活動への影響について（令和２年６月時点）

**問４１ 町会・自治会活動について、あてはまるものをすべて選んでください。**

① 通常通り実施している
② 人数や頻度を減らすなど、縮小して実施している
③ 当面の間中止することとした
④ 新たに感染防止活動（マスクの配布等）を実施している
⑤ 今後の活動について検討中である
⑥ その他（具体的に　　）

問４２ 総会や定例会の実施状況について、あてはまるものをすべて選んでください。

① 通常通り開催している
② ３密を厳守して頻度、人数、時間等を縮小して開催している
③ 書面で開催している
④ オンライン（web 会議システム等）で開催している
⑤ 当面の間、中止している
⑥ その他（具体的に　　）

問４３ 新型コロナウィルス対策として行政に求める支援等について、ご自由に意見をお書き下さい。

| |
|---|
| |

**８．町会・自治会のあり方（意義、役割、やるべきこと、やりたいこと）や行政に求める支援等について、ご自由に意見をお書き下さい。**

問４４

| |
|---|
| |

問４５ 回答者についてご記入下さい

| | | |
|---|---|---|
| 回答者のお名前 | | 会長以外の方が回答された場合は役職をご記入ください |
| 回答者の連絡先 | 電話（　　） | メール　　@ |

ご協力ありがとうございました。

**8月21日(金)までに 地域センター もしくは 株式会社ダイナックス都市環境研究所 へご提出をお願いいたします。**
(※同封の返信用の封筒をご利用ください)

問合せ先：品川区　地域振興部地域活動課
担当：野口・宮澤
電話：5742-6648

## ２．調査の結果

町会・自治会の回答率および地域別内訳は下記のとおりである。なお、記載の内容、集計、意見は全てアンケートに基づくものである。

| | |
|---|---|
| 有効発送数 | 201 |
| 回答数 | 171 |
| 回答率 | 85.1% |

| 地域センター | | 町会・自治会数 | 回答数 | 回答率 |
|---|---|---|---|---|
| 品川 | 第一 | 16 | 15 | 93.8% |
| | 第二 | 13 | 13 | 100.0% |
| 大崎 | 第一 | 32 | 25 | 78.1% |
| | 第二 | 11 | 10 | 90.9% |
| 大井 | 第一 | 21 | 20 | 95.2% |
| | 第二 | 8 | 8 | 100.0% |
| | 第三 | 7 | 7 | 100.0% |
| 荏原 | 第一 | 14 | 14 | 100.0% |
| | 第二 | 11 | 11 | 100.0% |
| | 第三 | 16 | 12 | 75.0% |
| | 第四 | 14 | 14 | 100.0% |
| | 第五 | 10 | 9 | 90.0% |
| 八潮 | | 28 | 13 | 46.4% |
| 合計 | | 201 | 171 | 85.1% |

（１）調査結果の概要

○　特に重要な地域課題は「防災」、「安全対策や防犯」、「ひとり暮らし高齢者」が上位

特に重要な地域の課題（問 16）について、回答内容を重み付け集計（複数選択肢から１～３位までを選び、１位３ポイント、２位２ポイント、３位１ポイントを加点）したところ、以下のような結果となった。（「(大型）マンションに関する問題」は新たに追加した選択肢である。）

問 16　特に重要な地域課題（点数/回答者数）

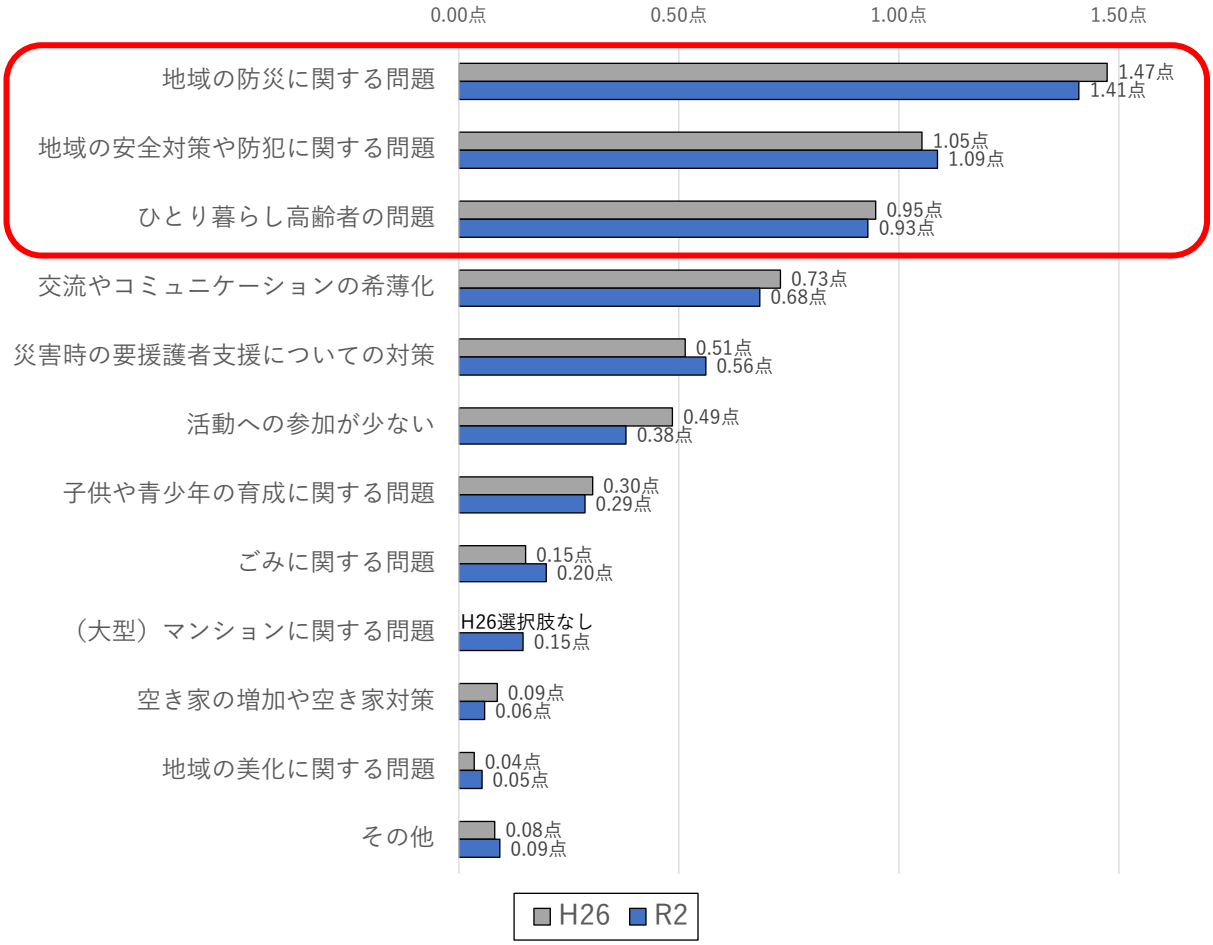


地域別回答結果（地域別合計点数/地域別回答者数）

| | 品川 | 大崎 | 大井 | 荏原 | 八潮 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域の防災に関する問題 | 1.04点 | 1.43点 | 1.66点 | 1.62点 | 0.54点 |
| 地域の安全対策や防犯に関する問題 | 1.32点 | 1.09点 | 1.43点 | 0.90点 | 0.54点 |
| ひとり暮らし高齢者の問題 | 1.29点 | 0.83点 | 0.63点 | 0.83点 | 1.69点 |
| 住民同士の交流やコミュニケーションが希薄になっていること | 0.50点 | 0.86点 | 0.60点 | 0.72点 | 0.69点 |
| 災害時の要援護者支援についての対策 | 0.64点 | 0.57点 | 0.40点 | 0.52点 | 1.00点 |
| 活動への参加が少なく町会・自治会に多雨するニーズに対応できないこと | 0.43点 | 0.40点 | 0.49点 | 0.33点 | 0.15点 |
| 子供や青少年の育成に関する問題 | 0.36点 | 0.17点 | 0.26点 | 0.40点 | 0.00点 |
| ごみの出し方や資源の持ち去り問題などごみに関する問題 | 0.25点 | 0.14点 | 0.06点 | 0.25点 | 0.38点 |
| （大型）マンションに関する問題 | 0.07点 | 0.06点 | 0.23点 | 0.22点 | 0.00点 |
| 空き家の増加や空き家対策 | 0.04点 | 0.06点 | 0.03点 | 0.07点 | 0.15点 |
| 来街者のポイ捨て対策など地域の美化に関する問題 | 0.00点 | 0.09点 | 0.14点 | 0.02点 | 0.00点 |
| その他 | 0.04点 | 0.11点 | 0.09点 | 0.08点 | 0.23点 |

※それぞれ１団体あたりの点数を示している。点数が高ければ高いほど上位の課題として回答していることを示している（全団体が最も重要と回答した場合、3.00 点となる）。1.5 点以上は黄色強調、１点以上は赤色強調、0.5 点以上は赤背景

回答結果は点数が高い順に「防災に関する問題」、「安全対策や防犯に関する問題」、「ひとり暮らし高齢者の問題」という結果となった。前回調査（平成 26 年度実施）においてもこの上位３項目は同様であり、これらの問題が引き続き重要な地域課題として認識されていることがわかる。

地域別の結果を見ると、防災については八潮地域が比較的点数が低く、大井地域、荏原地域では点数が高くなっている。また、ひとり暮らし高齢者については、八潮地域の点数が高くなっている。

○　組織運営上の課題は「役員の高齢化や役員のなり手不足」、「活動従事者の固定化」

組織運営上の課題（問 19）について、回答内容を重み付け集計したところ、以下のような結果となった。

問 19　組織運営上の課題（点数/回答者数）

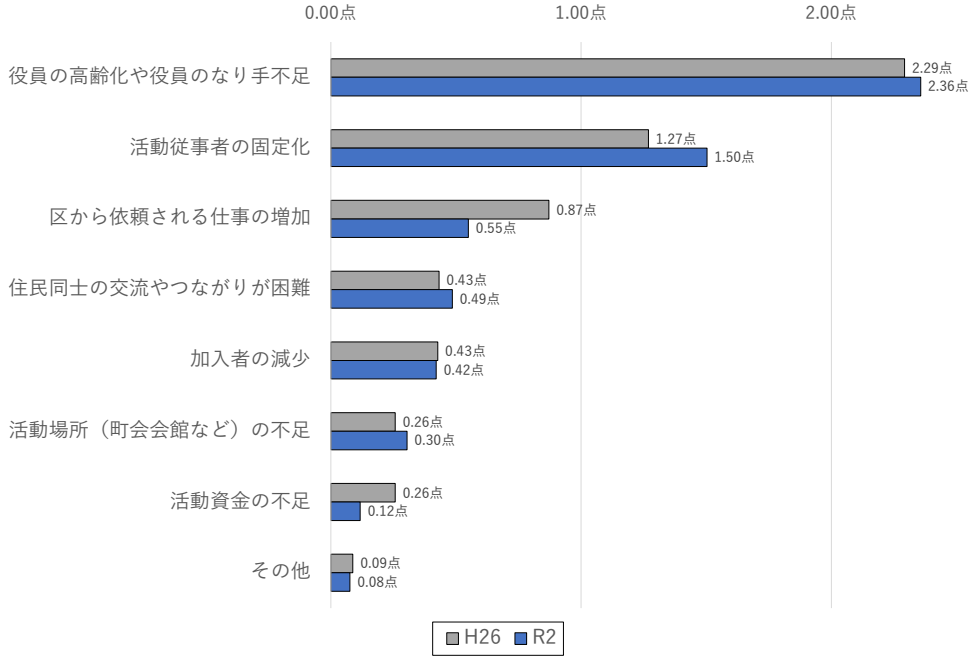


地域別回答結果（地域別合計点数/地域別回答者数）

| | 品川 | 大崎 | 大井 | 荏原 | 八潮 |
|---|---|---|---|---|---|
| 役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷 | 2.07点 | 2.37点 | 2.49点 | 2.35点 | 2.62点 |
| 活動従事者の固定化 | 1.50点 | 1.49点 | 1.49点 | 1.60点 | 1.15点 |
| 区から依頼される町会・自治会の仕事の増加 | 0.29点 | 0.54点 | 0.66点 | 0.47点 | 0.38点 |
| 個人情報やプライバシーへの配慮のために住民同士の交流やつながりが困難 | 0.36点 | 0.49点 | 0.60点 | 0.38点 | 0.62点 |
| 加入者の減少 | 0.68点 | 0.34点 | 0.37点 | 0.52点 | 0.46点 |
| 活動場所（町会会館など）の不足 | 0.29点 | 0.43点 | 0.06点 | 0.43点 | 0.08点 |
| 活動資金の不足 | 0.50点 | 0.14点 | 0.06点 | 0.07点 | 0.08点 |
| その他 | 0.07点 | 0.00点 | 0.11点 | 0.07点 | 0.23点 |

※それぞれ１団体あたりの点数を示している。２点以上は黄色強調、１点以上は赤色強調。

回答結果は「役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷」が最も点数が高い結果となった。地域別回答結果を見ると、どの地域でも「役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷」の点数が最も高い結果となっており、いずれの地域も１団体平均２点以上となっている。特に八潮地域では１団体平均 2.62 点と非常に高い点数となっている。

２番目に点数が高い選択肢が「活動従事者の固定化」で、この選択肢もいずれの地域においても２番目に点数が高い結果となった。

平成 26 年度実施結果と比較すると、１団体平均の点数は「役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷」が 2.29 点から 2.36 点へと約 3%の微増、「活動従事者の固定化」が 1.27 点から 1.50 点へ約 18%増という結果になっている。

一方、「区から依頼される町会・自治会の仕事の増加」も前回今回ともに３番目に高い結果となっているが、点数は同 0.87 点から 0.55 点、約 37%減少と大幅に点数が低下した。行政からの依頼事項に関する負担感に関する設問（問 32）の結果を見ると、「非常に負担に感じている」が前回 6.7%から 3.7%に、「負担に感じている」が前回 25.6%から 18.4%に減少している。同じく「特に負担を感じていない」と回答した割合も前回 21.3%から 28.2%に増加しており、前回時点から比較して行政からの依頼に関する負担感は減少していることがわかる。これは、町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究委員会より提言のあった「町会・自治会の行政への協力業務のあり方の見直し」を受け、この間区が行ってきた区内部・外部への働きかけにより、状況が改善していると考えられる。

問 32　行政からの依頼事項に関する負担感

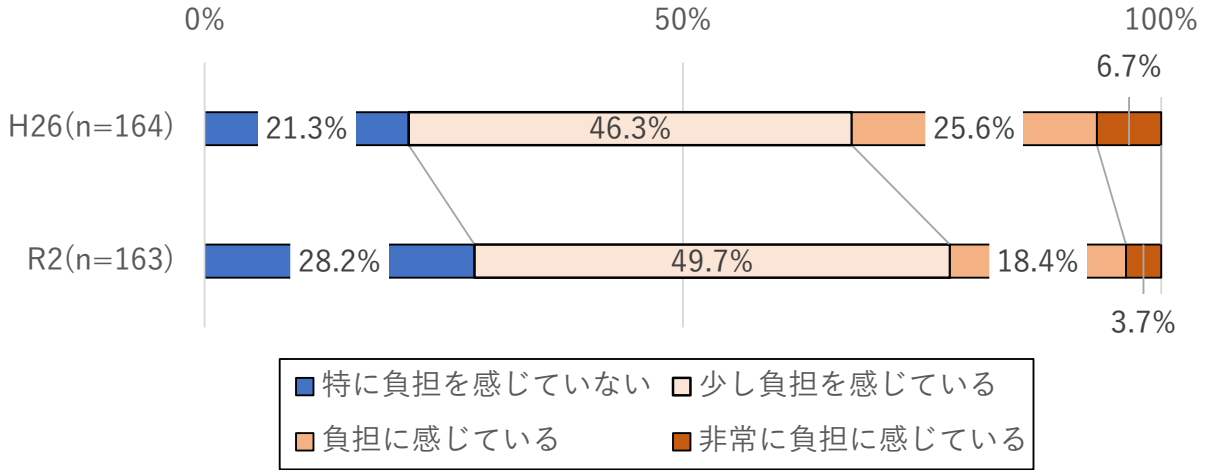

○　条例の認知度は 81.8%。条例制定以後、区の積極的支援を感じている団体は 72.3%

条例に関する認知度（問 35）では、条例を知っていると回答したのが 81.8%となり、８割以上の団体が条例を認識していることがわかった。「条例を知らなかった」と回答した団体も 18.2%、知っているが具体的な内容まで認知していない団体が 53.2%となっており、引き続き条例やその内容の周知啓発が求められる。

問 35　条例の認知(n=154)

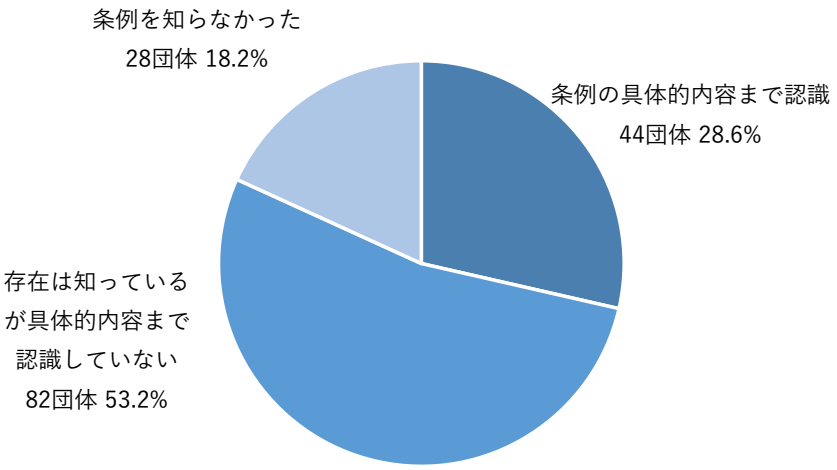

条例制定後から調査段階（令和２年６月）までの変化については以下のような結果となった。

問 36　条例制定後の変化

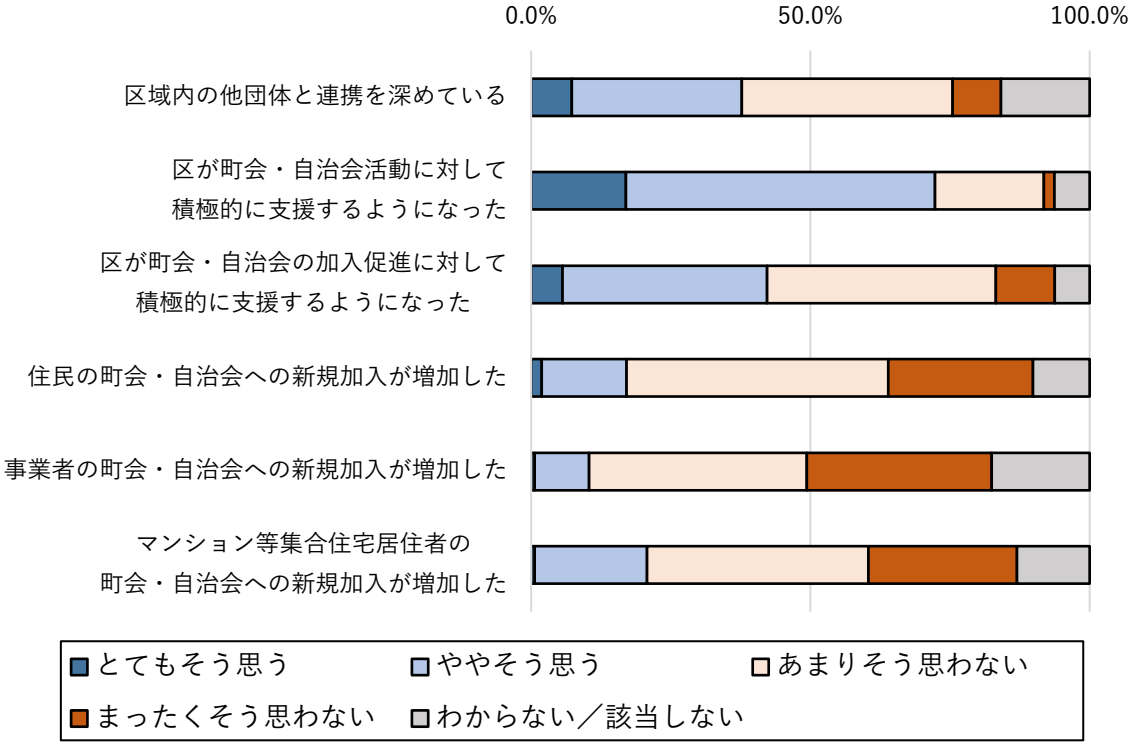


| | とてもそう思う | ややそう思う | あまりそう思わない | まったくそう思わない | わからない／該当しない |
|---|---|---|---|---|---|
| 区域内の他団体と連携を深めている | 7.3% | 30.5% | 37.7% | 8.6% | 15.9% |
| 区が町会・自治会活動に対して積極的に支援するようになった | 17.0% | 55.3% | 19.5% | 1.9% | 6.3% |
| 区が町会・自治会の加入促進に対して積極的に支援するようになった | 5.6% | 36.6% | 41.0% | 10.6% | 6.2% |
| 住民の町会・自治会への新規加入が増加した | 1.9% | 15.2% | 46.8% | 25.9% | 10.1% |
| 事業者の町会・自治会への新規加入が増加した | 0.6% | 9.7% | 39.0% | 33.1% | 17.5% |
| マンション等集合住宅居住者の町会・自治会への新規加入が増加した | 0.6% | 20.1% | 39.6% | 26.6% | 13.0% |

住民や事業者、マンション居住者の新規加入については、増加したと回答した団体が少なく、条例が新規加入者増加に直接つながっているとは言い難い。

一方、区の支援については、町会・自治会活動へ積極的に支援するようになったと回答した団体が 72.3%、加入促進を積極的に支援するようになったと回答した団体が 42.2%となっており、区が支援に対して積極的になったと感じている団体が一定数いることがわかる。

区の支援については問 34 で町会・自治会に対して行政がすべき支援・協力を尋ねている。結果は以下のとおりである。（一部選択肢について前回実施時と異なっている。）

問 34　行政がすべき支援・協力(n=159)

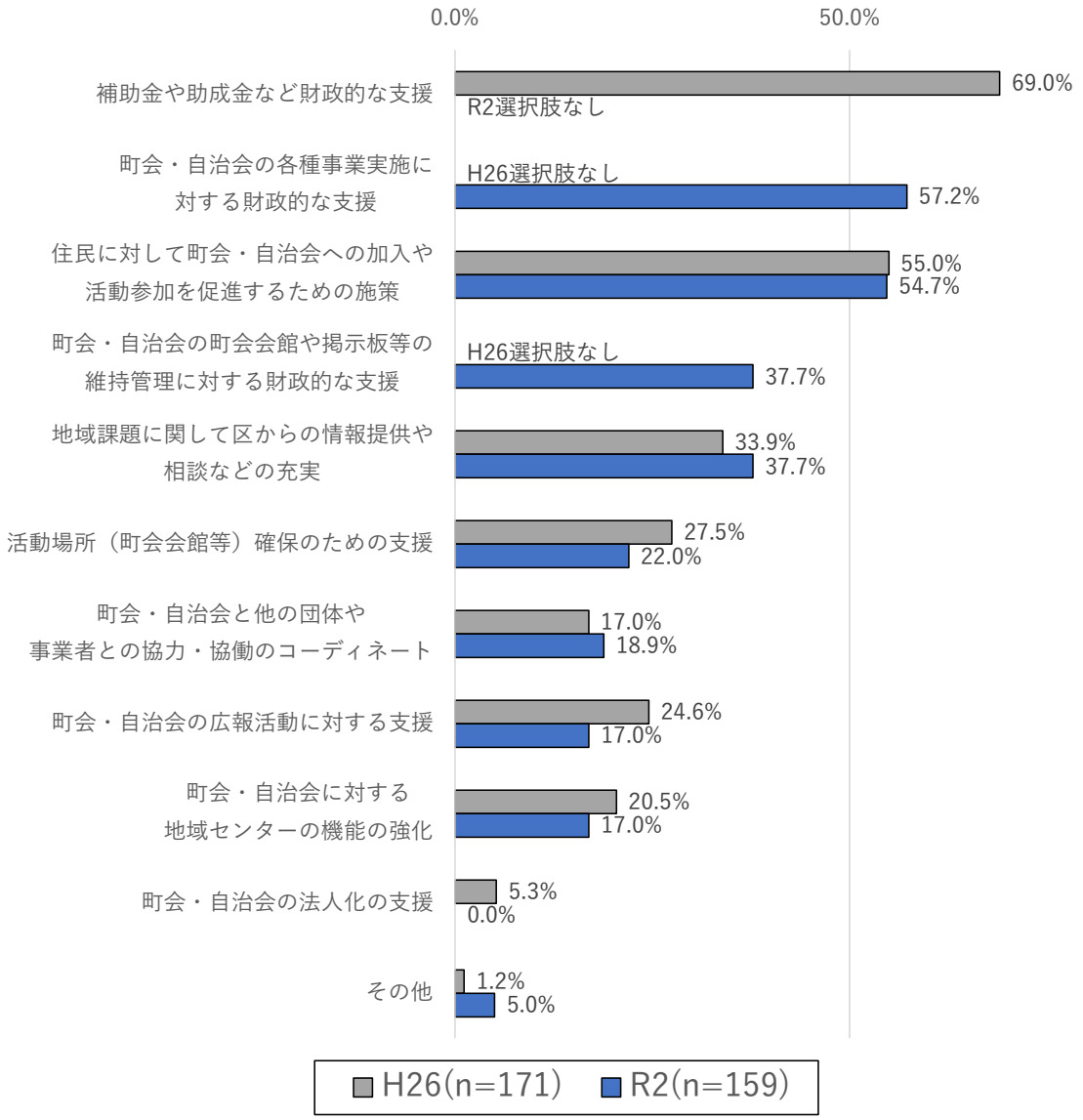


「各種事業実施に対す財政的な支援」が 57.2%、「町会会館や掲示板等の維持管理に対する財政的な支援」が37.7%と財政的な支援に関する要望が上位となった。すでにある補助金の再編成や、町会・自治会への活用推進施策などが求められる。

また、住民に対する加入・活動参加促進施策も 54.7%となっている。問 36 で区が加入促進を積極的に支援するようになったと回答した団体が42.2%に留まったことからも、更に積極的な加入促進施策が求められる。

○　補助事業はコミュニティ用品や事業に対する補助金が活用されている
○　いずれの事業も認知度が高く、区や地域センターから情報提供がしっかりなされている

補助金・支援についての認知度および活用状況（問 37）の結果は以下のようになった。

問 37　補助金・支援の認知度・活用状況

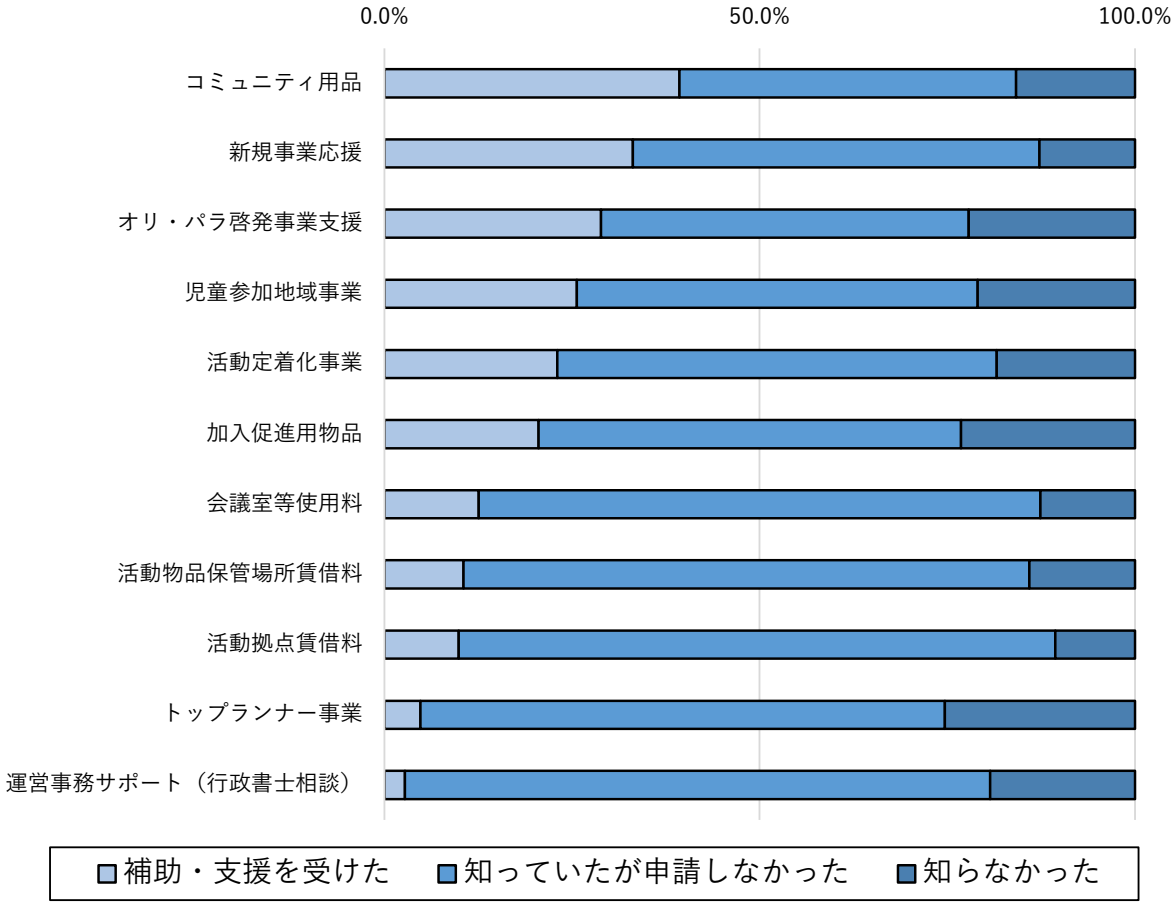


| | 補助・支援を受けた | 知っていたが申請しなかった | 知らなかった |
|---|---|---|---|
| 新規事業応援 | 33.1% | 54.1% | 12.7% |
| 活動定着化事業 | 23.0% | 58.6% | 18.4% |
| コミュニティ用品 | 39.3% | 44.8% | 15.9% |
| 加入促進用物品 | 20.5% | 56.3% | 23.2% |
| 児童参加地域事業 | 25.7% | 53.4% | 20.9% |
| トップランナー事業 | 4.8% | 69.9% | 25.3% |
| オリ・パラ啓発事業支援 | 28.9% | 49.0% | 22.1% |
| 活動拠点賃借料 | 9.9% | 79.4% | 10.6% |
| 活動物品保管場所賃借料 | 10.6% | 75.4% | 14.1% |
| 会議室等使用料 | 12.6% | 74.8% | 12.6% |
| 運営事務サポート（行政書士相談） | 2.8% | 77.9% | 19.3% |

最も多く活用したと回答された事業はコミュニティ用品で、39.3%の団体が活用したと回答している。また、新規事業応援やオリ・パラ啓発事業支援など、事業に対する補助金も活用している団体も比較的多いことがわかる。

また、いずれの事業も認知度は７割を超えており、多くの団体が補助制度の情報を把握している。補助制度を知ったきっかけ（問 38・複数回答）では、区関係者からの文書連絡で知ったという団体が 86.5%、区関係者から口頭、電話などの連絡で知ったという団体が 39.4%となっており、区や地域センターから情報提供がしっかりなされていることがわかる。

問 38　補助制度を知ったきっかけ（n=155）

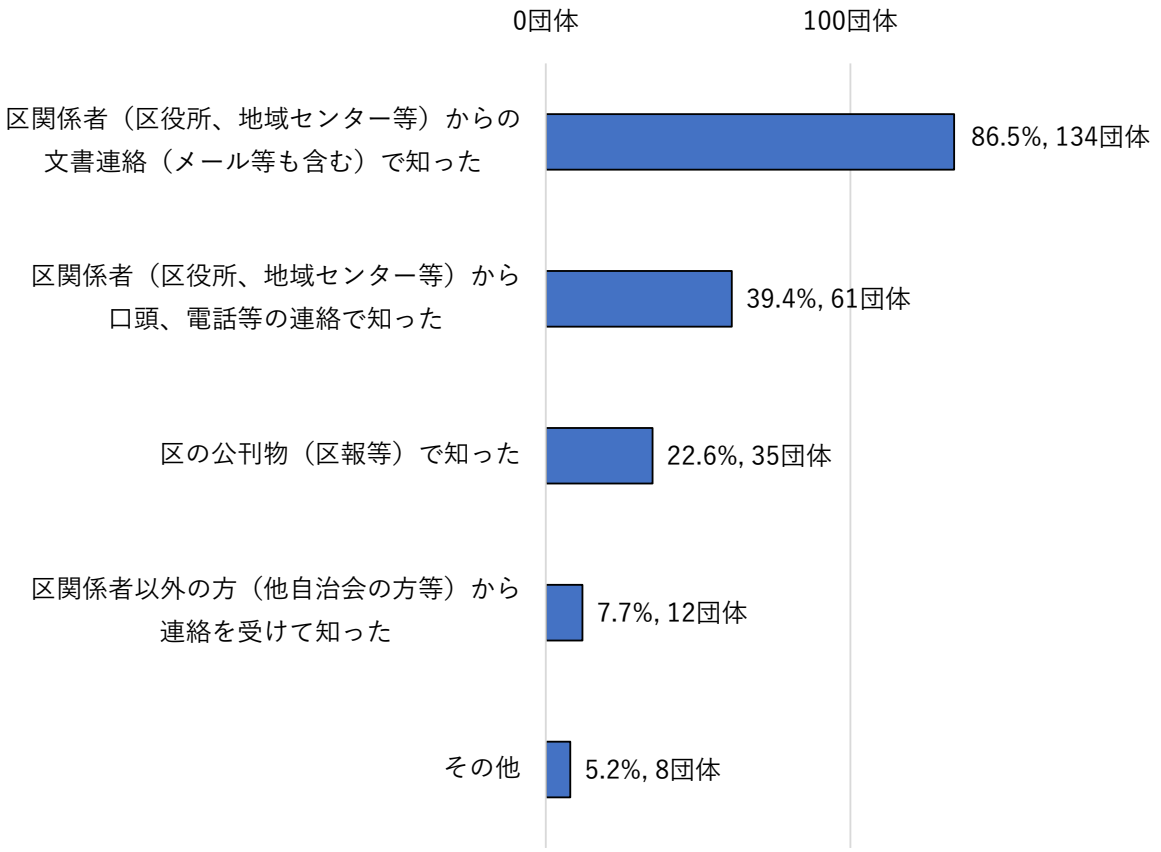

（２）アンケート調査結果一覧

問１　設立時期はいつですか

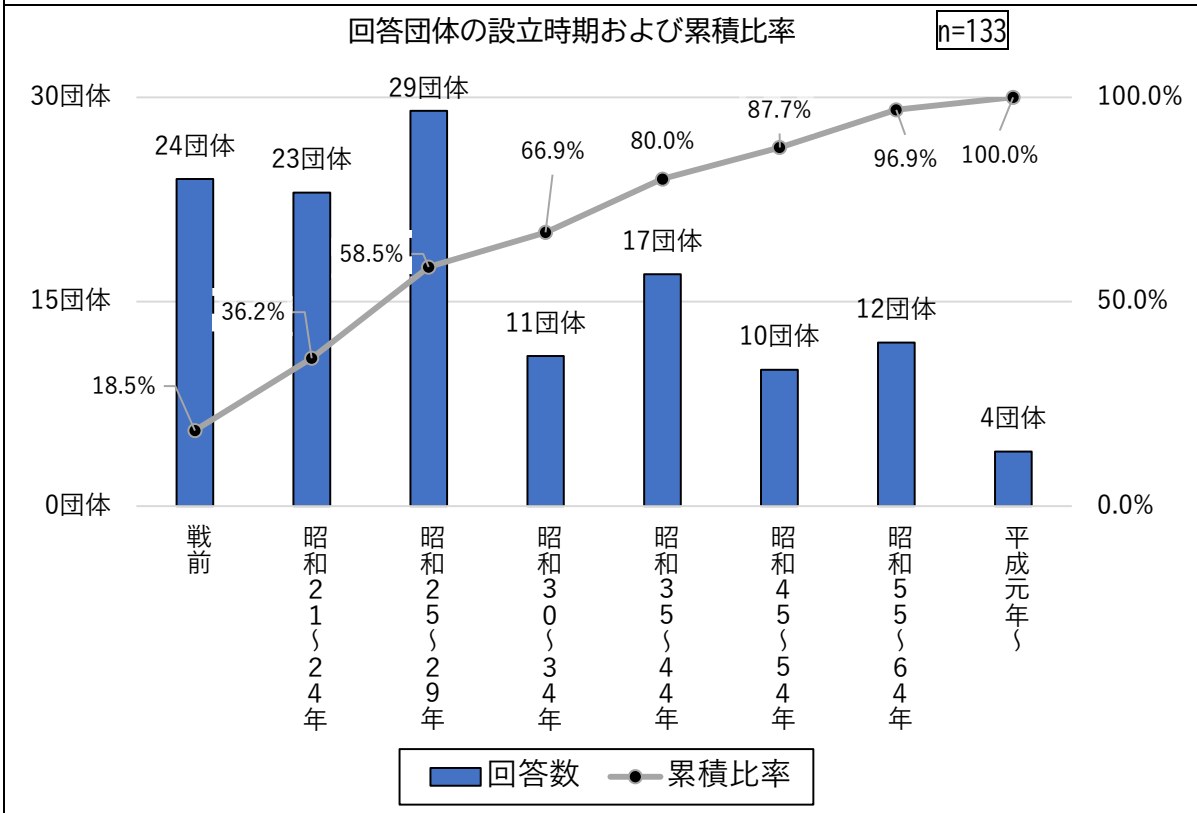


| | 合計 | 問1　設立時期 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 戦前 | 昭和21～24年 | 昭和25～29年 | 昭和30～34年 | 昭和35～44年 | 昭和45～54年 | 昭和55～64年 | 平成元年～ |
| 品川 | 23 | 8 | 5 | 2 | 1 | 2 | 5 | 0 | 0 |
| | 100.0% | 34.8% | 21.7% | 8.7% | 4.3% | 8.7% | 21.7% | 0.0% | 0.0% |
| 大崎 | 23 | 4 | 8 | 1 | 4 | 1 | 3 | 0 | 2 |
| | 100.0% | 17.4% | 34.8% | 4.3% | 17.4% | 4.3% | 13.0% | 0.0% | 8.7% |
| 大井 | 27 | 5 | 4 | 7 | 5 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| | 100.0% | 18.5% | 14.8% | 25.9% | 18.5% | 11.1% | 7.4% | 3.7% | 0.0% |
| 荏原 | 44 | 7 | 6 | 19 | 1 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| | 100.0% | 15.9% | 13.6% | 43.2% | 2.3% | 25.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 八潮 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 2 |
| | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 84.6% | 15.4% |
| 全体 | 130 | 24 | 23 | 29 | 11 | 17 | 10 | 12 | 4 |
| | 100.0% | 18.5% | 17.7% | 22.3% | 8.5% | 13.1% | 7.7% | 9.2% | 3.1% |

問２　会則・規約等はありますか

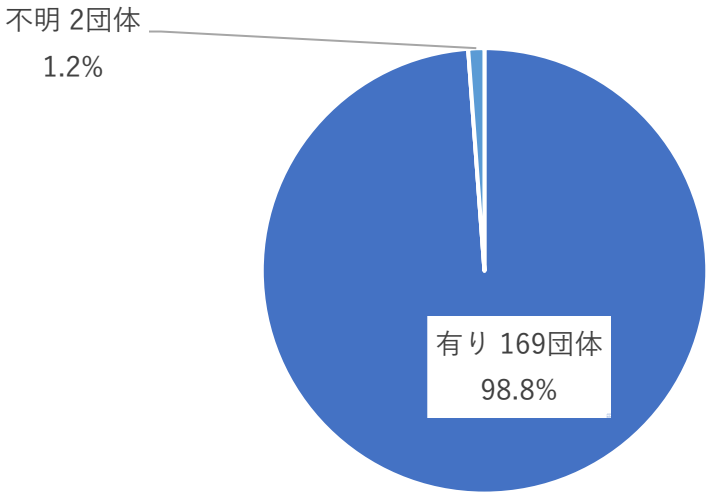


n=171

問３　町会・自治会所有の会館はありますか

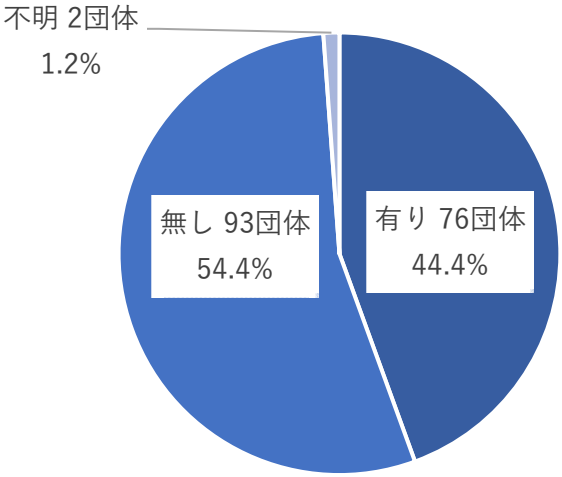


n=171

問４　会館について団体名で登記をしているか

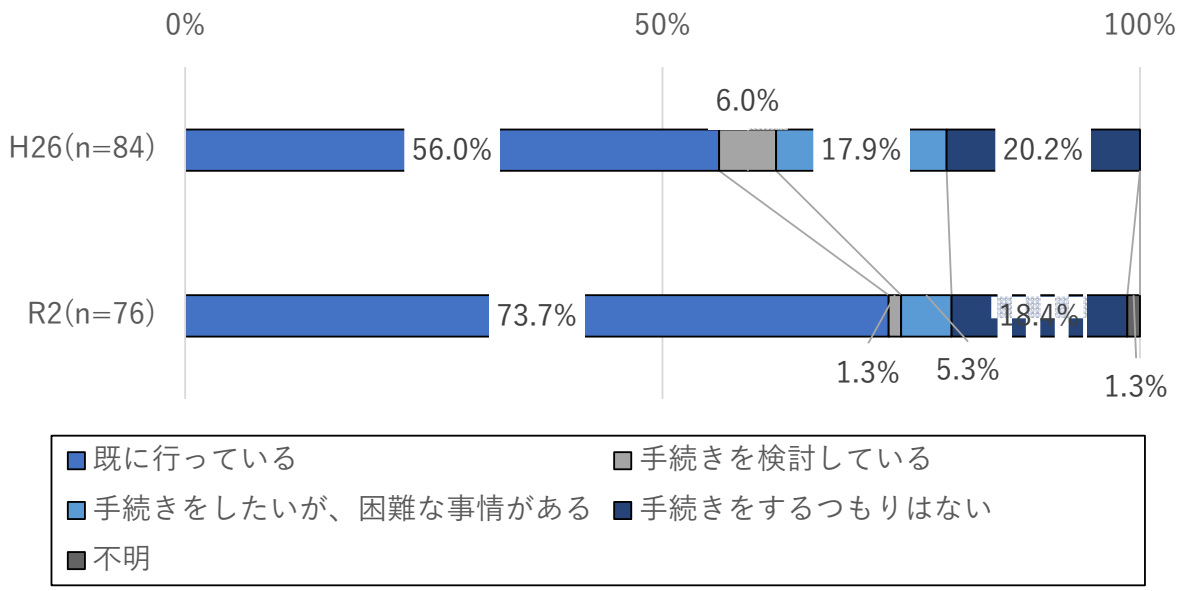

問５　会員は何世帯ですか

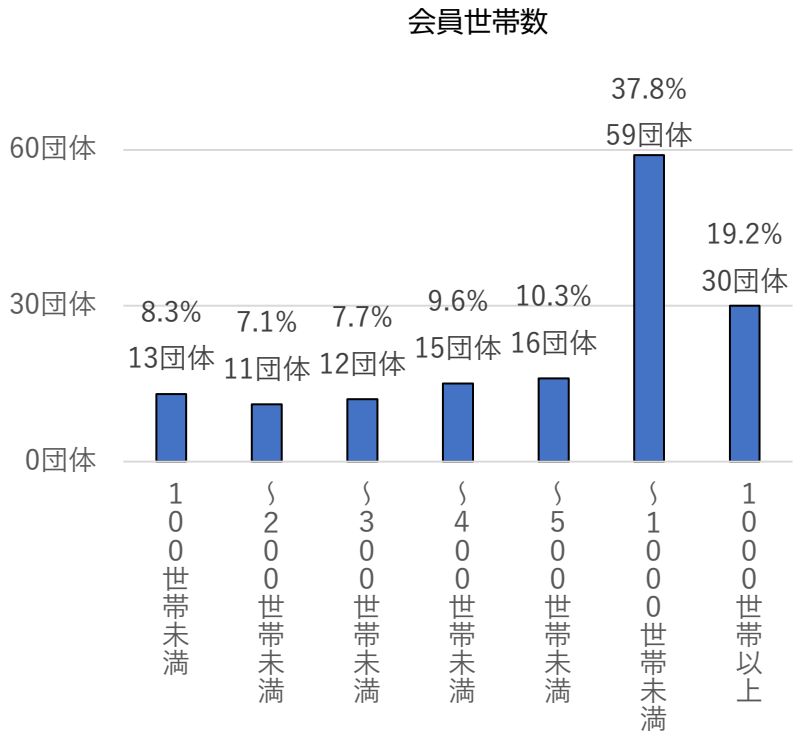


n=156

法人

会員数

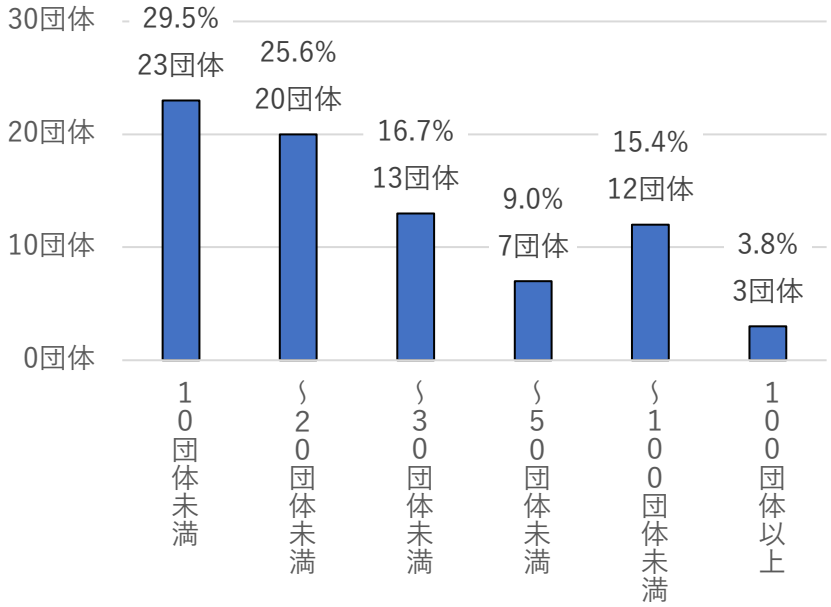


n=78

## 問６　マンションはどのように加入していますか（M/A）

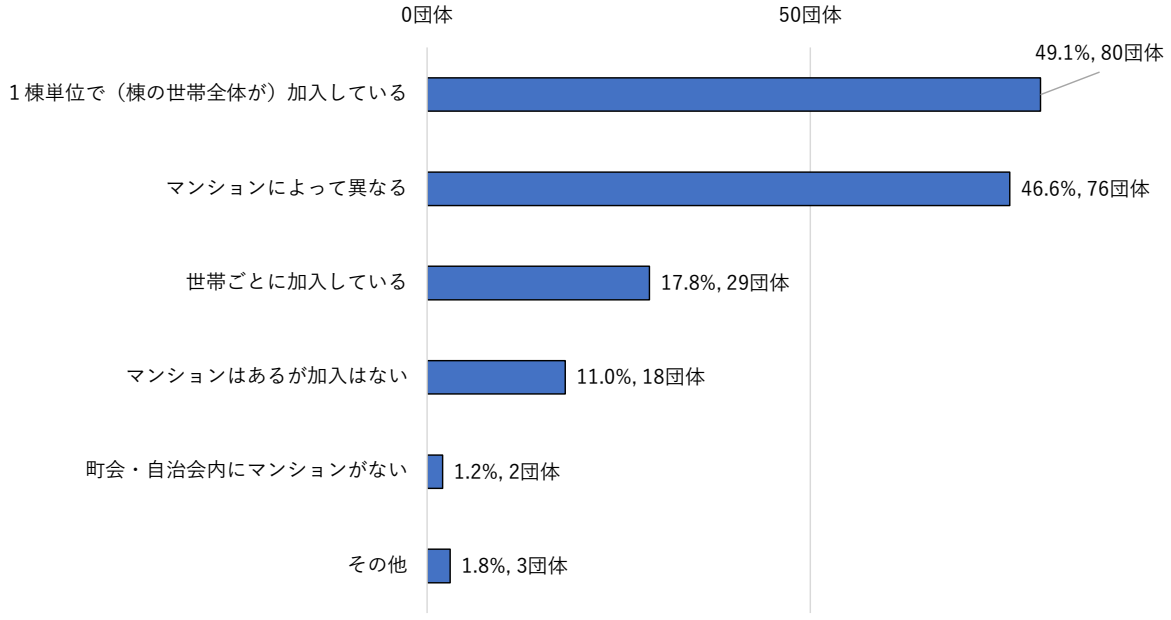


n=163

## 問７　会長の年齢（年代）についておしえてください

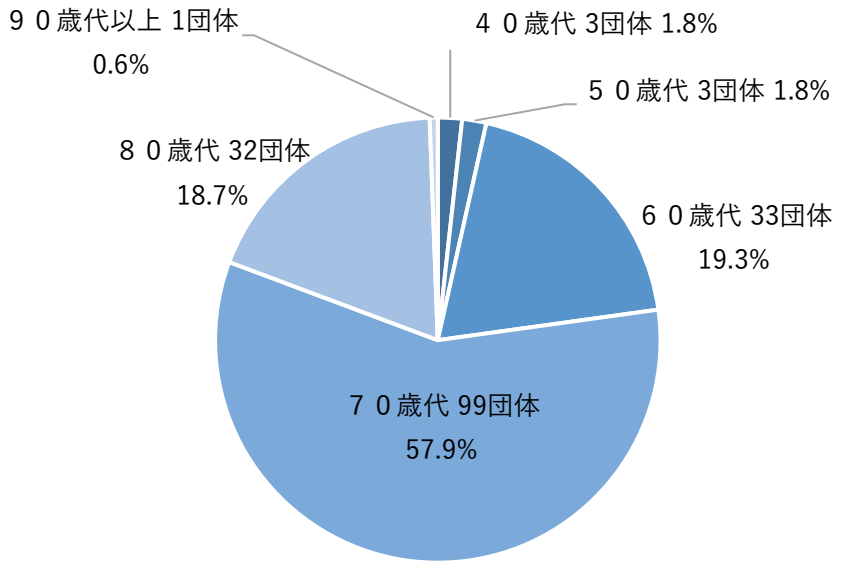


n=171

問８　会長の現在の職業をお答え下さい

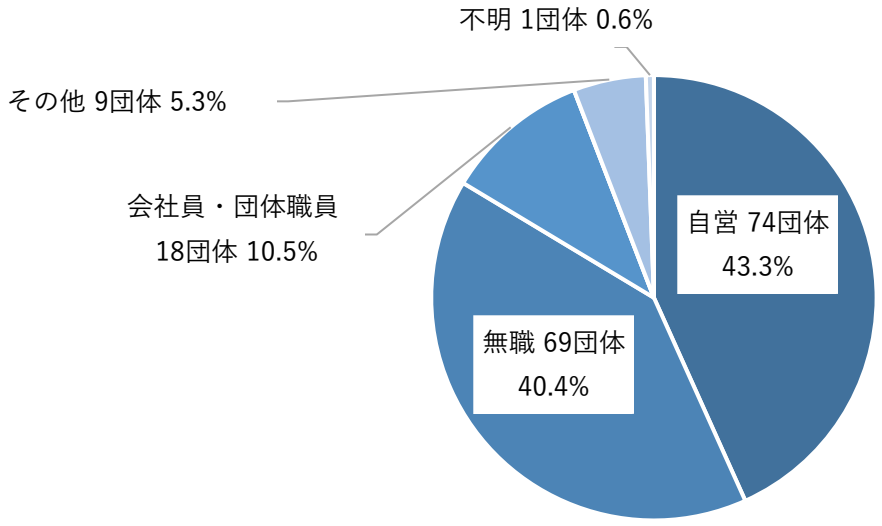


n=171

問９　会長は町会・自治会活動に月何日くらい従事されていますか

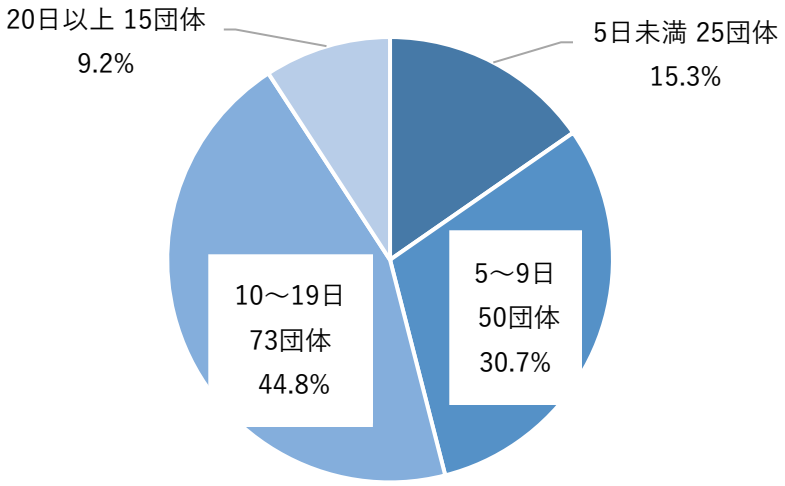


n=163

問 10　現在の会長の在職年数はおよそ何年ですか

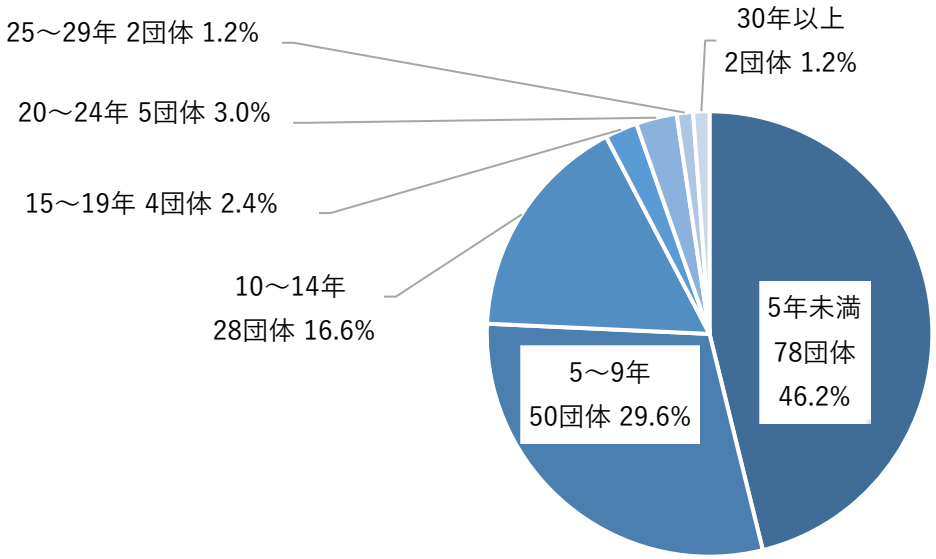


n=169

問 11　会長職以外に兼任されている役職

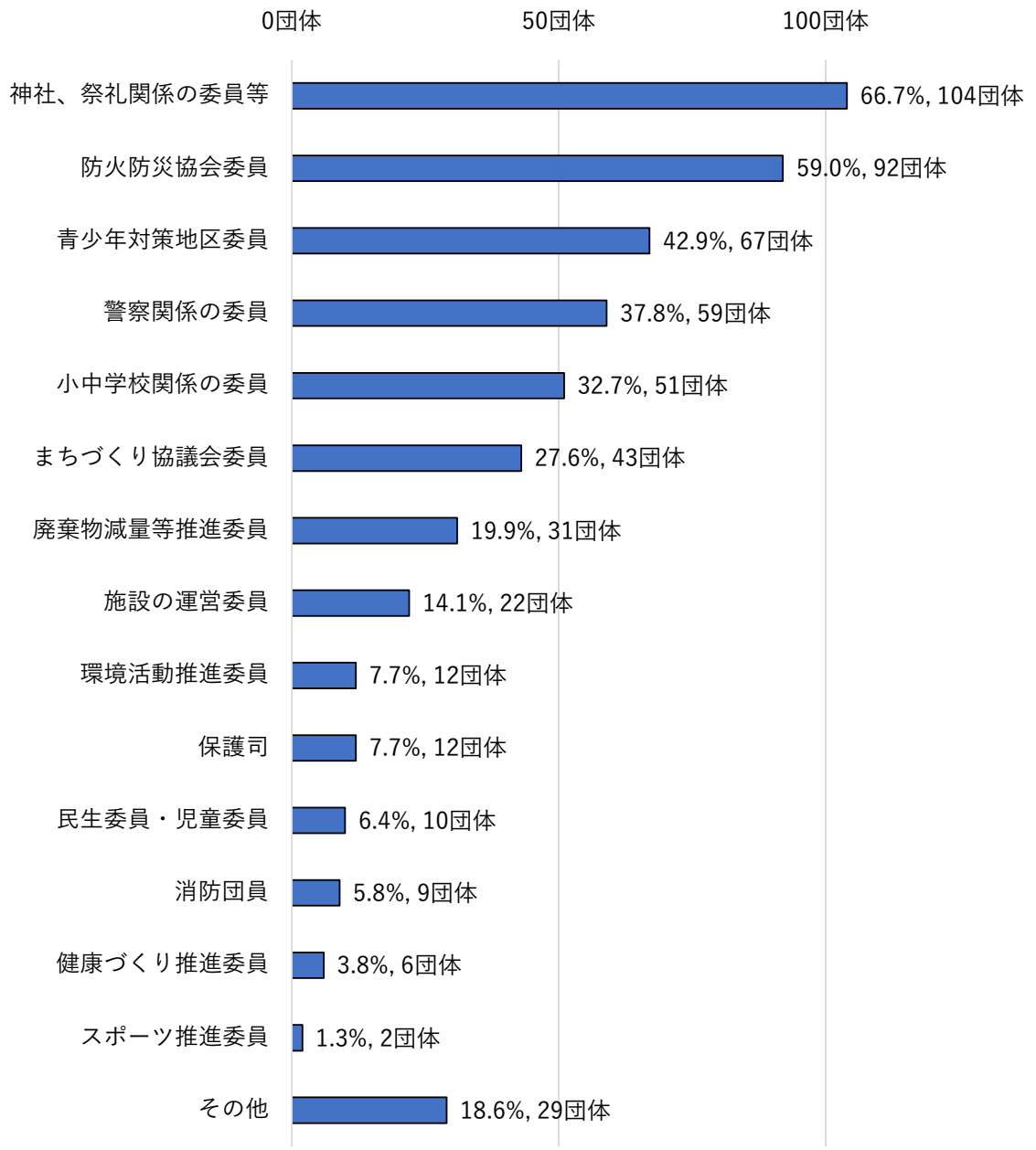

問 12　役員に位置付けられる人は何人いますか

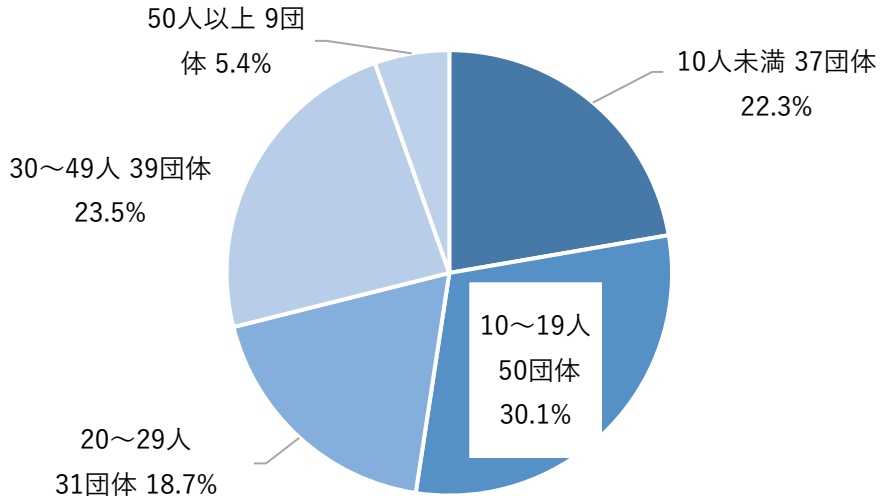


n=166

問 13　執行部の体制について（M/A）

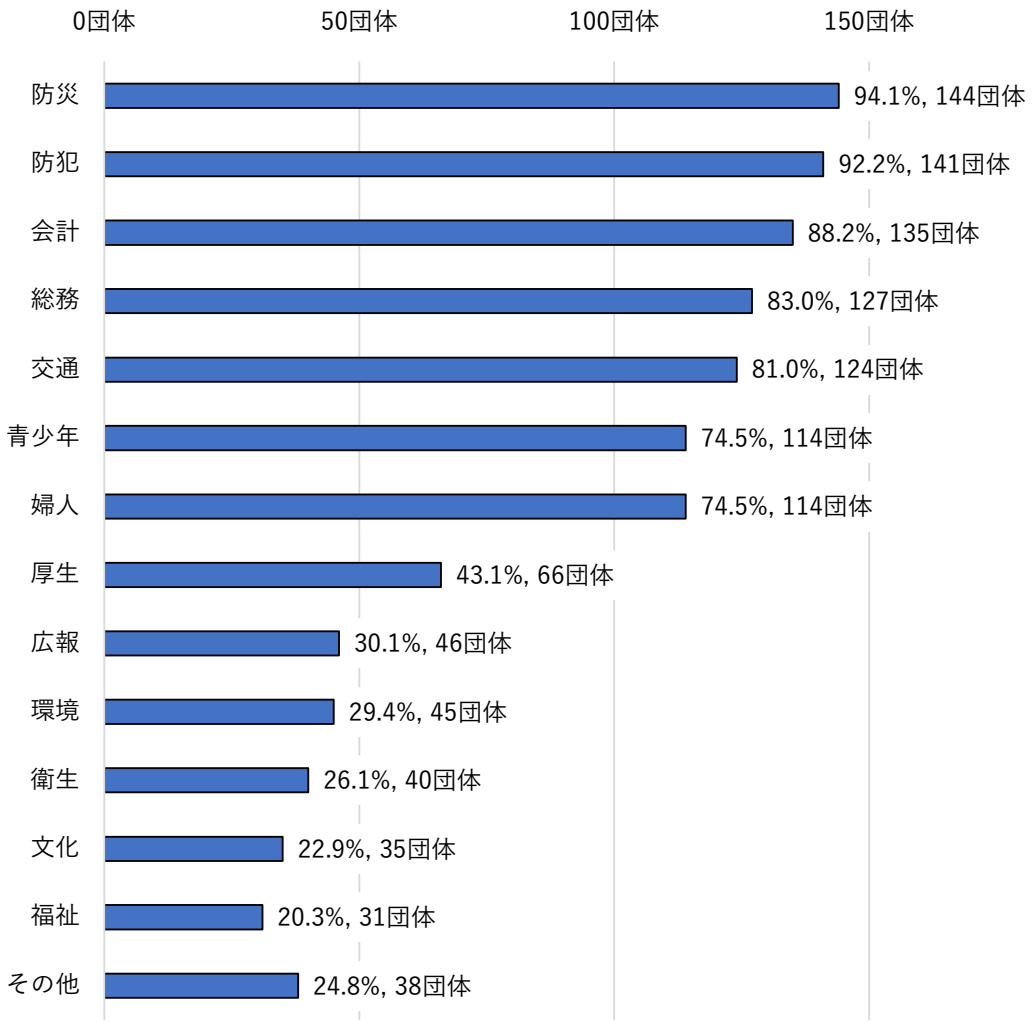


n=153

## 問 14　令和元年度の活動実績について

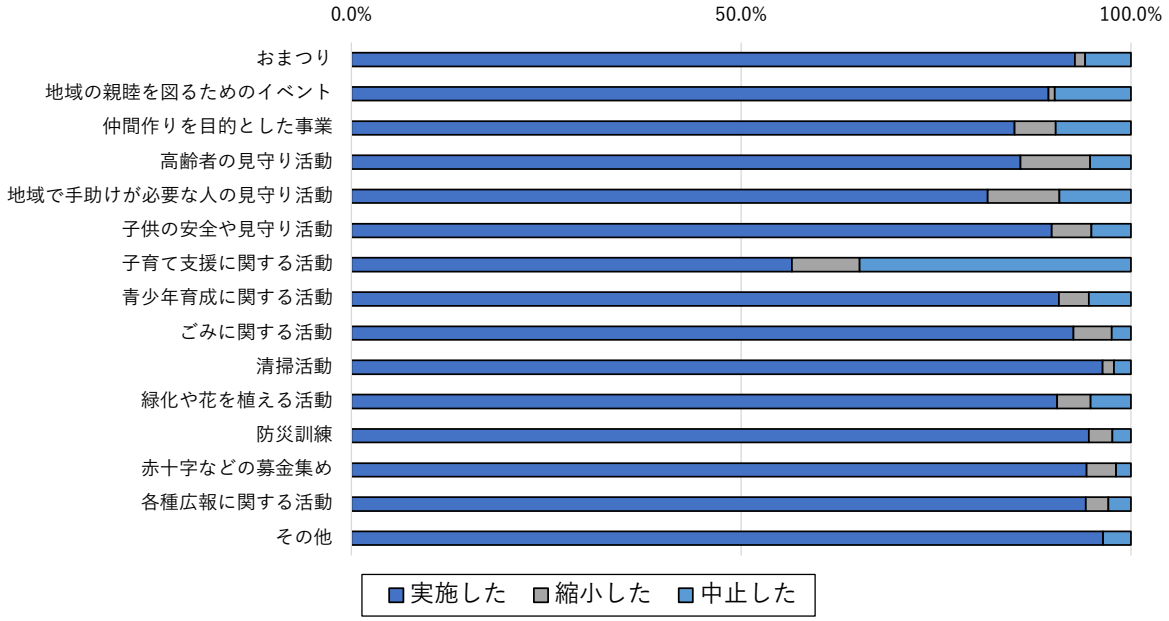


| | 実施した | 縮小した | 中止した | 回答数 |
|---|---|---|---|---|
| おまつり | 92.8% | 1.3% | 5.9% | 153 |
| 地域の親睦を図るためのイベント | 89.4% | 0.8% | 9.8% | 123 |
| 仲間作りを目的とした事業 | 85.1% | 5.3% | 9.6% | 114 |
| 高齢者の見守り活動 | 85.8% | 9.0% | 5.2% | 134 |
| 地域で手助けが必要な人の見守り活動 | 81.6% | 9.2% | 9.2% | 98 |
| 子供の安全や見守り活動 | 89.8% | 5.1% | 5.1% | 118 |
| 子育て支援に関する活動 | 56.5% | 8.7% | 34.8% | 46 |
| 青少年育成に関する活動 | 90.8% | 3.8% | 5.4% | 130 |
| ごみに関する活動 | 92.6% | 4.9% | 2.5% | 122 |
| 清掃活動 | 96.4% | 1.4% | 2.2% | 138 |
| 緑化や花を植える活動 | 90.5% | 4.3% | 5.2% | 116 |
| 防災訓練 | 94.6% | 3.0% | 2.4% | 167 |
| 赤十字などの募金集め | 94.3% | 3.8% | 1.9% | 158 |
| 各種広報に関する活動 | 94.2% | 2.9% | 2.9% | 138 |
| その他 | 96.4% | 0.0% | 3.6% | 28 |

## 問 15　特に力を入れている活動はどれですか

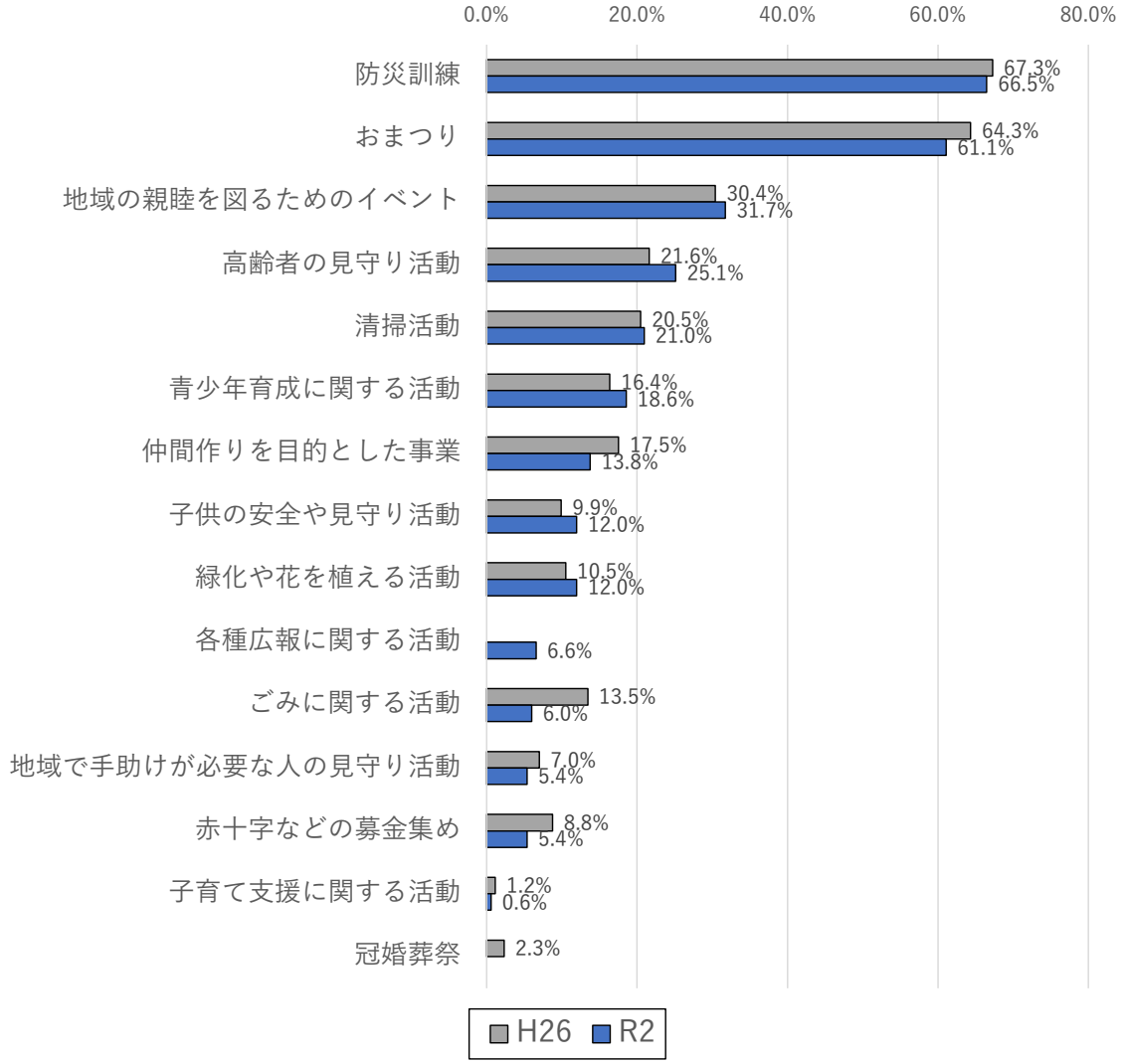


n=167

### 地域別回答結果

| | 品川 | 大崎 | 大井 | 荏原 | 八潮 |
|---|---|---|---|---|---|
| 防災訓練 | 71.4% | 54.3% | 54.3% | 76.7% | 53.8% |
| おまつり | 57.1% | 60.0% | 45.7% | 70.0% | 53.8% |
| 地域の親睦を図るためのイベント | 21.4% | 25.7% | 37.1% | 38.3% | 15.4% |
| 高齢者の見守り活動 | 17.9% | 20.0% | 22.9% | 26.7% | 46.2% |
| 清掃活動 | 28.6% | 14.3% | 37.1% | 3.3% | 53.8% |
| 青少年育成に関する活動 | 17.9% | 25.7% | 11.4% | 21.7% | 0.0% |
| 仲間作りを目的とした事業 | 17.9% | 14.3% | 14.3% | 8.3% | 23.1% |
| 子供の安全や見守り活動 | 3.6% | 14.3% | 20.0% | 11.7% | 0.0% |
| 緑化や花を植える活動 | 3.6% | 22.9% | 2.9% | 11.7% | 23.1% |
| 各種広報に関する活動 | 0.0% | 8.6% | 11.4% | 6.7% | 0.0% |
| ごみに関する活動 | 14.3% | 5.7% | 2.9% | 5.0% | 0.0% |
| 地域で手助けが必要な人の見守り活動 | 14.3% | 2.9% | 2.9% | 3.3% | 7.7% |
| 赤十字などの募金集め | 3.6% | 2.9% | 8.6% | 5.0% | 7.7% |
| 子育て支援に関する活動 | 0.0% | 0.0% | 2.9% | 0.0% | 0.0% |
| その他 | 7.1% | 2.9% | 11.4% | 1.7% | 0.0% |

※70％以上は黄色強調、50％以上は赤色強調、5％未満は緑色強調

問 16　特に重要な地域課題はどのようなことですか。重要だと思う順に３つ選んでください

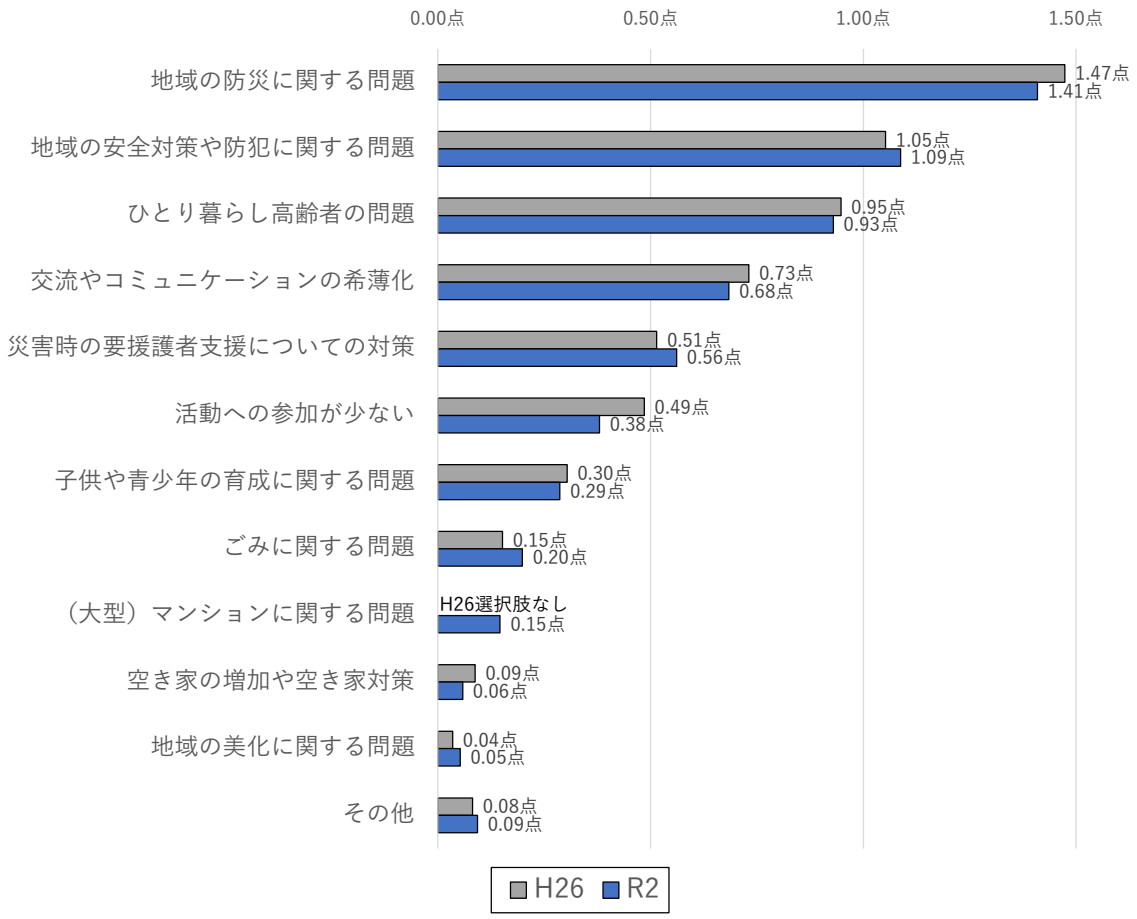


地域別回答結果（地域別合計点数/地域別回答者数）

| | 品川 | 大崎 | 大井 | 荏原 | 八潮 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域の防災に関する問題 | 1.04点 | 1.43点 | 1.66点 | 1.62点 | 0.54点 |
| 地域の安全対策や防犯に関する問題 | 1.32点 | 1.09点 | 1.43点 | 0.90点 | 0.54点 |
| ひとり暮らし高齢者の問題 | 1.29点 | 0.83点 | 0.63点 | 0.83点 | 1.69点 |
| 住民同士の交流やコミュニケーションが希薄になっていること | 0.50点 | 0.86点 | 0.60点 | 0.72点 | 0.69点 |
| 災害時の要援護者支援についての対策 | 0.64点 | 0.57点 | 0.40点 | 0.52点 | 1.00点 |
| 活動への参加が少なく町会・自治会に多雨するニーズに対応できないこと | 0.43点 | 0.40点 | 0.49点 | 0.33点 | 0.15点 |
| 子供や青少年の育成に関する問題 | 0.36点 | 0.17点 | 0.26点 | 0.40点 | 0.00点 |
| ごみの出し方や資源の持ち去り問題などごみに関する問題 | 0.25点 | 0.14点 | 0.06点 | 0.25点 | 0.38点 |
| （大型）マンションに関する問題 | 0.07点 | 0.06点 | 0.23点 | 0.22点 | 0.00点 |
| 空き家の増加や空き家対策 | 0.04点 | 0.06点 | 0.03点 | 0.07点 | 0.15点 |
| 来街者のポイ捨て対策など地域の美化に関する問題 | 0.00点 | 0.09点 | 0.14点 | 0.02点 | 0.00点 |
| その他 | 0.04点 | 0.11点 | 0.09点 | 0.08点 | 0.23点 |

※それぞれ１団体あたりの点数を示している。1.5 点以上は黄色強調、１点以上は赤色強調、0.5 点以上は赤背景

問 17　地域の他の組織や団体と何らかの協力関係はありますか

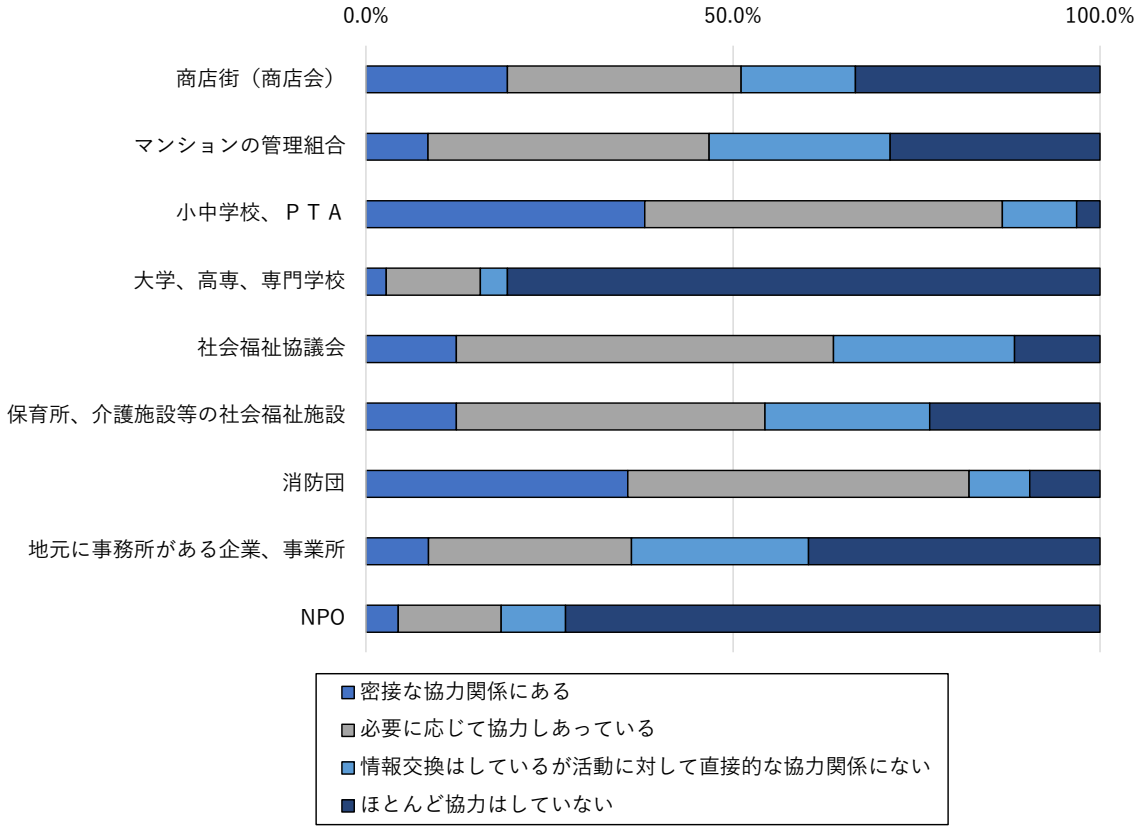


| | 密接な協力関係にある | 必要に応じて協力しあっている | 情報交換はしているが活動に対して直接的な協力関係にない | ほとんど協力はしていない |
|---|---|---|---|---|
| 商店街（商店会） | 19.3% | 31.9% | 15.6% | 33.3% |
| マンションの管理組合 | 8.4% | 38.3% | 24.7% | 28.6% |
| 小中学校、ＰＴＡ | 38.0% | 48.7% | 10.1% | 3.2% |
| 大学、高専、専門学校 | 2.8% | 12.8% | 3.7% | 80.7% |
| 社会福祉協議会 | 12.3% | 51.4% | 24.7% | 11.6% |
| 保育所、介護施設等の社会福祉施設 | 12.3% | 42.0% | 22.5% | 23.2% |
| 消防団 | 35.7% | 46.5% | 8.3% | 9.6% |
| 地元に事務所がある企業、事業所 | 8.5% | 27.7% | 24.1% | 39.7% |
| NPO | 4.4% | 14.0% | 8.8% | 72.8% |

問 18　これから特に協力関係を密にしていきたいと思う団体はありますか

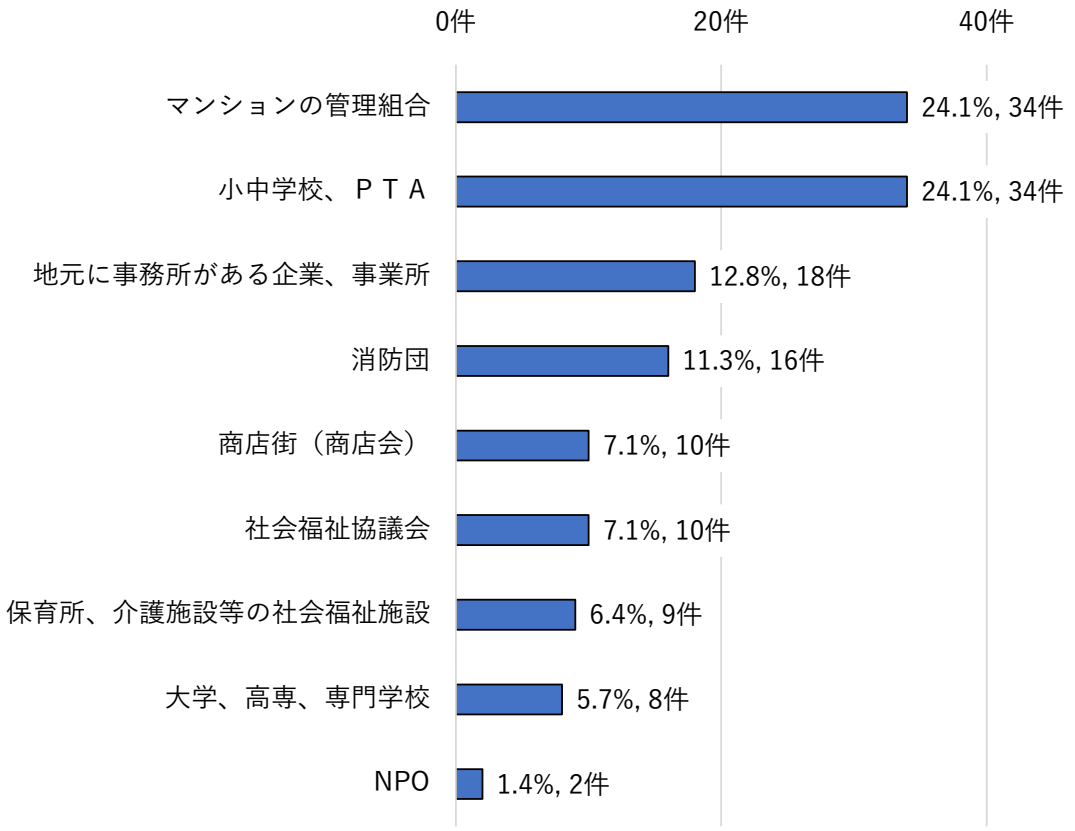

問 19　町会・自治会の組織運営上の課題にはどのようなことがありますか。問題が大きいと思う順に３つ選んでください

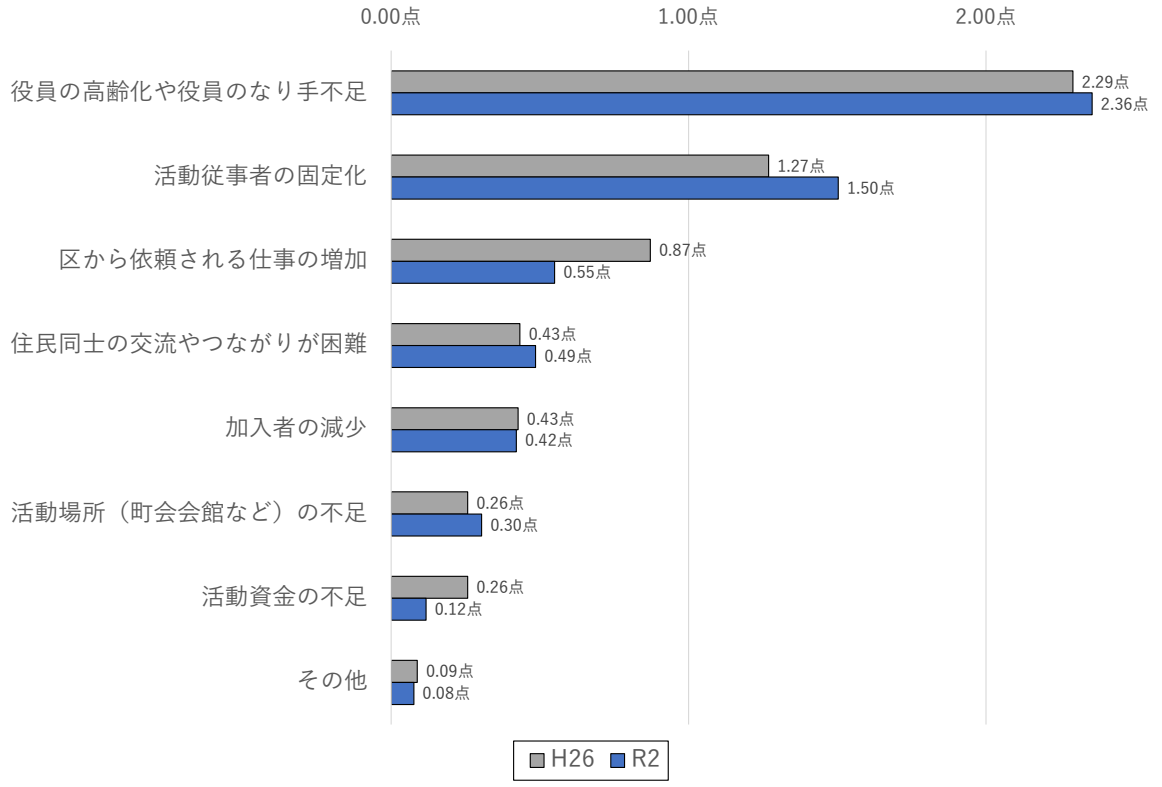


地域別回答結果（地域別合計点数/地域別回答者数）

| | 品川 | 大崎 | 大井 | 荏原 | 八潮 |
|---|---|---|---|---|---|
| 役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷 | 2.07点 | 2.37点 | 2.49点 | 2.35点 | 2.62点 |
| 活動従事者の固定化 | 1.50点 | 1.49点 | 1.49点 | 1.60点 | 1.15点 |
| 区から依頼される町会・自治会の仕事の増加 | 0.29点 | 0.54点 | 0.66点 | 0.47点 | 0.38点 |
| 個人情報やプライバシーへの配慮のために住民同士の交流やつながりが困難 | 0.36点 | 0.49点 | 0.60点 | 0.38点 | 0.62点 |
| 加入者の減少 | 0.68点 | 0.34点 | 0.37点 | 0.52点 | 0.46点 |
| 活動場所（町会会館など）の不足 | 0.29点 | 0.43点 | 0.06点 | 0.43点 | 0.08点 |
| 活動資金の不足 | 0.50点 | 0.14点 | 0.06点 | 0.07点 | 0.08点 |
| その他 | 0.07点 | 0.00点 | 0.11点 | 0.07点 | 0.23点 |

※それぞれ１団体あたりの点数を示している。２点以上は黄色強調、１点以上は赤色強調

問 20　町会・自治会費（年会費）はいくらですか

１世帯あたりの会費

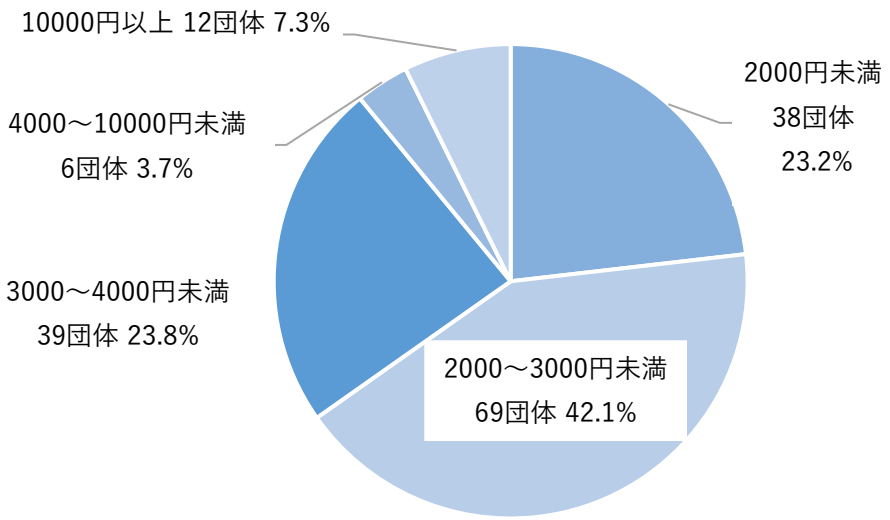


n=164

１団体あたりの会費

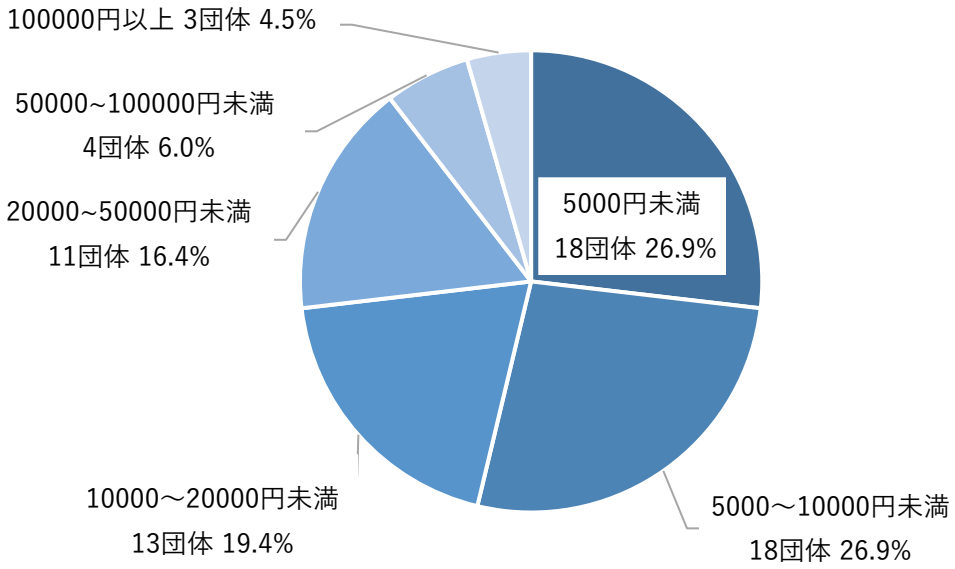


n=67

問 21　町会・自治会の年間の活動予算はどれくらいですか

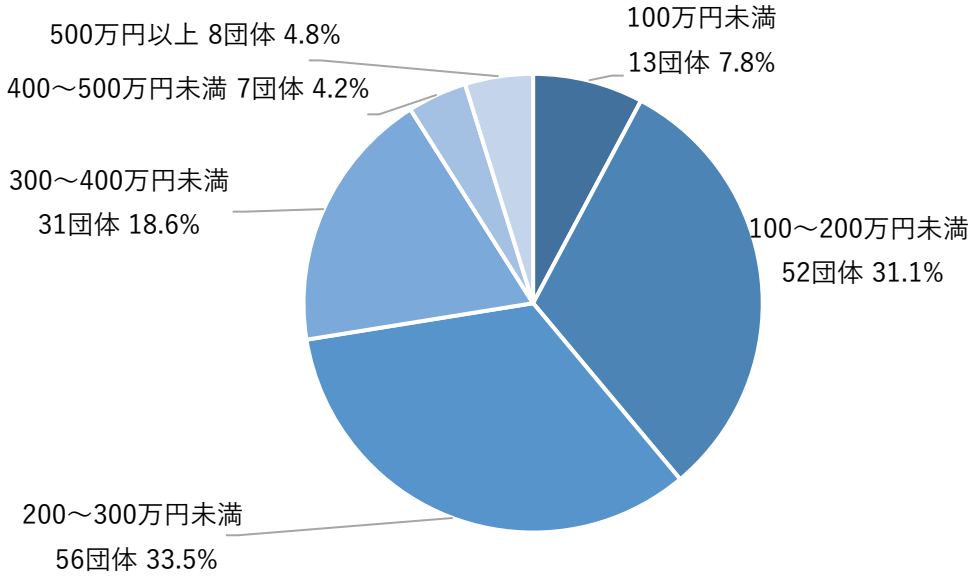


n=167

問 22　収入の内訳はどのようになっていますか

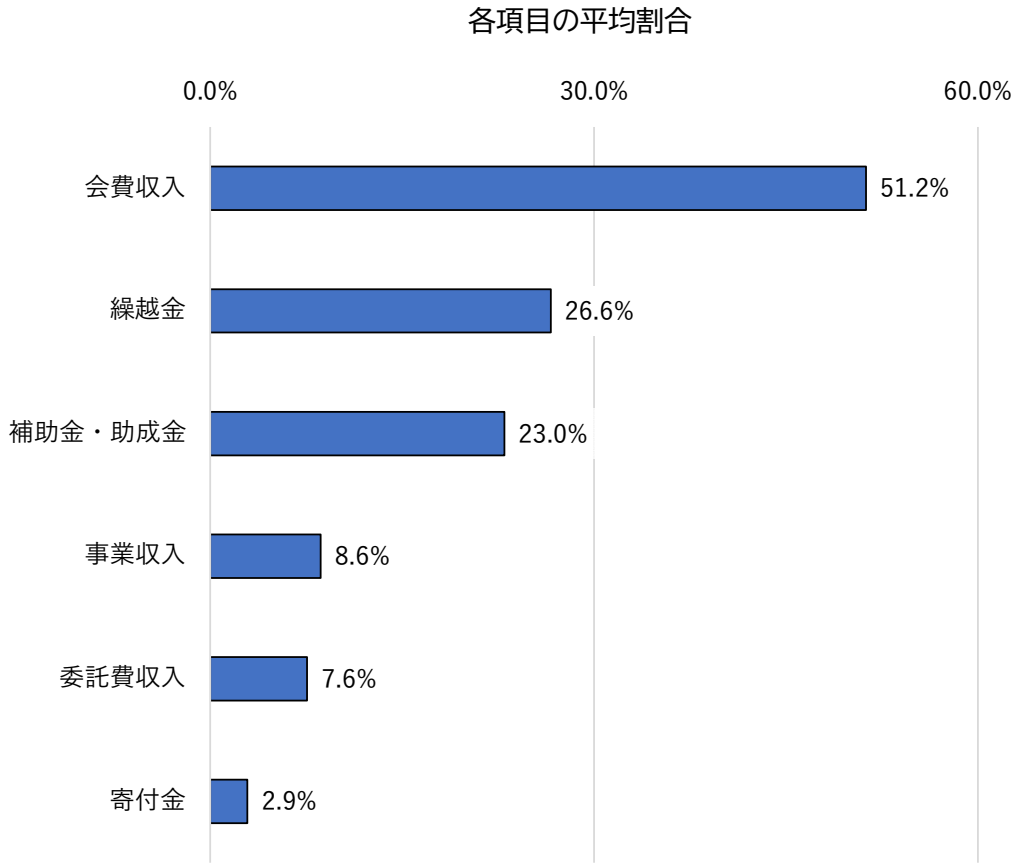

問 23　支出の割合はどのようになっていますか

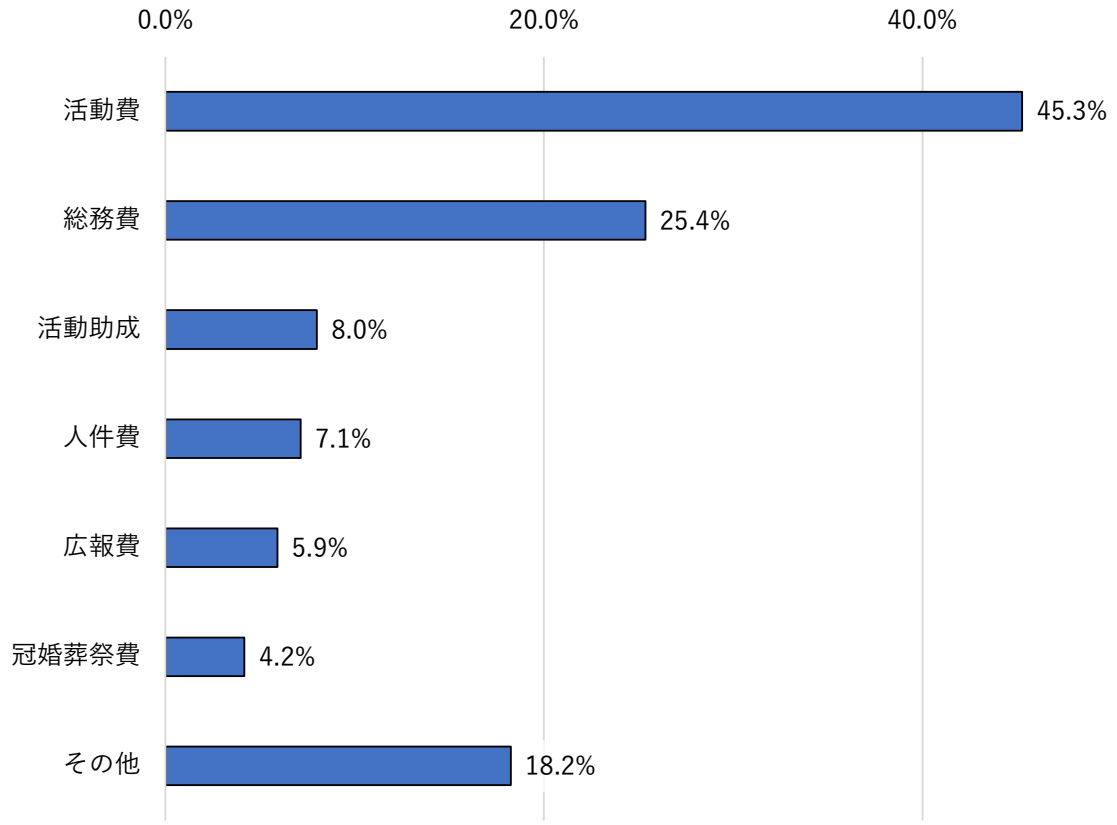


問 24　繰越金、余剰金はどれくらい確保していますか

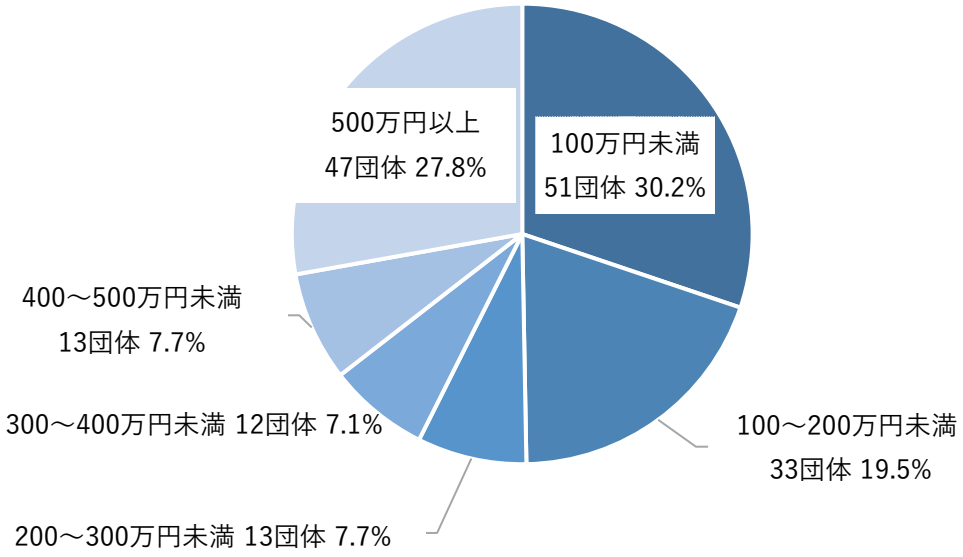


n=169

問 25　現在の収入で運営はまかなえていますか

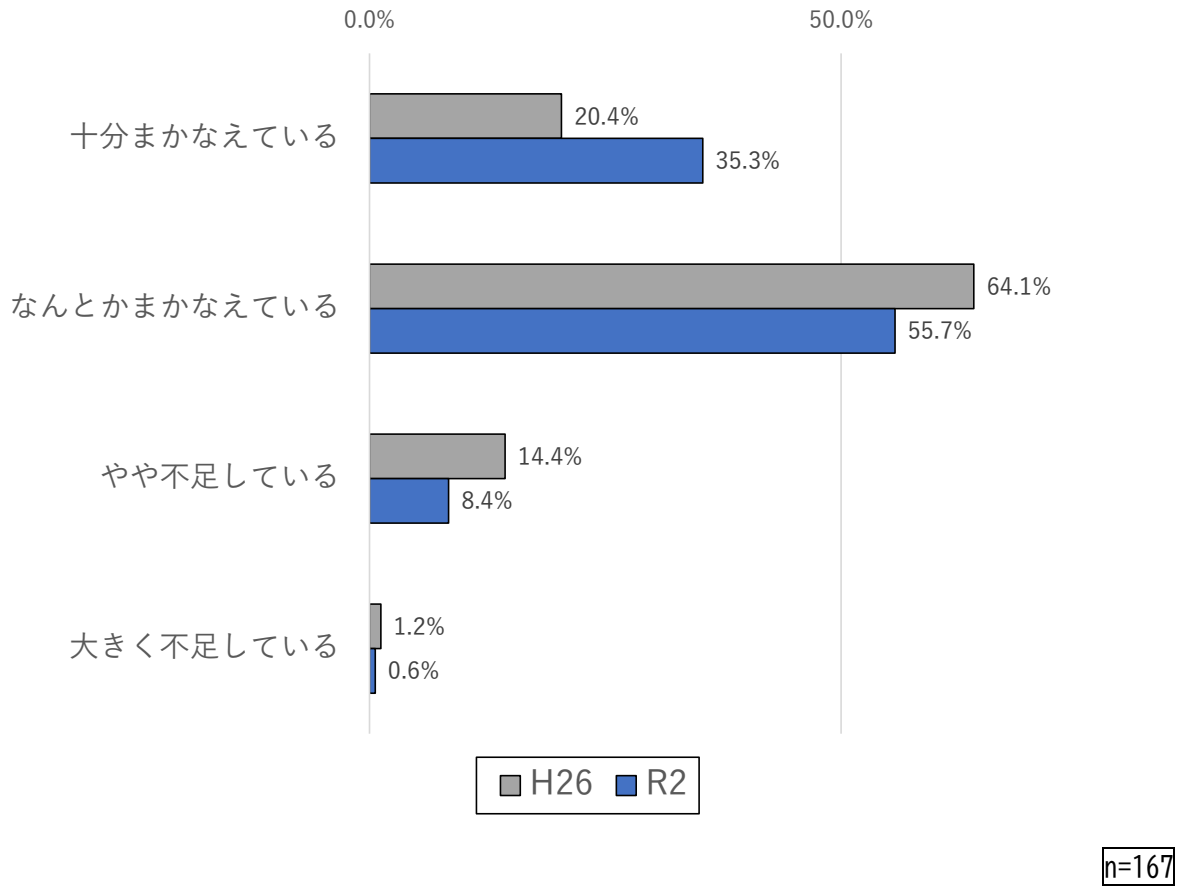

問 26　町会・自治会で大きい支出が見込まれる事業などはありますか

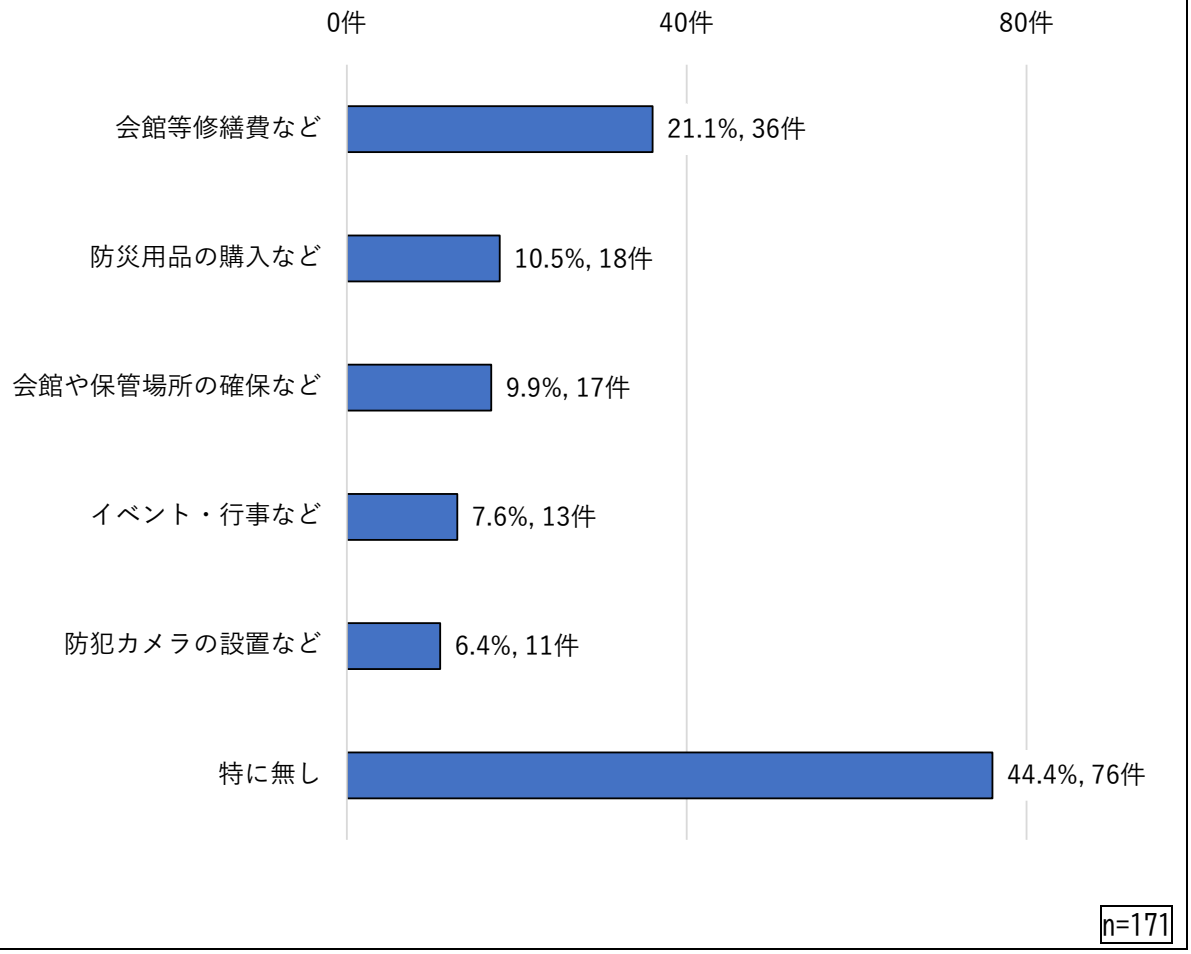

問 27　未加入者への加入呼びかけの取組としてあてはまるものを
すべて選んで下さい（M/A）

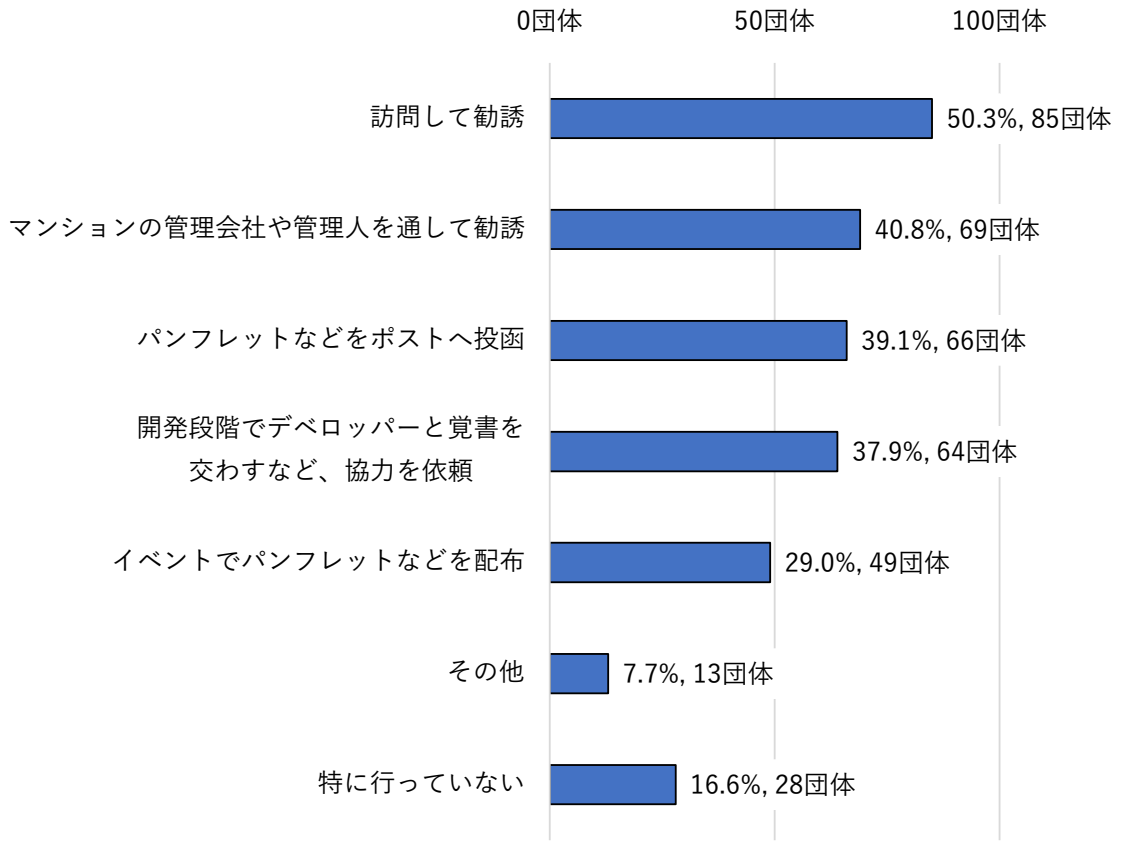


n=169

問 28　勧誘を行っていない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んで下さい（M/A）

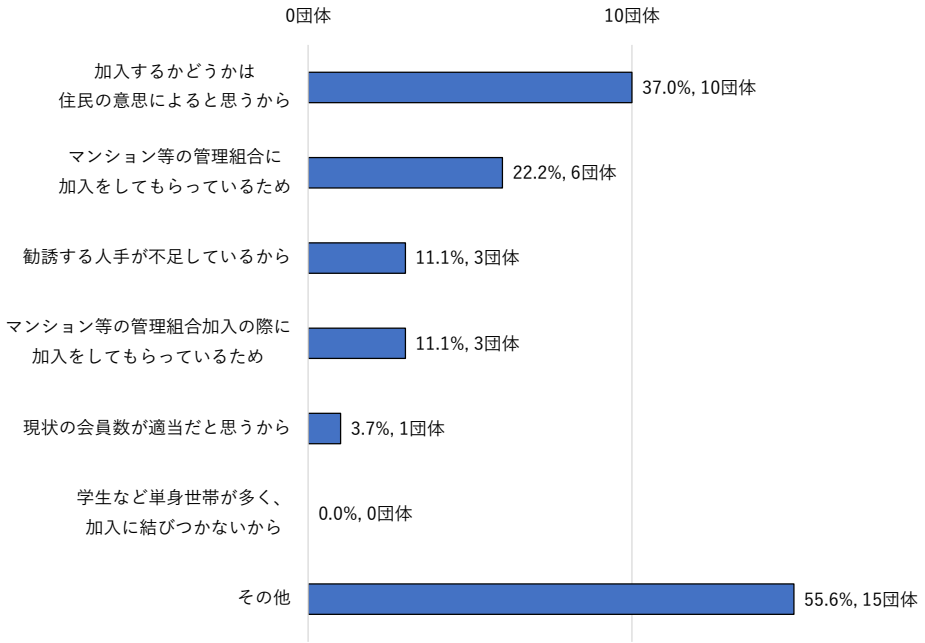


n=27

問 29　会員に対する広報活動として行っているものについて、
あてはまるものをすべて選んで下さい（M/A）

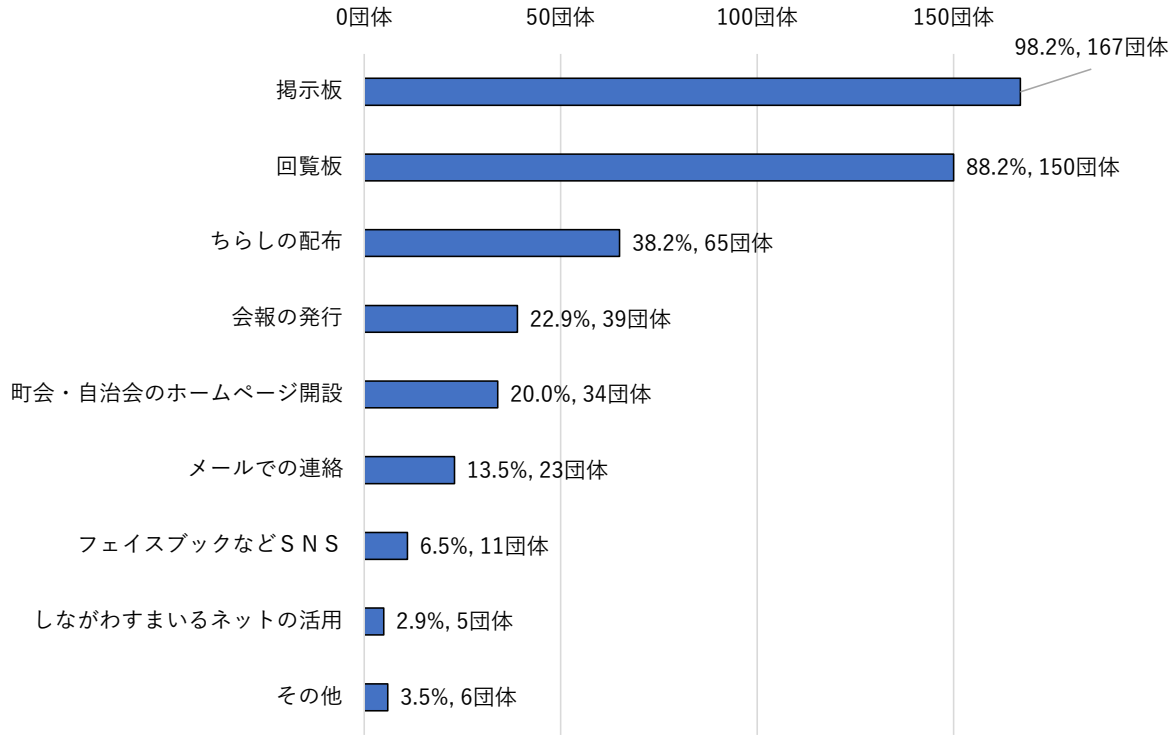


n=170

問 30　行政への要望や意見、苦情などの住民の声を汲み上げるために行っている活動はありますか

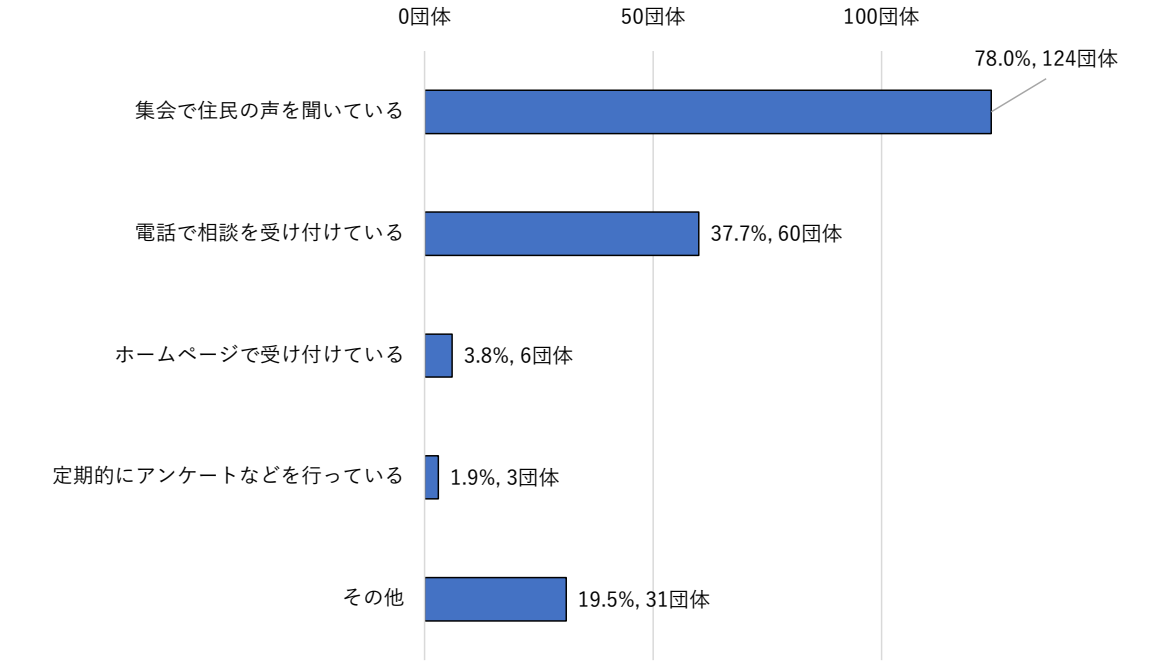


n=159

問 31　町会・自治会として、行政との協働についてどう思いますか。もっとも近い考えを選択肢から選んで記入して下さい

【町会・自治会と行政の協働をもっとすすめるべきだ】

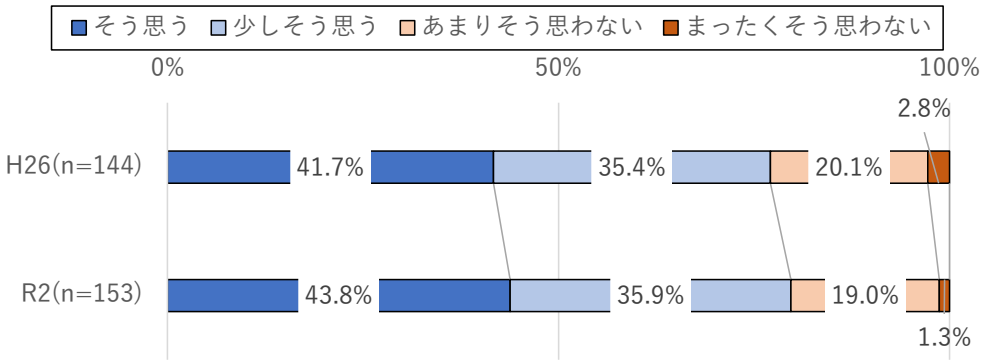


【町会・自治会は行政から独立した組織なので独自に活動すべきだ】

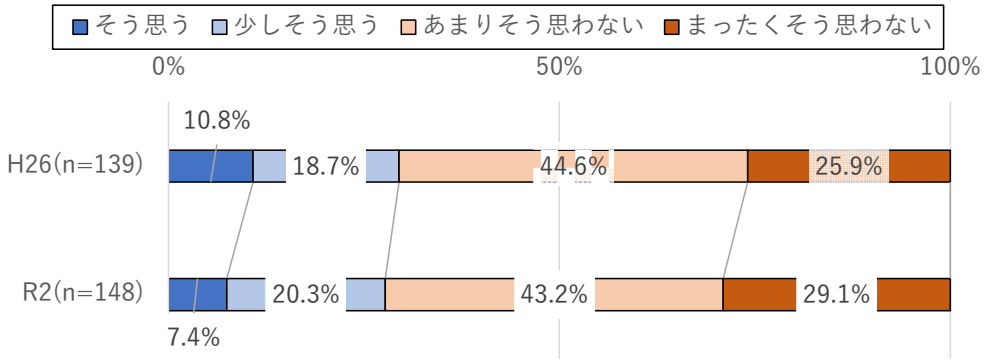


【町会・自治会の活動に対して行政はもっと支援すべきだ】

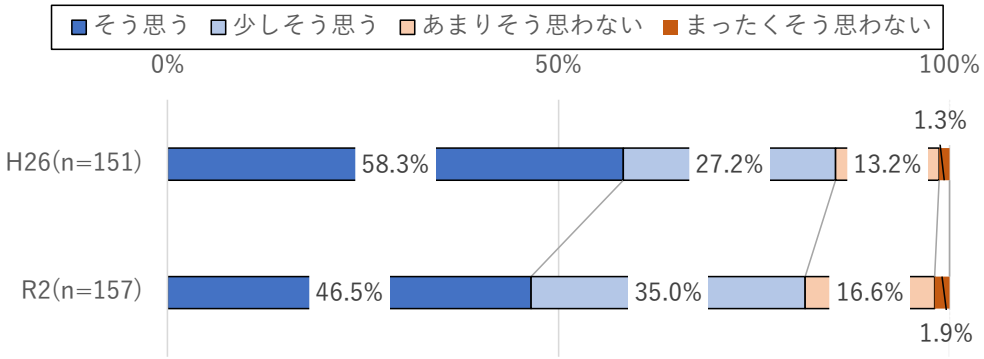


【行政は町会・自治会に頼りすぎだ】

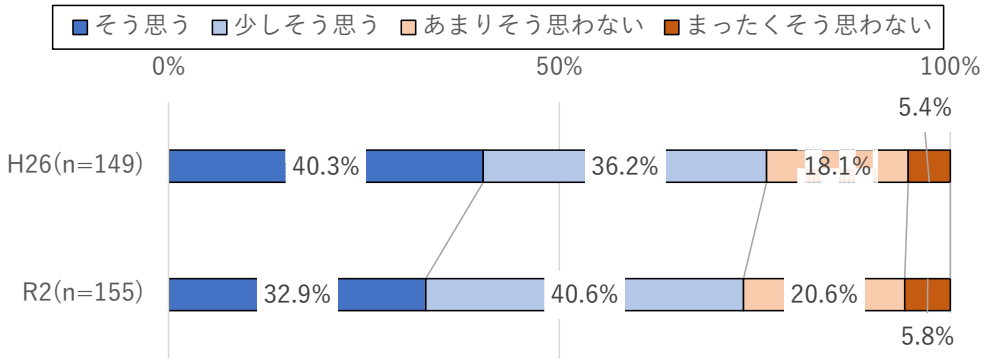

問 32　町会・自治会には行政（区、国、都、その他警察や消防など）からいろいろな仕事や役割をお願いしています。これらについて、どの程度負担に感じておられますか

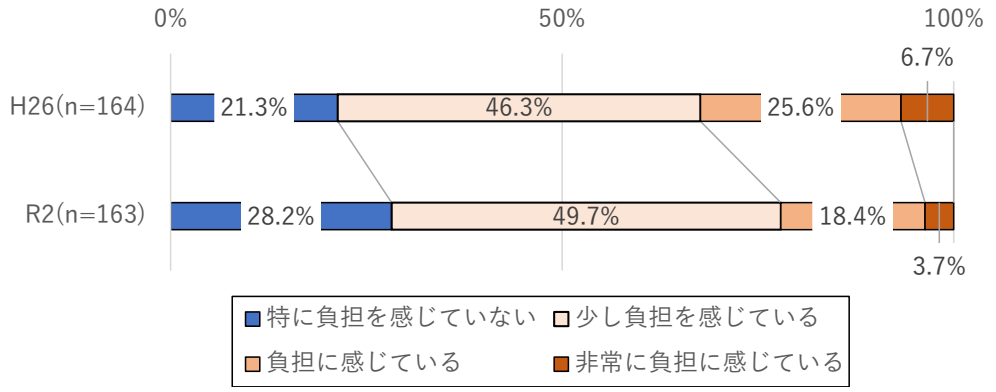


問 33　行政から依頼される仕事・役割のうち、特に負担が大きく、仕事量の軽減や実施方法を改善すべきだと思われるものは何ですか。特に負担が大きいとお感じになるものを３つまで記入して下さい

（自由記述で挙げられた課題・テーマ等を分類）

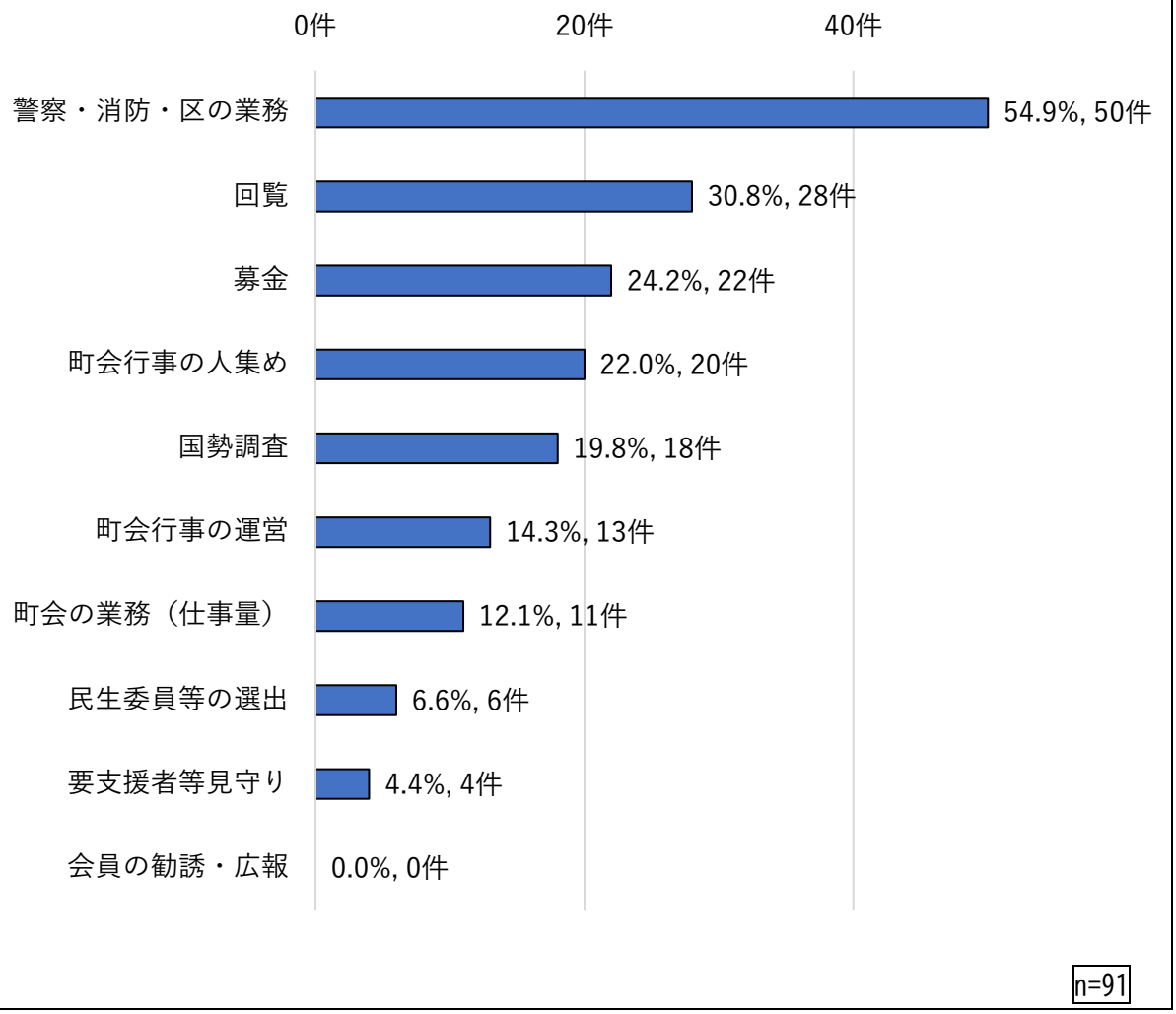

問 34　町会・自治会に対して行政はどのような支援や協力をすべきだと思いますか。特に重要だと思うものを３つまで選んで下さい

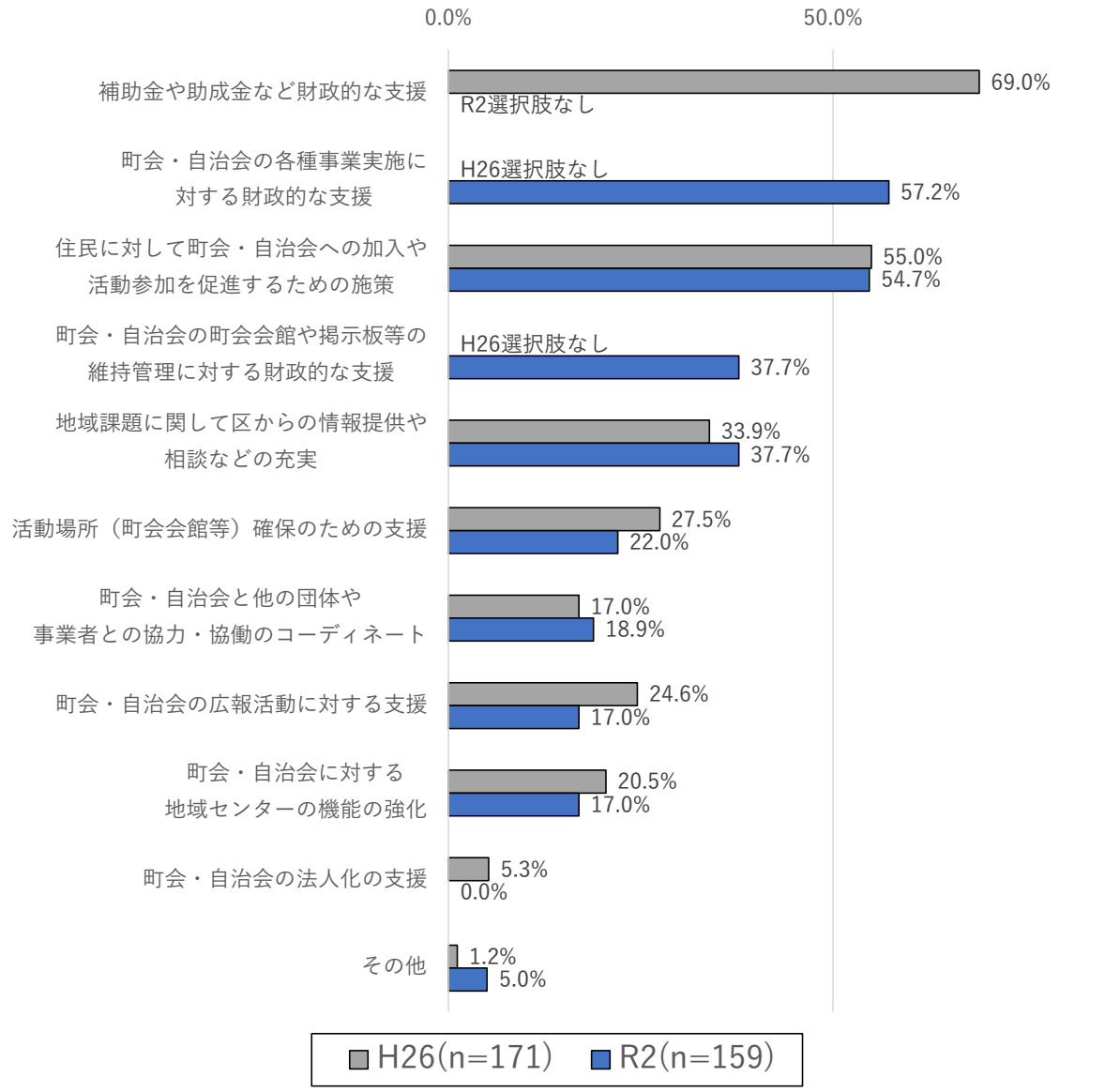

問 35　条例をご存知ですか

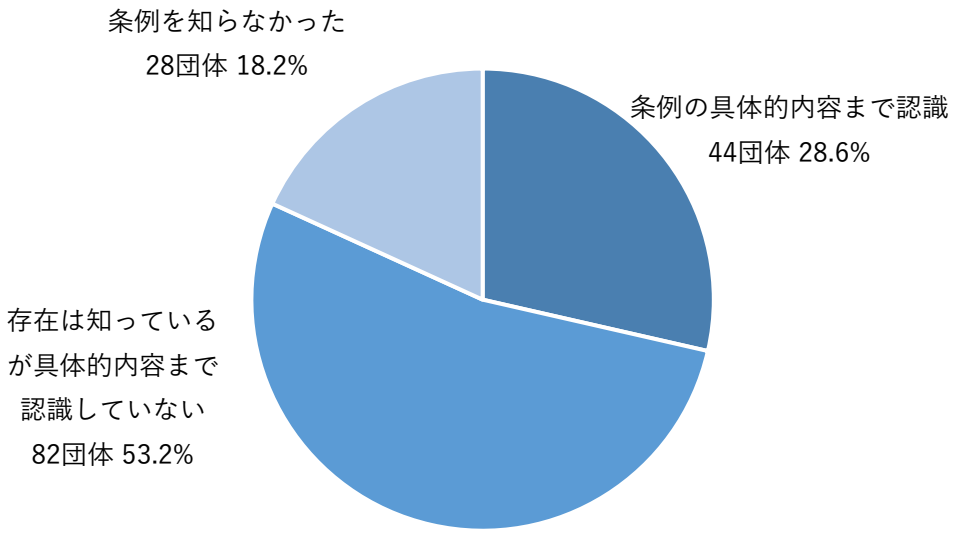


n=154

問 36　平成 28 年４月から現在（令和２年６月時点）までの期間における変化についてあてはまる箇所に〇を記入してください

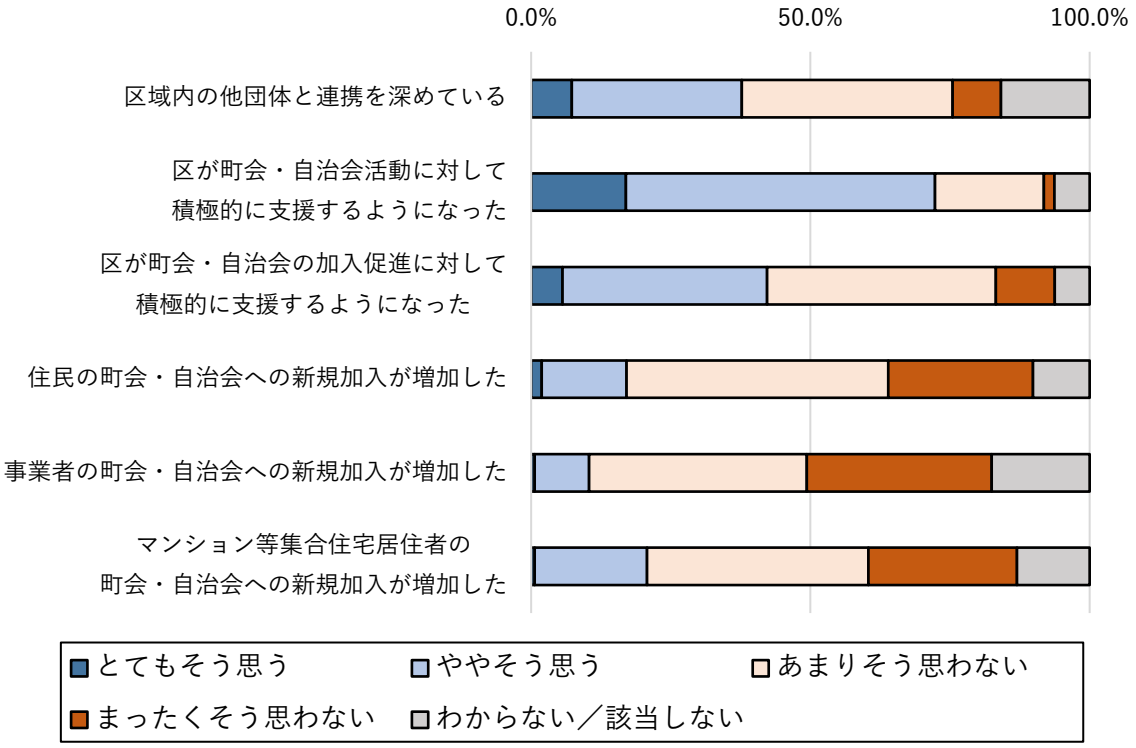


| | とてもそう思う | ややそう思う | あまりそう思わない | まったくそう思わない | わからない／該当しない |
|---|---|---|---|---|---|
| 区域内の他団体と連携を深めている | 7.3% | 30.5% | 37.7% | 8.6% | 15.9% |
| 区が町会・自治会活動に対して積極的に支援するようになった | 17.0% | 55.3% | 19.5% | 1.9% | 6.3% |
| 区が町会・自治会の加入促進に対して積極的に支援するようになった | 5.6% | 36.6% | 41.0% | 10.6% | 6.2% |
| 住民の町会・自治会への新規加入が増加した | 1.9% | 15.2% | 46.8% | 25.9% | 10.1% |
| 事業者の町会・自治会への新規加入が増加した | 0.6% | 9.7% | 39.0% | 33.1% | 17.5% |
| マンション等集合住宅居住者の町会・自治会への新規加入が増加した | 0.6% | 20.1% | 39.6% | 26.6% | 13.0% |

問 37　平成 28 年４月の条例施行後に新設した、町会・自治会向けの以下の補助金・支援についてあてはまる箇所に〇を記入してください

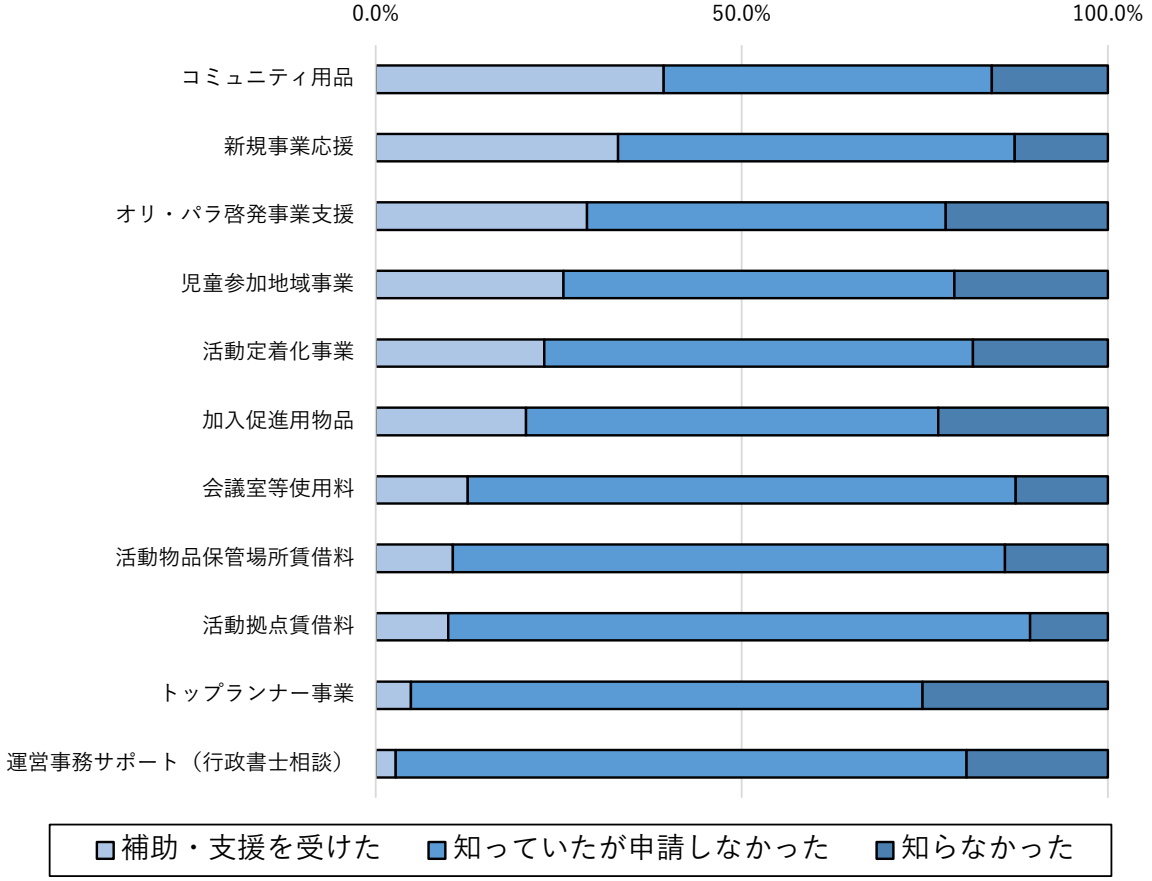


| | 補助・支援を受けた | 知っていたが申請しなかった | 知らなかった |
|---|---|---|---|
| コミュニティ用品 | 39.3% | 44.8% | 15.9% |
| 新規事業応援 | 33.1% | 54.1% | 12.7% |
| オリ・パラ啓発事業支援 | 28.9% | 49.0% | 22.1% |
| 児童参加地域事業 | 25.7% | 53.4% | 20.9% |
| 活動定着化事業 | 23.0% | 58.6% | 18.4% |
| 加入促進用物品 | 20.5% | 56.3% | 23.2% |
| 会議室等使用料 | 12.6% | 74.8% | 12.6% |
| 活動物品保管場所賃借料 | 10.6% | 75.4% | 14.1% |
| 活動拠点賃借料 | 9.9% | 79.4% | 10.6% |
| トップランナー事業 | 4.8% | 69.9% | 25.3% |
| 運営事務サポート（行政書士相談） | 2.8% | 77.9% | 19.3% |

問 38　補助制度を知ったきっかけについて、あてはまるものをすべて選んでください

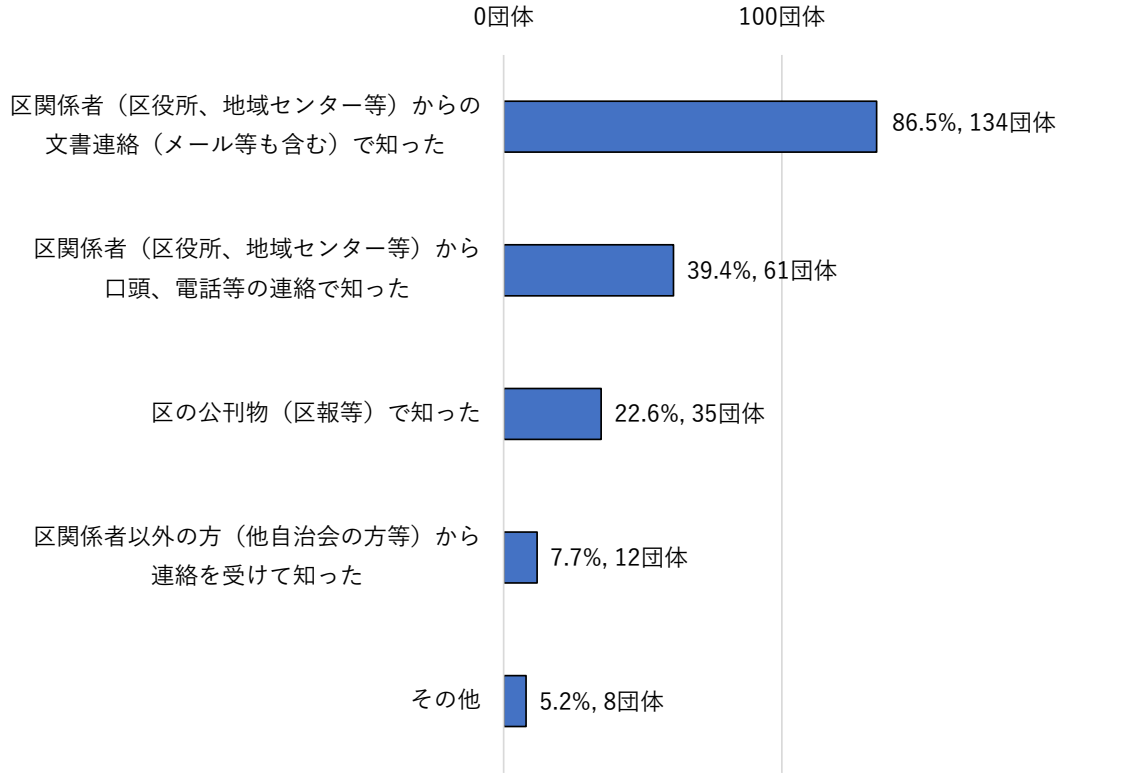


問 39　申請をしなかった理由はなぜですか。あてはまるものをすべて選んでください

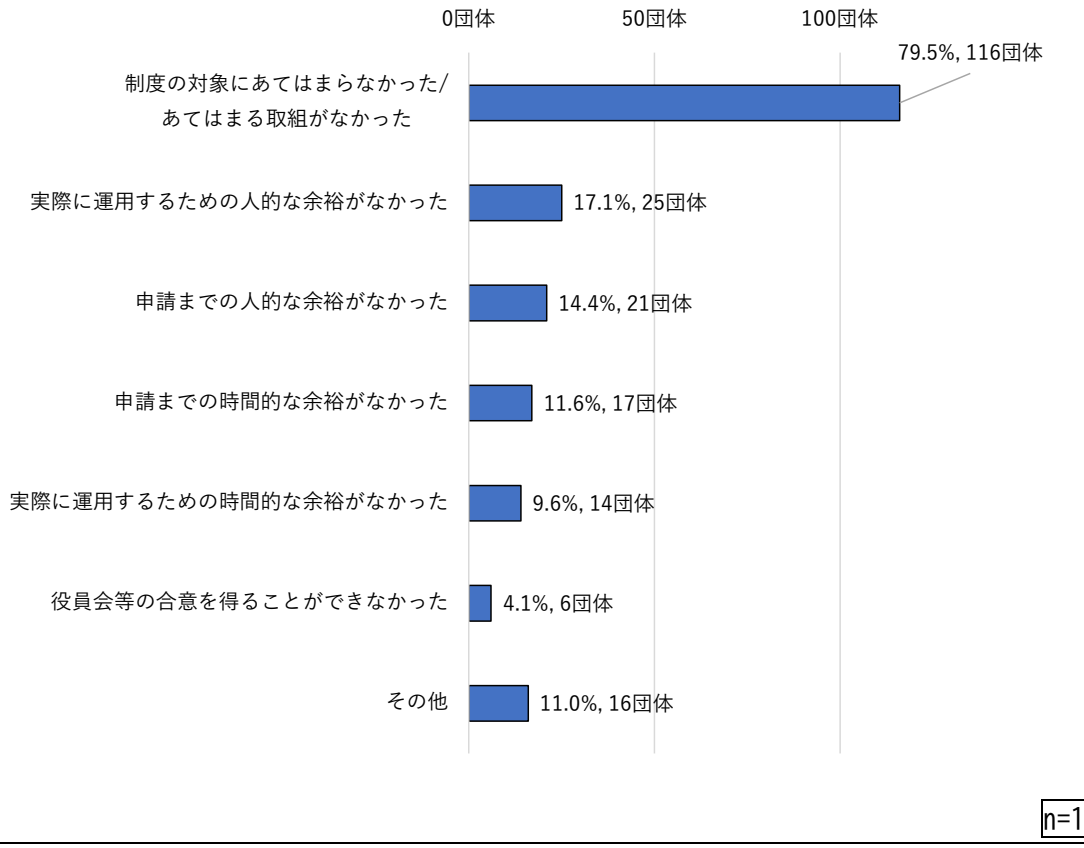

問 40　町会・自治会活動の活性化や加入促進について、あったら良いと思う制度や既存の制度のご意見などについてご自由にご記入ください

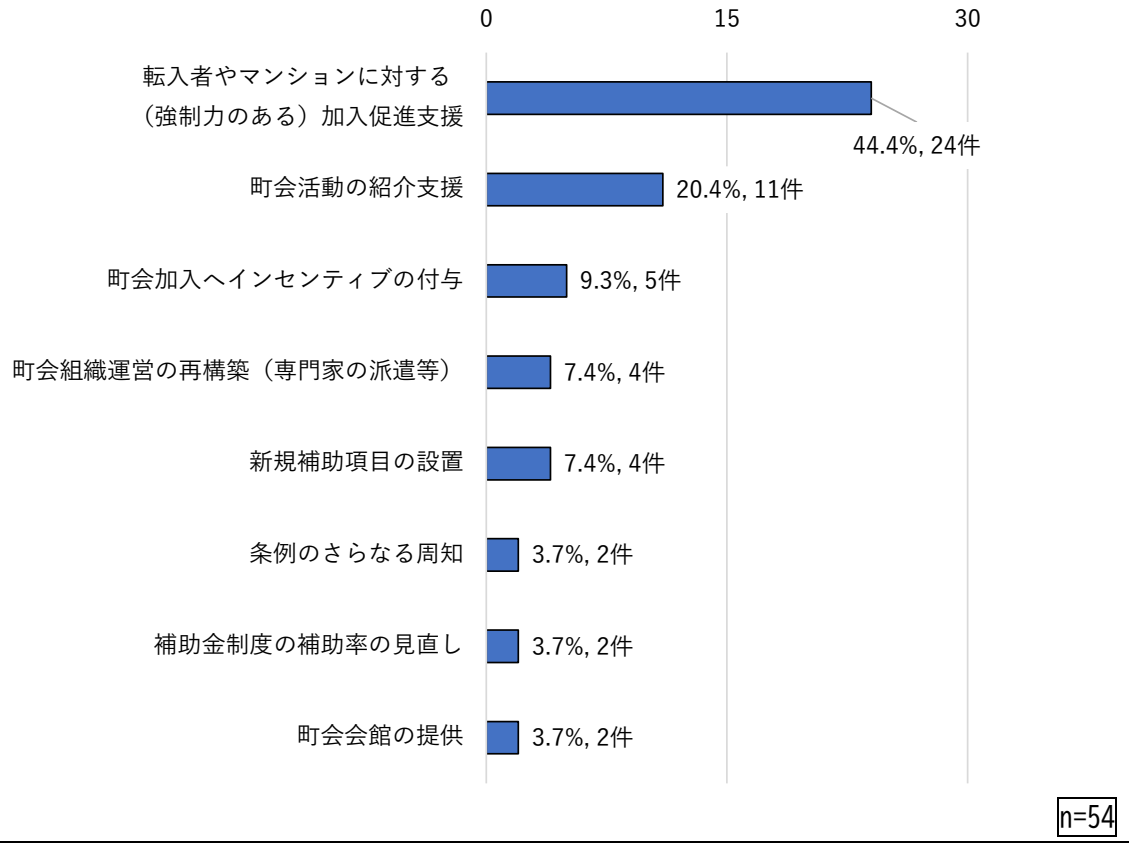


問 41　コロナ禍における町会・自治会活動について、あてはまるものをすべて選んでください

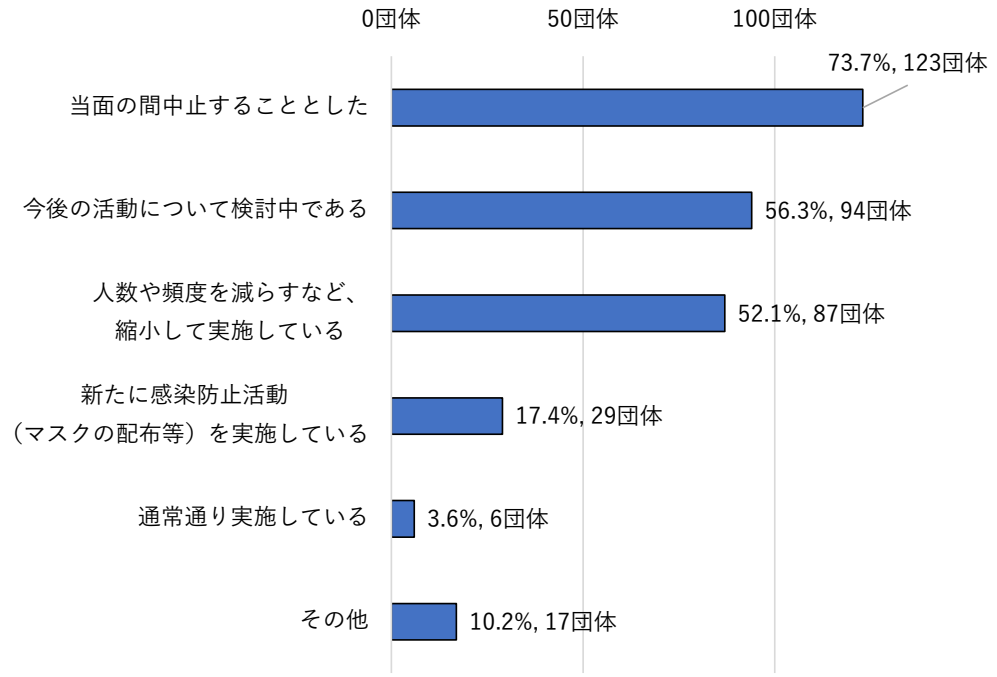

n=167

問 42　コロナ禍における総会や定例会の実施状況について、あてはまるものをすべて選んでください

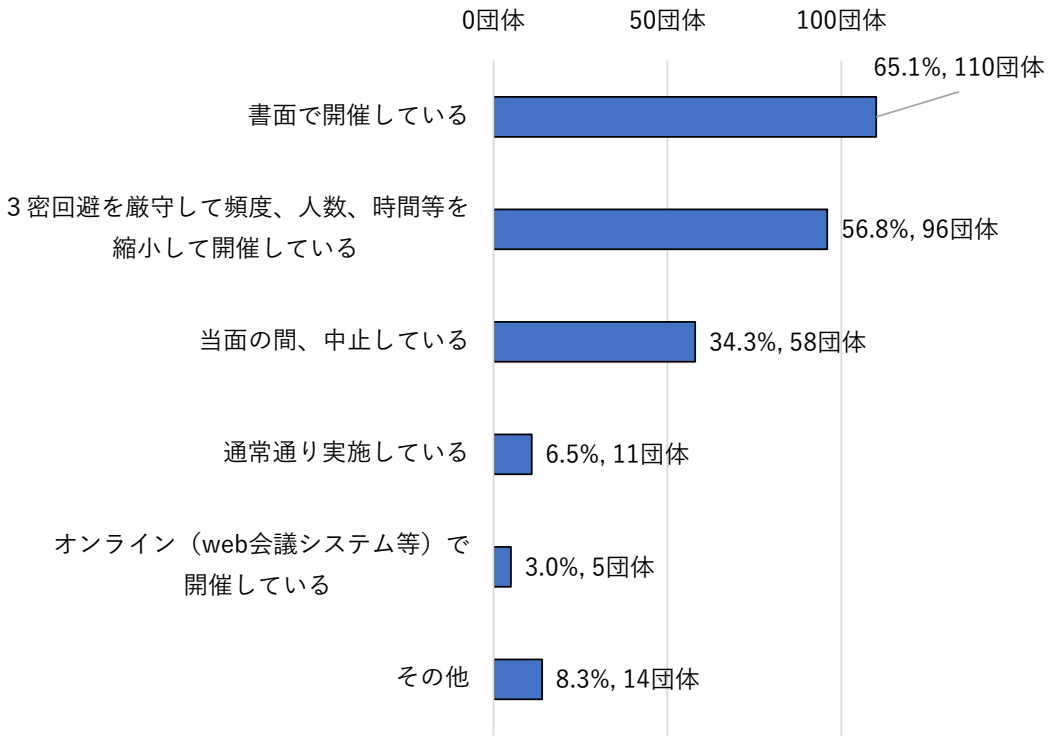


n=169

問 43　新型コロナウィルス対策として行政に求める支援等について、ご自由に意見をお書き下さい

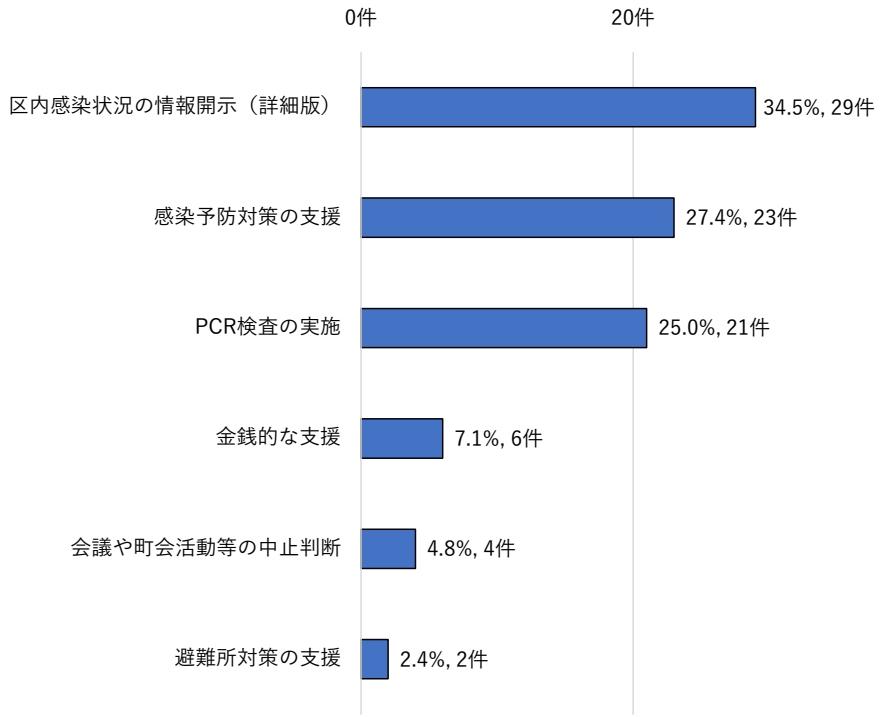


n=84

問 44　町会・自治会のあり方（意義、役割、やるべきこと、やりたいこと）や
行政に求める支援等について、ご自由に意見をお書き下さい（主な意見抜粋）

**【防災について】**

- 防災公園の設置に関する支援
- 発災時の初期対応（初期消火、救助活動、要支援者支援など）を可能とするための体制構築の支援
- 会員の在宅避難に対して町会として準備をしたい
- 防災に関して、社会福祉協議会との連携強化支援
- 外国人（非居住者含め）の在宅者情報などがあると発災時に支援しやすい
- 災害時における町会の役割の住民への広報強化
- 大規模災害（地震・水害・火災時など）の地区別危険度、避難所、避難場所などわかりやすく周知ができる様な資料がほしい

→（防災課回答）令和元年度に改訂版の「品川区防災地図」を全戸配布している。なお、風水害に関しては見直しを行い、令和２年度末頃に町会・自治会長会議にて説明をした。区のホームページにも掲載しており、資料などの修正・更新は今後行う予定である

**【活動の予算・補助金について】**

- 補助金の対象要件や使途についてもう少し柔軟、緩和してほしい
- 防犯カメラの増設に関する補助
- 多額の費用が必要な事業の場合、自己負担分も大きくなるため補助金の活用ができない
- 小さい町会は予算が少なく、最小限度の事しか出来ない
- 補助金などの支援は新しい形が多く使いにくい。現在町会が活動している事業を確認し、それらに対する支援をしてほしい

**【役員の担い手不足】**

- 町会長を引き受けてくれる人がいない
- 町会の運営を引き受けてくれる人がいない
- 役員が高齢化している
- 若い世代が町会活動や役員の担い手になるような、魅力ある支援を考えていただきたい
- 若い方が仕事をしながら町会役員を務めることができる方法の検討（町会活動の見直し）
- 若い人は日中の時間の参加が難しい。会合時間、曜日等、今後再考をお願いしたい
- 若い世代から連絡手段として Email や LINE を活用すべきとの声が出ているが、実際どのように運用すればいいのか、不明点が多い。成功事例などがあったら教えてほしい
- どのようなテーマであれば若い世代に興味を持ってもらえるのか、検討する機会等を設けてほしい
- 町会活動は仕事がない高齢者に偏りがち。若い人達が参加できる体制づくり、制度づくりが必要
- 高年齢化で町会の運営が困難になっている。今後は町会の統合も考えてもらいたい

| |
|---|
| **【地域の高齢化】**<br>● 都営住宅の入居基準の見直し。超高齢化が進み、役員・活動する人がいない<br>● １人暮らし高齢者で認知症の疑いのある方の支援、空き家問題<br>● 高齢者・一人暮らしの人が多く、これからの自治会が成り立っていくかが不安 |
| **【会員へのアプローチ・加入促進など】**<br>● 町会行事が住民にとって必要で魅力あるものになるように支援を強めて下さい。金額・場所などで声を聞く機会があるといい。マンションに住む若い人たちが町会費は払っているのに行事には参加していません |
| **【コロナへの対応について】**<br>● コロナ後の地域活動の維持が確保出来るか不透明です。ガイドラインの検討をお願い致します<br>● with コロナ時代の活動の有り方の指導をお願いしたい |
| **【地域課題・特性について】**<br>● 町会と一口で言っても同じ品川区でも場所により事情が大きく異なり、町会を一律に支援する事は無理がある。防災に関しても避難させない方が良い所も有り、担当者が理解する必要がある<br>● 西大井広場公園にある駐輪場には通勤者が朝駐輪しているので、１ヶ月１回位は見てほしい。尚、使用しない自転車が 10 台位４ヶ月位停めてあり、公園課に連絡しても撤去しない。公園の清掃担当と連絡を取ると良いと言われた<br>→（公園課回答）使用しない自転車については、随時撤去している。また、朝の通勤者の駐輪については、発見次第、その都度注意をしている |
| **【町会会館設置について】**<br>● 町会会館の土地確保に関する支援<br>● 空き家などを買いとって、町会に会館を作るようにして欲しい |
| **【活動の負担・対価について】**<br>● 役員（特に会長の負担は圧倒的に多い）には相応の対価も絶対に必要と思う。やる人が居なくなる<br>● 町会の負担を軽減してほしい。少子高齢化で年々協力者が減少している |
| **【マンションについて】**<br>● 町会内の再開発（一棟完成、一棟建設中、二棟計画中）と、町会との関係を模索中 |

**【その他要望等】**

- 地域センター職員の皆様は地域住民との接点であり、最前線で地域での種々の問題への対処、また愚痴、意見の吸い上げなど、気遣い、気苦労は並ではなく、歯を食いしばって頑張っている姿には頭が下がります。本庁もその辺は良く理解して上げて、出先機関が動き易いよう、働きがいの有る職場となるよう環境を整えて上げて下さい
- 行政から他の自治会の情報を発信してもらいたい。情報を共有する事により、打開策が生まれて来ると思われます
- これからはITを活用した情報提供体制作りが必要。町会名簿にメールアドレスを記入してもらったり、体制を整えつつあるが、個人情報保護の壁にあたり、不十分な状況である。災害時の要支援者名簿作成のように、行政の方で個人情報収集の対策をとってもらえるとありがたい
- 町会の役員会で町会のあり方等を検討していますが、役員の高齢化でマンネリ化しています。問題解決等のアドバイスや支援をおねがいします
- 回覧板は「単に回して終わり」になるため、情報を絞ってポスティングを実施する。区からの配布情報はカラー印刷だとコピー代が高額になるのでモノクロ版が欲しい
- 区の中心からは遠い区境の町会が区役所に行くのにさえ苦労するので、コミュニティバスを要望している

# Ⅳ．地域センター職員に対するヒアリング調査

## １．地域センターの概要

区内には 13 の地域センターが設置されており、地域振興部地域活動課に属する。地域センターは地域のコミュニティ活動の核として、以下の業務を行っている。

①町会・自治会等の地域活動に関する業務

②各種証明書の発行、税や国民健康保険料の収納などの窓口業務

地域センター管轄地区ごとに町会・自治会の連合会が組織され、品川区全体では「品川区町会自治会連合会」が構成されている。

## ２．ヒアリング調査概要

### （１）調査の目的

地域センター職員は町会・自治会等の地域活動に関する業務を担っており、最も町会・自治会と接する機会が多い。また、町会・自治会にとっては、地域センターは行政に関するあらゆることの窓口となっている。地域センター職員は日常的な業務から町会・自治会に関する各種情報に直接的・間接的に触れており、区と地域（町会・自治会）のパイプ役となっている。

本ヒアリングでは平成 28 年度「町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」施行後の町会・自治会における変化、町会・自治会における課題や行政に対する要望などについて聞き取りを行った。

### （２）調査の方法

- 実施前に地域活動課より地域センターにヒアリング項目を送付
- 区から１～２名が同行し、委託者が３名で訪問
- 委託者が進行、記録を実施
- 所要時間は１～２時間

### （３）ヒアリング対象者

- 全 13 地域センターの地域事務に携わる職員（計 23 名）

（4）ヒアリング項目

共通のヒアリング項目を作成し、ヒアリングを実施した。記録についてもこれら項目に沿って取りまとめを行った。

１．対象者の基本情報（年齢、職位、地域センター配属年数、現配属以前の地域センターの経験など）
２．町会・自治会に対する地域センターの役割・業務内容について
３．執務時間のうち、町会・自治会への対応が占める割合
４．地域の特徴（町会・自治会の活性度、活動、世代、住宅環境等）について
５．町会・自治会から受ける困り事や相談
６．町会・自治会から受ける行政への要望（区以外への要望もあれば）
７．町会・自治会に対して、（活動の参考になるような）情報提供や啓発などどのような手法・場で行っているか
８．条例施行後に新設した補助金制度について、①周知方法、②普及度、③評価・改善点等
９．上記解決のためにどのような対策を講じていますか(又は講じるべきだと思いますか)。また、本課および各所管課が講じるべきことは何だと思いますか
１０．地域センターから見て、町会・自治会が直面している課題
１１．今後、町会・自治会へヒアリングを予定しています。ヒアリング対象となるような地域内でうまくいっている（逆にうまくいってない）・面白い取組を行っている町会・自治会などお話を伺うべき団体
１２．新型コロナ禍に関する影響と対応について
１３．コロナ対策を講じたイベントや会議の運営方法など
（例 マスク配布、web 会議の実施等）

（５）調査結果の概要

＜地域センターの役割・機能＞

・ 区と地域のパイプ役として、地域から寄せられる要望等に対する一定のフィルター役として情報を精査し、必要な部署に振り分けるワンストップ窓口としての機能を担っている
・ 補助金申請など事務的な作業を伴う活動に関しても、書類作成などの事務代行や独自の説明書等を作成、イベント運営のサポートなどを多くの地域センターで共通して行っている。このような後方支援機能は町会・自治会にとっては欠かせない機能となっている
・ 地域センターは単なる窓口ではなく、地域コミュニティの円滑な運営、情報伝達・意見聴取など区政推進にとって、欠かすことのできない重要な役割を担っている
・ （地域センターごとの町会・自治会との距離感・温度差にもよるが）地域センターに寄せられる相談などは、地域センターが一次的な処理を行うことで、軽微なものであればトラブル等の未然防止にも貢献している
・ 地域センターは町会・自治会の代弁者・理解者として、様々な依頼や意見に対応することで、地域から区に対する信頼度を向上させていると推察される

＜課題＞

・ 町会・自治会から区に対する要望は、「安心安全に関すること」、「空き家に関すること」、「防災公園などのインフラの整備」に関することが多い。区としても取り組んでいる課題ではあるものの、成果が見えにくい課題であることや予算などの様々な制約がある。警察や消防など他の行政機関に関することなど、地域活動課の一機能として解消することが難しいものも寄せられており、現場として対応できないジレンマ（難しさ）がある
・ 防災に関する要望や活動が町会・自治会活動の中心になっている／今後なっていくと回答している所長も多く、今後一層の防災関連部署との連携が求められている

＜新型コロナ禍による影響＞

・ 町会・自治会から行事実施の是非や判断を示すように求められた地域センターが相当あった。対応としては、一般的な判断基準を示す以外に区としてできることはなかったという意見が大勢を占める
・ 多くの町会・自治会では総会等が書面開催となった。自前の会館を持つ町会・自治会では対策しながら役員会等の会議を実施しているところが少ないがあった
・ 会合等におけるオンライン化は全く進んでいない（LINE によるやりとりがある程度）。オンライン化を進めるのであれば、ツールを提供するなど環境整備をする必要があるという意見もあった。多くはないが、町会・自治会からオンラインでの会議やデジタルでの文書配付などの相談もある

## ３．ヒアリング調査結果（項目別）

### （１）町会・自治会の担当者

所長と副所長が役割分担しているという地域センターもあるが、多くの地域センターで所長が主担当として町会・自治会長の窓口（ホットライン）を担っていることがわかった。

地域センターによっては副所長が主担当となっている地域センターもあった（業務内容や職員規模によって比重は変わる）。また、副所長が分掌として事務的な部分（補助金申請など）に特化してサポートしている地域センターもあった。

### （２）地域センターの役割

職員が認識している主な役割は、次のとおり。

- 町会・自治会のよろず相談窓口（主には会長、役員が対象者）
- 地域に対する区政情報の周知
- 行政と地域とパイプ役（要望などの受け止め、交通整理）
- 連合会や各種委員会の事務局
- 補助金申請に関する支援

地域業務を担当している所長や副所長は最も地域・区民に近い場所にいるという意識が非常に強くあり、区職員ではあるが、地域・区民の側に立って様々な相談や業務に対応することを明言していた。また、要望などは調整しながら必要な部署につないだり、トラブルになりそうな案件は事前に対応したり、意見を窓口として受け止めることでトラブルを未然に防ぐといった予防的な役割も担っている。

あわせて、補助金の紹介や申請の促進、申請や報告の支援など地域センターが補助金申請の業務において、大きな割合を占めていることがわかった。

### （３）町会・自治会に対する支援業務

所長は多くの時間を町会・自治会への対応に充てているという地域センターが多くあった。地域センターとしては、各種証明書の発行や税や国民健康保険料の徴収、集会所の貸出などの窓口業務を行いながら、町会・自治会をはじめとする地域活動を支援している。

地域に出て今以上に地域の支援を行いたいが、前述のような物理的な制限もあるため、「なかなか地域に出られない」という意見や、相手となる町会・自治会がデジタル機器やＩＣＴへの対応がそれほど得意ではない場合もあるため、対面や電話での対応が求められたり、突然の訪問による相談対応などイレギュラーな対応が発生することも少なくないとわかった。

### （４）町会・自治会から受ける困り事や相談

主にごみ、空き家、外国人とのコミュニケーション、町内における人間関係に関することが多く挙げられた。地域センターはパイプ役として、関連部署につないだり、解決が難しいものについても、相談を受け止めることで、住民の不安解消に努めていることがわかった。

＜ごみ＞
　単身者向けマンションや新住民、外国人による排出ルールへの不理解による苦情や相談が寄せられている。町会に加入していない（と思われる）住人によって発生する問題で、根底には町会・自治会への未加入者に対する不満などもあると思われる。その他、関連するものとして、地域猫や放置自転車・バイクの相談もあるとのこと。

＜空き家＞
　老朽化による倒壊への不安、景観の悪化、害獣の住み着きに対する不満などが寄せられている。背景には高齢化によって所有者の特定が難しい空き家が急速に増加していることや、空き家所有者自身が空き家の管理等に問題を抱えているため放置されている場合もあると考えられる。しかしながら、地域センターで対応できることは少なく、住宅課へ照会し、所有者の特定を進めている。

＜外国人とのコミュニケーション＞
　公営住宅に増加する外国人によるごみの排出を中心としたマナー問題に対する不満が寄せられている。高齢者と外国人の間には言葉の問題もあり、コミュニケーションが円滑ではないことや習慣の違いが原因の一つであると思われる。

＜町会・自治会における人間関係＞
　町会・自治会の運営において、なり手不足といった相談の他、役員同士の対立やトラブルなど人間関係に関する相談も寄せられている。行政である地域センターが解決可能な内容ではないため、双方の話を聞くなどしながら、当事者間による解決を促している。

（５）町会・自治会から受ける行政への要望
　主に、公園整備、防災に関すること、防犯カメラに関することなど、地域の安全安心に関わる要望が多いことがわかった。区（都・国）・警察・消防に対する要望については、町会・自治会長によって構成される区政協力委員会の議題として対応するケースが多い。解決に時間を要し、継続した要望となるものも少なくない。

＜公園整備・防災に関すること＞
　防災に関する関心が高いこともあり、防災活動拠点がない町会から拠点となる防災広場の整備など、防災観点からの要望が寄せられている。防災資機材に関することなど地域活動課の業務範疇ではないことが多く、防災課等に要望を伝達している。

＜防犯カメラ＞
　地域の安心安全への関心の高まりから、町会・自治会における防災カメラへの関心や要望は多いようである。

＜その他＞
　加入促進のための情報提供や掲示物を減らしてほしいなど、町会・自治会活動に関連すること

なども要望として持ち込まれている。

（６）町会・自治会に対する情報提供や啓発の手法

主に、町会長・自治会長会議や連合町会の会合や各種委員会など、定例会における情報提供や掲示板への張り出しといった方法と、会長や役員等との対面による個別対応が挙げられた。

（７）補助金について

ほぼ全ての地域で、地域センターによる制度の説明や地域センター独自の解説資料の提供、申請書作成の支援・代行、活動内容の聞き取りに基づく補助金のマッチングなど、地域センターが町会・自治会の補助金活用になくてはならない存在となっている。補助金メニューが細分化され、自力で申請がすることが難しい町会・自治会も多いために、そのような状況が生まれているという意見もある一方で、補助金に関する支援を地域センターが行っていることで、信頼関係や密接な関係が構築できているという意見もあった。

補助金の質に対しては、「使いやすい補助金メニューもある」といったプラスの意見がある一方、「内容が複雑で町会・自治会に理解されにくい」といったマイナスの意見もあった。

（８）地域センターから見た町会・自治会が直面している課題

地域センターでのヒアリングでは以下のような町会・自治会活動が直面する課題の指摘があった。

○　社会構造やライフスタイルの変化に関するもの

- 役員が高齢化し、活動への負担が増加していることに加え、役員へのなり手が不足しているため高齢の役員が固定化される傾向にある
- 住民や企業等の町会・自治会への理解不足等によって、加入者が減少している

○　行政との関係に起因するもの

- 町会自治会に対して、行政の情報が十分に周知されていない
- 行政から住民に対して町会・自治会活動の周知が不足している
- 学校選択制によって区域外から通う小学生が増えたため、ＰＴＡ活動等を介した地域や地元町会への参画というつながりが少なくなった

○　その他

- 町会・自治会自身が組織として直面している課題など現状についての認識が不足している

また、自治会、特に公営住宅の自治会では高齢化が進んでいるため、町会以上に役員や運営に関われる人員が不足している。区から依頼される委員等（国勢調査調査員等）の選出が困難な自治会も出てきており、自治会に対して町会と同等レベルの区政協力を求めることは難しいという意見が聞かれた。

（９）上記課題解決のための対策

町会・自治会における活動の中心（核）を「防災」にすることで、町会に加入するメリットが認識しやすくなり、町会への加入促進や価値向上、急増するマンションの住民にも町会への理解促進に繋がるという意見が聞かれた。

また、地域センターがこれまで以上に町会・自治会に関わるためには、体制や業務の見直しが必要であることをいくつかの地域センターから提案された。また、退職した区職員を町会・自治会のアドバイザーとして派遣することや、地域の事業所や学校など地域資源を活用することも必要という意見、補助金によって引き続き支えるという意見もあった。

自治会については、限られた人材や資源を効果・効率的に活用するため、いくつかの自治会を合併することで補い合うというアイデアも出された。

（１０）新型コロナ禍による影響

新型コロナ禍における町会・自治会活動（令和２年４～８月ごろ）は次のような状態だったことがわかった。

- 感染拡大防止の観点から多くの町会・自治会では総会や役員などが書面開催によって実施された
- ほぼすべてのイベントが中止された（一部、８月のまつりを人数制限でやる自治会があるとのこと）
- 多くの地域センターが、町会・自治会の会合やイベントの実施について、区から可否の判断を示してほしいと要望されたことがわかった（大半の地域センターが、考え方を示すにとどまって、可否を示すことはしていない）
- 活動ができない中、会費の徴収方法や使途について不安を感じている町会・自治会もある
- 会費の使途として、感染拡大防止の観点からマスクなどを購入して配布した町会・自治会もある
- オンライン会議を実施している町会・自治会はほとんどない（部会を実施しているところは１つある）
- 町会長、自治会長のスマートフォン所持率はそれほど高くはなく、ＩＴリテラシーが高い人も多くはないため、オンライン化に関する要望も少ない。町会・自治会独自でのオンライン会議等の実施は難しそうである

# Ⅴ．町会・自治会に対するヒアリング調査

## １．女性会長の町会・自治会ヒアリング結果

| | | |
|---|---|---|
| 実施日時 | 令和２年 11 月 18 日（水）18：00～20：00 | |
| 会場 | 品川区役所第三庁舎５階　354 会議室 | |
| 出席<br>町会・自治会<br>（敬称略・順不同） | 北原友子（袖ケ崎新興会会長） | 臼井武子（西五反田六丁目町会会長） |
| | 近野チカ子（上大崎一丁目愛誠会会長） | 豊島和子（池田山町会会長） |
| | 永倉澄江（大崎居木橋町会会長） | 坂本恭子（北浜川西町会会長） |
| | 海沼マリ子（平塚一丁目南部町会会長） | 富山美津枝（平塚二丁目町会会長） |
| | 中島美惠（二葉二丁目町会会長） | |

ヒアリング結果概要（主な意見）

【会長就任時の経緯など】
- ＰＴＡ/地区委員会などから町会活動に関わるようになった
- 会長就任以前から、長年にわたり町会活動に携わっている
- 前会長が体調不良等で退く際に、代理や次期会長として指名された

【女性会長の利点】
- 男性会長に比べて、住民の方が話しかけやすい
- 比較的入り込んで話ができるので、地域を幅広く見渡すことができる
- やりがいに繋がっている

【女性会長の苦労】
- 会議等の時間は夕方夜間が多く、家事や育児などに支障をきたす
- 話をじっくり聞くことになるため、時間がかかる

【新しい人を巻き込む工夫】
- 高層マンションから町会に理事を出してもらうなど働きかけている
- 景品を出すイベントで若い世代を巻き込み、イベントの手伝いをしてくれるまでになった
- Zoom を使って町会の若手有志が定例会を実施している

【コロナ禍に関すること】
- 新型コロナに関して、行事を行う際の指針などを区から出してほしい
- 区が行事をストップするのはわかるが、可能な限り工夫をして実施していただきたい
- コロナ禍での活動や取組は町会内でも議論になることが多いため、指導的立場で区から助言いただきたい

## ２．町会とマンションの関係に関するヒアリング結果

| | | |
|---|---|---|
| 実施日時 | 令和３年３月 23 日（火）15:00～17:00 | |
| 会場 | 品川区役所第二庁舎５階　252 会議室 | |
| 出席<br>町会・自治会<br>（敬称略・順不同） | 中川純男（東親会副会長） | 吉田幸孝（東五反田みづほ町会会長） |
| | 藤澤伸行（東五反田みづほ町会総務部長） | 柴田実喜男（協力睦会会長） |
| | 懸田幹夫（鮫洲曙町会会長） | 住友光男（大井三丁目町会会長） |
| | 榎本喬一（小山三丁目町会会長） | |

| ヒアリング結果概要（主な意見） |
|---|
| 【町会加入に関すること】<br>・　建設当初は町会に協力的だったものの、入居後数年（３年）程度で町会を脱退するマンションや、そもそも町会費を払わないと回答するマンションなど、町会に対して協力的とは言えないマンションが一定数ある<br>・　マンションの町会加入・脱退について、管理組合が入居後数年で判断する場合がある他、そもそも管理会社や管理組合の理解不足が背景にある。マンションに対して町会に関する説明をするときはパンフレットなども用いて、町会が「何をやっているか」という情報を具体的に示すことが重要である<br><br>【管理会社・管理組合との関係】<br>・　マンション建築後の実質的な窓口は管理組合や管理会社だが、いずれも担当が短期的に入れ替わるため長期的な交渉が困難である<br>・　マンションはオートロックなどセキュリティがしっかりしているため、各戸徴収やチラシ投函などが困難。また、マンションの「コンシェルジュ」が対応することがあるが、権限がないためかきちんと関わってもらえない<br>・　条例の連絡調整員制度によって建設中は町会に対して配慮してもらえている<br><br>【マンションの巻き込み・情報交換】<br>・　マンションの理事長等を集めて交流をするマンション懇談会を年４回実施し、テーマを決めて講師を呼んだり議論したりすることで町会とマンション、マンション同士の関係構築を図っている。参加にばらつきはあるが、継続することが重要だと考えて続けている<br><br>【区への要望等】<br>・　管理会社への働きかけの支援をお願いしたい<br>・　管理組合に対して町会からなにか言うよりも、行政から依頼するほうが効果的だと思う |

## ３．町会活動に関するヒアリング結果

| | | |
|---|---|---|
| 実施日時 | 令和３年６月７日（月）14:00～16:00 | |
| 会場 | 品川区役所第二庁舎５階　253 会議室 | |
| 出席<br>町会・自治会<br>（敬称略・順不同） | 松本幸雄（同友会町会会長） | 椎野開八郎（夕陽会会長） |
| | 佐久間雅良（夕陽会副会長） | 大八木繁（大井森下町会会長） |
| | 古賀忠壹（出石町会会長） | 飯田明善（旗の台南町会会長） |

| ヒアリング結果概要（主な意見） |
|---|
| 【新しい担い手の参画について】<br>・　若い世代は町会に対して「敷居が高い」というイメージを持っている（≒町会への理解不足）と考えられる。若い世代を活動に巻き込んでいくために、イベントが終わったあとの反省会にお誘いしたり、イベント中にスポットで簡単な仕事をお願いすることで、活動参加のハードルを下げている<br>・　定年退職した世代が活動に参画することで、それまで会社で培ってきた知識や経験を町会運営に反映してくれている（ホームページ制作など）。一方で、働き方改革により定年退職以降も継続して働く人も増えたため、「町会デビュー」が遅くなっている<br><br>【区の補助金について】<br>・　イベントや活動拠点に関する補助金を活用して活動をしている町会が多い。町会のなかに申請書や報告書を書くのが得意な人がいると、スムーズに活用できる<br>・　金額が下がってもよいので、補助率 10/10 の補助金を用意してほしい<br>・　同一の補助金に対して年度内に複数回申請できるようにしてほしい（上限は現状維持で構わない）<br>・　金額が高い補助金は概算払いをしてほしい<br><br>【その他】<br>・　防災課から配付されたタブレットは活用できていない部分がある。会長ではなく、操作が得意な役員に渡すなどしたほうが活用できるのではないか |

## ４．組織基盤に関するヒアリング結果

| | | |
|---|---|---|
| 実施日時 | 令和３年６月 28 日（月）17:00～19:00 | |
| 会場 | 品川区役所第二庁舎５階　252 会議室 | |
| 出席<br>町会・自治会<br>（敬称略・順不同） | 木下昌明（三睦会町会会長） | 永倉澄江（大崎居木橋町会会長） |
| | 新井清久（小山二丁目東部町会会長） | 越智克巳（戸越四丁目町会会長） |
| | 根本忠良（二葉四丁目町会会長） | |

| ヒアリング結果概要（主な意見） |
|---|
| 【新しい担い手の参画について】<br>・ 防災は町会に参加するための動機として大きく、防災に関連したイベントに見学にきた人々などに声がけをすることで、新たな人々を巻き込んでいる<br>・ 関係者も多く関わっている地域のお祭りには、地域の若い人や地域外の人が運営に携わっており、町会との関係も深いことから、お祭りを通して町会に誘導している。防災と同じくお祭りは町会に関わるきっかけとなっている<br>・ 町会活動に興味・関心があっても、家庭の事情や時間的制約などから役員になることや町会運営への関わりが難しい住民は多い。そういった住民向けにお祭りやイベントなどに部分的に関われる人を登録する制度（サポーターや文化部）を設けることで、参加の敷居を下げ、将来的な担い手の確保につなげている<br>・ 増加するマンションをいかに巻き込んでいくかは課題としてある。また、「若い人がいない」のではなく、若い人と接点がないのが課題である。そのため、若い人との接点をどのように作るかが重要になる<br><br>【区の補助金について】<br>・ マンションと町会の関係づくりやマンションへの転入者に対する町会加入推進などを支援してもらいたい<br>・ 補助金は充実しているが、ＥＣサイト（Amazon 等）を利用する場合、見積もりの取得が手間になり時間がかかってしまうことがあるので、手続きを簡素化してもらえるとありがたい<br><br>【その他】<br>・ 登録制度に登録している人や若い人たちとは LINE 等を活用して、コミュニケーションを密にとっている<br>・ コロナ禍によって、多くのイベントは自粛していたが、一部では実験的にお祭りを実施した町会もある |

## ５．ＩＣＴ活用に関するヒアリング結果

| | | |
|---|---|---|
| 実施日時 | 令和３年７月 19 日（月）17:00～19:00 | |
| 会場 | 品川区役所第二庁舎５階　253 会議室 | |
| 出席<br>町会・自治会<br>（敬称略・順不同） | 佐藤眞一（荏原四丁目町会会長） | 池田好美（荏原四丁目町会防災推進部副部長） |
| | 土屋博（旗の台三丁目町会会長） | 小岩健一（旗の台三丁目町会副会長） |
| | 木下晴夫（荏原六丁目町会副会長） | |

ヒアリング結果概要（主な意見）

【ＩＣＴの活用について】

- LINE@等を活用することで、回覧板で知らせていた情報をより多くの住民（新しくマンションに引っ越してきた子育て世代等）に知らせることができる。回覧板、掲示板を活用しつつ、並行してメール配信等を行うことで、町会員全体に情報を伝えることができる
- イベント開催にあたって、ＱＲコードや入力フォームによる参加申込受付を行っている。イベントの告知にあたってはLINE@を使用している会がある一方で、ＳＮＳでは事前告知せず開催報告のみ行っている会もあった
- 「役員会や理事会の LINE グループを作成してコミュニケーションをとる」、「会議の議事録を LINE グループで共有する」、「簡単な共有事項であれば会議を開かずにメールで共有する」、「会議の日程調整にスケジュール調整サービスを使用する」など、役員間の連絡等でもＩＣＴを活用している
- 以前は情報共有や連絡調整等のための電話が役員の仕事の多くを占めていたが、ＩＣＴ活用によってそれらの仕事量を減らすことができた
- ＳＮＳ（特にTwitter、Facebook）は、地域に無関係の不特定多数の人が閲覧可能であり、町会・自治会には不向きという意見もあった

【区の補助金等や支援について】

- ＩＣＴ活用が活発な町会においては、総じて品川区の補助金を有効活用している
- コロナワクチン接種の情報など流動的に情報の更新が続く場合は、それに対応する町会・自治会の負担も大きくなる。電光掲示板の導入などで、町会・自治会の負担を減らせる可能性がある

【その他】

- コロナ禍による区有施設の貸出停止に伴い、会議や活動の場所探しに苦労している町会がある
- コロナ禍で区のちらし配布の依頼などなかったので、町会活動が楽だった。区からの依頼は減らしてもらいたい

# Ⅵ. 町会・自治会の現状と課題

## （１）条例施行後の状況・変化

### ①条例の認知度

令和２年度に実施した、「町会・自治会会長向けのアンケート調査」の結果、条例に関する認知度（問 35）では、「条例を知っている」と回答した団体が 81.8%となり、８割以上の団体が条例を認識していることがわかった。「条例を知らなかった」と回答した団体は 18.2%、「知っているが具体的な内容まで認知していない」と回答した団体は 53.2%であった。

一方、第 24 回品川区世論調査報告によれば、条例について 75.4%が「知らない」、18.6%が「聞いたことはあるが内容はよくわからない」と回答していることから、区民の条例に対する認知度は低いことが分かる。

### ②地域課題や組織運営上の課題

特に重要な地域課題を平成 26 年度のアンケート調査結果と比較してみると、「防災に関する問題」「安全対策や防犯に関する問題」「ひとり暮らし高齢者の問題」の上位３項目は、今回も同様の順位であった。組織運営上の課題である「役員の高齢化、なり手不足」「活動従事者の固定化」「区から依頼される仕事の増加」の上位３項目についても、順位の変動はない。「活動従事者の固定化」については、以前に比べて状況が悪化（もしくは未改善）の状態である。

また、第 24 回品川区世論調査報告においても、町会・自治会に期待することとして、「防災防犯の活動」が 43%と最も高く、次いで「高齢者・障害者を見守り、支え合う活動」が 33.5%となっており、町会・自治会が抱えている地域課題と区民全体が感じている課題は一致していることが分かる。

品川区は町会・自治会の活動が活発である一方、役員の固定化や高齢化が進んでおり、潜在的な活動力の低下が懸念されていることはアンケート調査やヒアリング結果からも明らかである。アンケート調査では、組織運営上の課題として「役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷」という回答が最も多く、次いで「活動従事者の固定化」となっており、平成 26 年度に実施した調査から変化がみられない。「活動従事者の固定化」に関しては、以前に比べて悪化（もしくは未改善）している状態である。

また、地域センター職員ヒアリングでは、特に公営住宅等の自治会では高齢化が進んでおり、町会以上に役員や運営に関われる人員が不足していることから、運営が厳しい団体も多いという意見もあった。

### ③町会・自治会への加入促進

第 24 回品川区世論調査報告によると、町会・自治会に「加入している」が 45.5%、「加入していたことがある」が 4.5%、「加入したことがない」が 34.5%であった（その他の回答は「わからない」「無回答」）。「加入していない」（＝「加入していたことがある」＋「加入したことがない」）と回答した４割の区民における加入していない理由は、「どこで何をやるのか分からない」が 47.8%最も高く、次いで「必要性を感じない」が 36.1%となっており、町会・自治会の活動に対する認知度の低さが明らかになっている。なかでも、「加入していない」と回答した世代では 30 代が６割以上を占めている点は特徴的である。

アンケート調査の結果においても、町会・自治会が行政に求める支援や協力の内容として、「住民に対して町会・自治会への加入や活動参加を促進するための施策」が54.7%と、加入促進に苦慮している実態が明らかになっている。

④マンションに対する働きかけ

条例施行後の変化として、「住民の町会・自治会への新規加入者が増加した」や「マンション等集合住宅居住者の町会・自治会への新規加入が増加した」と感じる町会・自治会は、低い水準にとどまっている。町会・自治会活動の活性化や加入促進について、あったら良いと思う制度については、「転入者やマンションに対する（強制力のある）加入促進支援」が最も多く（44.4%）、次いで「町会活動の紹介支援」（20.4%）が多かった。

新築マンションへの加入促進に関して、条例では新築マンションを建設するデベロッパーには地域連絡調整員を配置することが求められているが、区域内に大型マンションがある町会へのヒアリングではこの制度について一定の理解はされており、肯定的な捉え方をされていた。一方で、販売後にマンション側でマンション管理組合が結成され、管理組合の委託先となる管理会社との関係には不満があることも伺えた。

⑤町会・自治会への依頼業務

町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究委員会より提言のあった「町会・自治会の行政への協力業務のあり方の見直し」を受け、この間区が行ってきた区内部・外部への働きかけにより、負担感に関しては状況が改善していると考えられる。一方で、平成 26 年度と令和２年度に実施したアンケート調査結果を比較すると、行政からの依頼事項に関する負担感に関して、「非常に負担に感じている」が前回6.7%から3.7%に、「負担に感じている」が前回25.6%から18.4%に減少しているものの、未だに２割以上の町会・自治会が行政からの依頼事項に負担を感じているようである。アンケート調査の自由回答や町会・自治会のヒアリング調査において、行政からの依頼事項において特に回覧板等の掲示物に関して負担を感じているという意見や、区のちらし配布の依頼などはできるだけ控えてほしいという意見が寄せられている。

また、地域センター職員へのヒアリングにおいても、担当職員の実感として、町会・自治会の特に役員に対して「行政からの依頼は少なくない、負担をかけている」との意見が聞かれた。町会・自治会側には、これまでの経緯を踏まえて、行政からの依頼については協力するものという潜在的な意識があることもアンケート調査では「負担に感じている」団体数は多いとまでは言えないものの、日常的に町会・自治会に接している地域センター職員からの「負担をかけている」という意見は一定考慮する必要がある。

⑥補助金制度について

町会・自治会ヒアリングや地域センター職員ヒアリングの結果、補助金の申請方法（申請書作成、見積書作成等）が分かりづらいという意見が多かった。地域センター職員が申請手続きの補助を行っているケースも多く、一部の地域センターにおいては、独自で補助金に関する説明資料を作成して町会・自治会へ配付している。申請に関しては、活動が活発な町会・自治会においては、同一の補助金に対して年度内に複数回申請できるようにしてほしいという意見が寄せられた。

また、会館に関する補助金制度においても意見が多く、町会・自治会館等の改修に係る補助を

希望する声や、コロナ禍による区有施設の貸出停止に伴い、会議や活動の場所探しに苦労している町会があることが分かった。

（２）町会・自治会に対する区の支援体制

①町会・自治会のつながり

多くの町会・自治会が自らの地域課題に知恵を絞りながら、積極的に町会・自治会活動活性化および加入促進のために取り組んでいる。町会・自治会に対するヒアリング調査および地域センター職員へのヒアリング結果などにより、既に先進的な取組をしている町会・自治会が複数あることがわかったが、町会・自治会間の交流は、地域センター管轄地区ごとの連合会などが主であり、地域センター管轄を超えて町会・自治会との交流やつながりは薄いようである（地域センターは異なるが隣接している町会・自治会では、催事を通じて個別に交流している事例はあるようである）。今年度実施した町会・自治会ヒアリングにおいて、テーマ毎に開催したこともあり、町会・自治会活動に関わる同じような立場の人が集まって話す貴重な機会となったが、参加者からは今後も開催してほしいとの意見が寄せられた。

②マンションへの働きかけ

マンションの町会加入については、町会自身による働きかけには限界があり、管理会社や管理組合の協力が不可欠である。しかし、マンション管理会社や管理組合の対応は担当者によって対応が異なるため、区が町会とマンション管理会社や管理組合・マンション理事長等と話し合いの場を設定するなど、マンション側への働きかけを支援してほしいという意見がヒアリングで多くあがっていた。

一方で、マンションと円滑に関係構築している町会もみられた。そのような町会では、町会と地域のマンション間での覚書（町会独自に作成）を締結したり、「マンションとの懇親会」を町会主催で年４回実施する取り組みが行われていた。

③地域センターの役割

地域センターは地域業務の根幹として、町会・自治会の代弁者・理解者となり組織運営の後方支援機能を担っていることが改めて明らかとなった。地域センターは単なる窓口ではなく、地域コミュニティの円滑な運営、区民の区政推進への理解促進にとって欠かすことのできない重要な役割を担っている。

一方で、ヒアリングの結果、職員の業務量が増加傾向にあることや町会への支援内容は各地域センターで役割分担が異なり、業務内容が統一されていないことが明らかとなった。

加えて、区政に対する要望に関しては、「安心安全に関すること」、「空き家に関すること」、「防災公園などのインフラの整備」など、区としても取り組んでいる課題ではあるものの、警察や消防など他の行政機関に関することや、防災関連部署に関することなど、地域活動課として対応が難しいものも一定数寄せられている。防災訓練の実施等を通じて、防災課との連携は進められているが、より一層の連携の必要性も明らかになった。

④関係機関との連携

町会・自治会支援では防災や子ども、福祉、まちづくりとテーマが多岐に渡り、複雑化してい

る。町会・自治会の担当課として、地域活動課だけで対応することが難しいケースも出てきており、関連部署との連携を期待する声も上がっている。また、現状では、地域活動課が区民に対して新規加入促進に向けた取組を行っているものの、十分に周知啓発が出来ていない状況もあるため、広報をはじめとする他部署と連携した幅広い展開の強化も考える必要がある。

# Ⅶ. 今後の支援施策の提案等

本調査研究では、町会・自治会長へのアンケート調査やヒアリング等で区内の町会・自治会の活動実態と組織運営の現状と課題や、地域センターの役割や町会・自治会の活動等、令和４年度以降も引き続き検討すべき課題や今後の町会・自治会支援施策について以下の通りまとめた。

## （１）町会・自治会の課題に対する支援

先進的な取組を行う町会・自治会がこれまでの成果をよりアピールすることで、その貴重な経験が他の地域でも共有され、多くの町会・自治会が自らの地域課題に積極的にチャレンジすることができると考えられる。そのような事例を共有するため、今年度作成する先進的な取組※を行っている町会・自治会の事例を取りまとめた「品川区町会・自治会好事例集（仮称）」を地域センターでの広報や町会長・自治会長会議の場で配布するなど、好事例の横展開を促進するとともに活動を展開することに対する支援を行っていく必要がある。

**※先進的な取組（例）**

- 補助金を有効的に活用している町会・自治会の取組
- 地域の若者を巻き込んだイベント運営の取組
- 防災等、地域課題をテーマに地域住民の参加を促す取組
- 町会・自治会への新規加入促進に向けた取組
- 大型マンションへの働きかけ
- ＩＣＴを取り入れた町会・自治会の取組

## （２）町会・自治会の課題解決に対する支援

町会・自治会による共助的な課題解決や連携による活動活性化のため、例えば、「防災部」「青年部」「新人会長」「女性会長」「マンション住民への加入促進」「高齢者の見守り」「新しく活動に参加した人」「イベントの周知方法」「新型コロナウイルス感染症対策」など、多種多様なテーマを設定し、そのテーマに合致する町会・自治会の会長や役員を集めた交流会・意見交換会を年１～２回定期的に区が開催するなど町会・自治会の横の繋がりの形成支援が必要である。地域の状況など背景を同じくする立場同士の町会・自治会が交流を行うことで、関係構築や優良事例の水平展開を促すとともに、区政や区の支援に対する意見やテーマごとの課題を把握することも可能となり、貴重な場となることが期待できる。

また、外部のコンサルタント等を町会・自治会に派遣し、伴走型支援として町会・自治会に寄り添いながら支援することで「身近な相談役」の役割を担い、町会・自治会の課題をより深く把握することが必要である。

## （３）町会・自治会加入促進に対する支援

町会・自治会は任意の地縁組織であることから加入や活動への強制はできないが、町会・自治会への加入促進条例を制定している自治体もある。こうした事例も踏まえて、加入促進の支援策について検討することが求められている。

まず基本的なこととして、町会・自治会に対する認知度向上並びに活動意義を幅広く周知するため、町会・自治会の活動を分かりやすく示した広報物（活動周知ＰＲ動画や加入促進チラシ・

パンフレット等）を制作し、引き続きデジタル等の新たな発信方法も活用しながら、積極的に広報することが必要である（具体的な場面として、品川区への転入者への案内や区主催のイベント、区有施設等での配信・配布が考えられる。）広報物の内容については、若年層や中年層が町会・自治会活動に参加したくなるような活動紹介（青年部の活動紹介等）を掲載するなど工夫することが重要である。

（４）町会とマンションの関係構築に対する支援策の検討

全区的に増加傾向にあるマンション居住者に対しては、多くの町会からはそもそもアプローチが難しいという意見がある。一部の町会では直接マンションの管理組合や管理会社、管理人等へ連絡を取り、積極的な呼びかけや交渉を行っているものの、加入促進に繋がっていない。

町会とマンションとで上手く連携が取れている町会側からのマンションとの接点の作り方として、町会役員とマンションの管理組合役員による意見交換や懇親会等の実施を希望する声が聞かれた。そのためには、区が仲介役となり、マンション側（管理会社を通じてマンション理事会等）への依頼文書の送付・声掛けを行い、町会とマンションが意見交換できる話し合いの場をセッティングするなどの中間支援を行うことが円滑な実施に繋がると思われる。

また、今後の支援策のあり方について検討するためにも、マンション管理組合及び管理支援事業者などを対象としたアンケート調査及びヒアリングを実施し、マンション管理者の地域コミュニティや町会活動等に対する意識・意向や課題などの実態を把握することが重要である。副次的であるが、マンションを対象に調査を実施することによって、マンションへの町会・自治会のＰＲや意識啓発にも繋がると思われる。

あわせて区の住宅関係部署や不動産関係者と連携した、マンション住民への町会加入促進等に関する支援策のあり方についても検討する必要がある。

（５）補助金に関する更なる支援策の検討

補助金については、「町会・自治会ハンドブック」の活用や地域センターによって独自に町会・自治会への説明資料を作成するなど工夫をこらしているが、条例の内容や補助金の活用方法をわかりやすくとりまとめるなど、区内で共通して活用してもらえるよう、実例を交えたわかりやすい説明媒体の作成も必要に応じて取り組むべきである。

現行の補助金制度における更なる支援策として、加入促進に繋がる「児童参加地域事業補助金」や「活動活性化用物品補助金」などの事業系補助金に対しては、年度内に同一事業に対して一度しか申請できないことで利用しにくいという意見があるため、申請回数や補助率などの制度を見直する必要がある。また、補助金申請等の事務的な作業や町会運営についても、現行の「運営事務サポート」を拡充して事務的な作業を支援できるような制度とすることで町会・自治会の運営支援に繋がると思われる。

また会館に関する補助金制度においては、町会・自治会館等改修に関する補助や、会館等の土地賃借料の補助など、会館に対する要望が多く寄せられているため、引き続き支援策について検討を行う必要がある。

新たな補助金メニューとしては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総会や定例会を中止した町会・自治会が多かったことから、アフターコロナ時代に必須となるデジタルコミュニケーションを促進する必要がある。コロナ対策だけではなく、会館を保有していない町会・自治

会に対しても、ＩＣＴを活用することで自宅からオンラインで会議に参加することが可能となる。また、区からの配布物をデジタル広報媒体にすることで、町会・自治会のマンパワー的な負担軽減にも繋がると思われる。加えて、これまで町会・自治会に加入していなかった新たな層に幅広く活動を周知することが出来ると思われる。ＩＣＴを活用したコミュニケーション促進のためには、町会・自治会活動におけるＩＣＴ機器の購入、通信機器の整備、ＩＣＴ活用方法に関する講座や手引き、専門家の派遣などを支援する、新たな支援策の検討が望ましい。

（６）町会・自治会への依頼業務の見直し

平成 26 年度と令和２年度に実施した全町会・自治会に対するアンケート調査の結果において、町会・自治会の行政への協力業務の負担感に対する傾向は減少しているものの、区から町会・自治会に対して依頼している業務において軽減できる可能性があるものについてはより一層の精査を行い、町会・自治会に依頼する業務の軽減を引き続き検討する必要がある。特に、負担感が多いとの意見が多い「ふれあい掲示板」は、ポスター掲示方法の改善の必要があると思われる。

（７）地域センターの機能強化

地域センターでは、現状でも積極的に町会・自治会を支援しているが、地域センターに求められる役割は大きいため、より充実した町会・自治会支援を実施するためには組織体制のあり方について見直しを検討すべきと考える。

１つ目の案として、地域センター内に「町会・自治会支援員（仮称）」のような町会・自治会への支援や対応の専属員を配置し、補助金申請業務支援や地域巡回による困り事や意見の吸い上げなどを行う。町会・自治会支援員になる人材としては、退職した行政職員、ＮＰＯ職員、大学講師などが考えられるが、町会・自治会支援の人材育成を行っている事例などもあるため、他自治体の先進事例を調査し、効果的な手法を検討する必要がある。

２つ目の案として、町会・自治会における防災減災に対するニーズの高まりから、地域センターに防災課の職員を定期的に巡回させるなど、町会・自治会への防災に関する支援体制を見直す必要がある。例えば、木密地域の町会を「品川区町会・自治会防災重点モデル地域」に選定し、防災課と連携したモデル事業を行うなどが考えられる。

（８）関係機関との連携

今後、町会・自治会支援に取り組むためには、地域活動課だけではなく、企画部、防災まちづくり部、都市環境部、子ども未来部、福祉部など、庁内の町会・自治会活動の関連部署とのより一層の連携をすすめることで、これまでにアプローチが出来てない幅広い層に町会・自治会の情報を発信したり、活動の活性化や加入促進につなげる必要がある。

新規加入促進に向けては、町会・自治会の活動をＰＲするため、上述した（３）において提案している広報物を各課担当のイベント等で配布してもらうなど（防災課主催の防災イベント、住宅課を通したマンションへの啓発、保育園入園時にパンフレット配布等）、庁内の連携をこれまで以上に強化し周知啓発すべきである。加えて、例えば小学生の親世代に対してはＰＴＡ等の学校関連組織、マンションに対しては不動産会社を始めとする民間組織等の連携も重要である。

また、防犯や防災分野においては、警察や消防など関係機関との連携が引き続き求められる。

# Ⅷ. まとめ

平成 26・27 年度に実施した「町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究」における研究結果の内容を踏まえ、今回実施したアンケート調査、ヒアリング調査及び令和２年度の第 24 回品川区世論調査報告の結果より、令和３年度における品川区の町会・自治会の現状と課題及び今後の支援施策について下表のように整理した。

| H27 年度　提言 | | H27 年度　今後の方向性 | Ｒ３年度　現状と課題 | 今後の支援施策 |
|---|---|---|---|---|
| (1)町会・自治会がより力を発揮しやすいしくみづくり | 町会・自治会の活動や意義が、法的根拠がないなどの理由により区民全体に十分に理解されていない面がある。<br>町会・自治会が果たしている役割の重要性に鑑み、区と町会・自治会の役割・位置づけなどに関するしくみづくりを行い、町会・自治会がより力を発揮できる環境を整える必要がある。 | (1)担い手と地域人材の育成について<br>① 情報の発信方法や若い世代が参加しやすいような町会・自治会運営の工夫が求められる。<br>② 活動事例の発表会や紹介冊子の発行など、情報共有の取り組みを進めていくことが望まれる。<br>(2)町会・自治会とＮＰＯ等との協働について<br>① 多様な地域課題に対応していくためには、専門性のあるＮＰＯ等の団体と町会・自治会が協働するという選択肢も考えられる。 | (1)Ｒ２アンケートでは条例に関する認知度（問 35）について、「条例を知っている」が 81.8%、（アンケートに回答した団体の）８割以上の団体が条例を認識している事がわかった。<br>(2)第 24 回品川区世論調査では、条例について 75.4%が「知らない」、18.6%が「聞いたことはあるが内容はよくわからない」と回答しており、区民の条例に対する認知度は低い状況にある。同調査において「町会に加入していない」区民も４割であった。 | (1)町会・自治会の好事例集に関する情報発信<br>① 先進的な取組を行っている町会・自治会の事例集を作成・配付し、横展開を促進するとともに活動を展開することに対する支援を行っていく必要がある。<br>(2)町会・自治会加入促進に対する支援<br>① 町会・自治会の活動を分かりやすく示した広報物を制作し引き続き、デジタル等の新たな発信方法も活用しながら、積極的に広報することが必要である。<br>(3)関係機関との連携<br>① 庁内の町会・自治会活動の関連部署（防災課や住宅課、福祉計画課、子ども育成課等）とのより一層の連携をすすめることに加え、ＰＴＡ等の学校関連組織やマンション管理会社・管理組合等の民間組織とも連携をすることで、これまでにアプローチが出来てない幅広い層に町会・自治会の情報を発信し、活動の活性化や加入促進につなげる必要がある。また、防犯・防災の分野においては、警察や消防など関係機関との連携が引き続き求められる。 |
| (2)地域全体でメリットを感じられるような支援制度の再構築 | 従来から町会・自治会に対する支援は様々な形で行われているが、地域社会の変化や地域の特性、町会・自治会のニーズに合わせて、支援策を整理・検討する必要がある。<br>また、これらの支援は、その成果が地域全体のメリットとして区民一人ひとりに理解され、実感されるような内容と手法とするべきである。 | (1)事業提案と活動助成制度<br>① 町会・自治会のみを対象とするものとしては、委員会での意見や町会長から意見聴取の中で要望のあった新規事業応援助成制度が 28 年度から予定されており、この制度によって町会・自治会の新たな活動をさらに後押しする予定である。<br>(2)町会・自治会の会館取得の方策について<br>① 行政が金融機関と交渉して融資が受けられる制度、空き店舗や空き事務所などの活用などの例があり、区としての新たな支援の方策を検討することができると考えられる。 | (1)Ｒ２アンケートでは住民や事業者、マンション居住者の新規加入については、増加したと回答した団体が少なく、条例が新規加入者増加に直接つながっているとは言い難い。<br>(2)区の支援については、町会・自治会活動へ積極的に支援するようになったと回答した団体が 72.3%、加入促進を積極的に支援するようになったと回答した団体が 42.2%であり、町会・自治会活動を後押しする支援制度になっていることがわかった。<br>(3)補助金の質に対しては、「使いやすい補助金メニューも有る」「内容が複雑で町会・自治会に理解されない」や「町会・自治会のニーズと合っていない」といった意見もあった。 | (1)補助金に関する更なる支援策の検討<br>① 補助金申請等の事務的な作業や町会運営についても、現行の「運営事務サポート」を拡充して事務的な作業を支援できるような制度とすることで町会・自治会の運営支援に繋がると思われる。<br>② 会館に関する補助金制度においては、町会・自治会館等改修に関する補助や、会館等の土地賃借料の補助など会館に対する要望が多く寄せられているため、引き続き支援策について検討を行う必要がある。<br>③ 新たな補助金メニューとしては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総会や定例会を中止した町会・自治会が多かったことから、アフターコロナ時代に必須となるデジタルコミュニケーションを促進する必要がある。 |
| (3)町会・自治会の行政への協力業務のあり方の見直し | 町会・自治会は、区だけでなく国、都、警察、消防などの様々な行政機関と協力することで地域を支えてきた。<br>一方で、町会・自治会の果たす役割が年々増加傾向にあり、町会・自治会の自発的な活動に支障をきたしているという実態もある。<br>区は、このような実態をより詳細に把握し、各行政機関が相互に連携を図り、効果的・効率的に町会・自治会と協力できるよう関係を整理していく必要がある。 | (1)町会・自治会への依頼業務の見直し<br>① 区から町会・自治会に対して依頼している業務のほとんどは必要性が認められるが、軽減できる可能性があるものもあり、精査して業務の再編を検討する余地はあると思われる。<br>② 負担を軽減するためには、複数の町会・自治会が共同で業務を実施するような仕組み・手法の検討も必要である。<br>(2)地域センターの地域支援機能強化<br>① 地域の多様な団体、活動の連携・協働を進めていくためには、地域センターの地域支援の機能を強化していくことは一つの方策と言える。<br>② 活動支援の仕組みとして、地域の方や職員をコーディネーターとして育成していくほか、テーマに応じて専門家を派遣する制度も今後検討する余地があると考えられる。 | (1)Ｈ27 とＲ２アンケート結果（問 32）を比較すると、町会・自治会の行政への協力業務の負担感の割合は減少しているが、（アンケートに回答した）２割以上の町会・自治会は未だに負担を感じている。<br>(2)行政からの協力依頼が負担になっていることから、町会・自治会への負担軽減のため引き続き区内部・外部への働きかけを行っていく必要がある。 | (1)町会・自治会の課題解決に対する支援<br>① 多種多様なテーマを設定し、そのテーマに合致する町会・自治会の会長や役員を集めた交流会・意見交換会を定期的に区が開催するなど町会・自治会の横の繋がりの形成支援が必要である。<br>② 外部のコンサルタント等を町会・自治会に派遣し、伴走型支援として町会・自治会に寄り添いながら支援することで「身近な相談役」の役割を担い、課題をより深く把握することが必要である。<br>(2)町会・自治会への依頼業務の見直し<br>① 区から町会・自治会に対して依頼している業務において軽減できる可能性があるものについてはより一層の精査を行い、町会・自治会に依頼する業務の軽減を引き続き検討する必要がある。<br>(3)地域センターの機能強化<br>① 現在の地域センターの支援に加えて、地域センター内に「町会・自治会支援員（仮称）」のような町会・自治会への支援や対応の専属員を配置し、補助金申請業務支援や地域巡回による困り事や意見の吸い上げなどを行う。 |

**「品川区町会・自治会活動活性化促進調査」報告書**

令和３年12月発行

発行：品川区地域振興部地域活動課

東京都品川区広町２-１-36
TEL 03－5742－6648（直通）
FAX 03－5742－6877

調査委託先：株式会社ダイナックス都市環境研究所

東京都港区西新橋３-15-12
TEL 03－5402－5355（代表）
FAX 03－5402－5350